

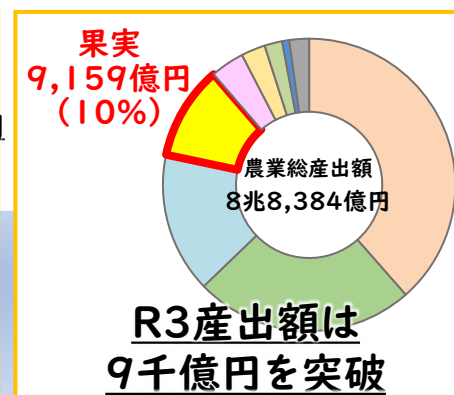
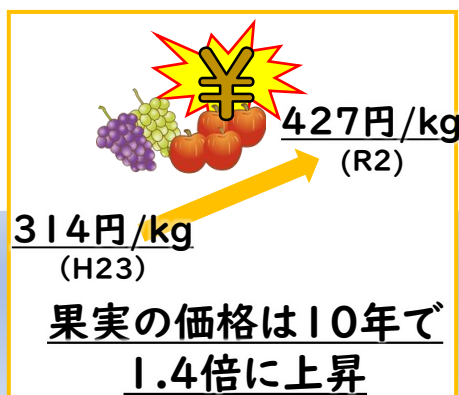
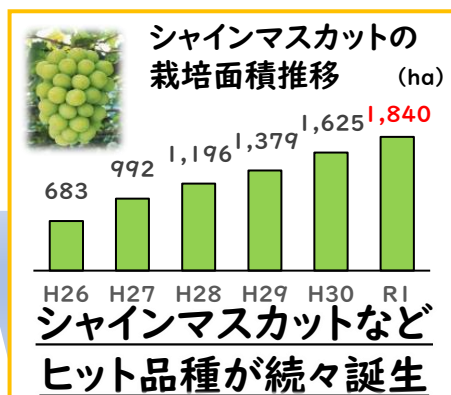
果樹産地の次代の担い手確保

～果樹型トレーニングファームを始めませんか？～

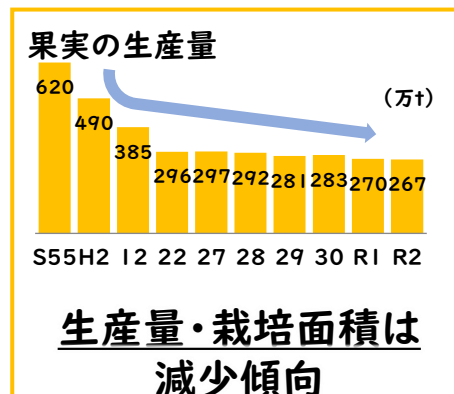
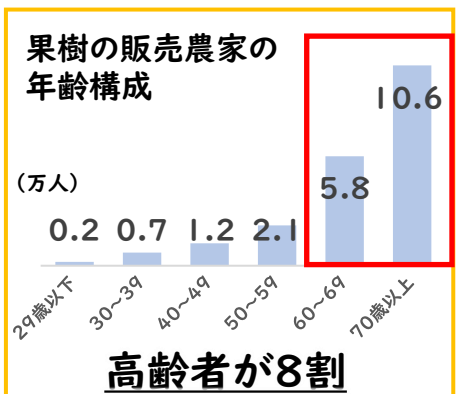
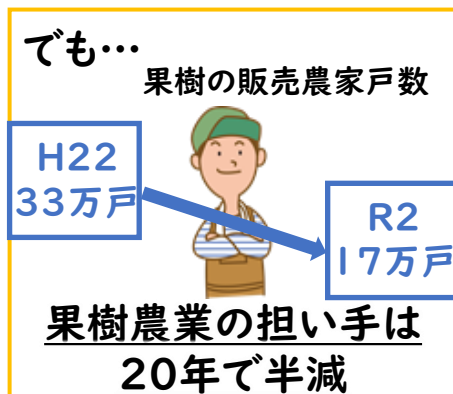
令和5年2月3日

農林水産省
農産局

今こそ、果樹産地の将来のために



果樹農業に大きなチャンス



→行政やJA、地域一体で担い手確保を

担い手育成、定着に向けた産地の取組実態 (アンケート調査)

◆新規参入のハードル

1. 未収益期間の存在



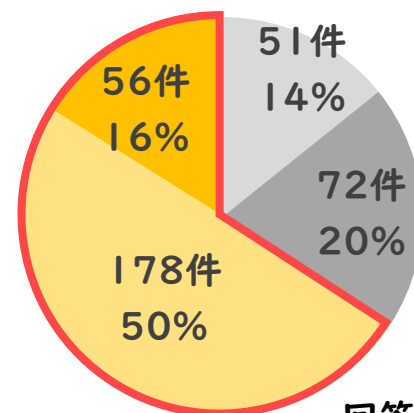
2. 園地の確保が困難



3. せん定など高度な技術を要する



現在の産地での担い手の確保状況



回答数: 357件

■ 既に確保

■ 今後確保の見込みあり

■ 取組を行っているが、確保の見込みなし

■ 取組を行えておらず、確保の見込みなし

7割の産地が
担い手確保の見込みなし

新規参入者が多い産地は「トレーニングファーム」に取り組んでいる

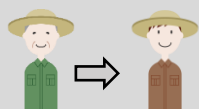
産地の担い手確保のための取組状況

実施率：高



改植・新植支援

実施率：72%



営農・技術指導

実施率：73%

実施率：低



トレーニング
ファーム設置

実施率：19%

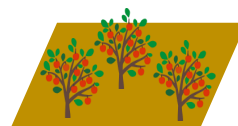


宿泊施設や住居
の斡旋

実施率：13%

就農前のサポートとなる
取組の実施率は低い

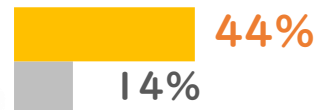
新規参入者が確保できている産地と できていない産地の取組状況の比較



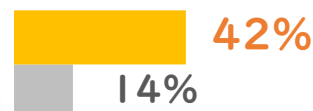
園地確保の取組



研修カリキュラム整備



トレーニングファーム設置



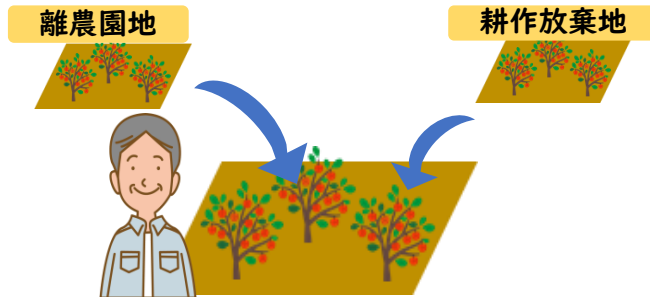
過去3年間の新規参入者数が ■ 10人以上 ■ 0人

新規参入者が獲得できている産地は
ハードルを克服できている

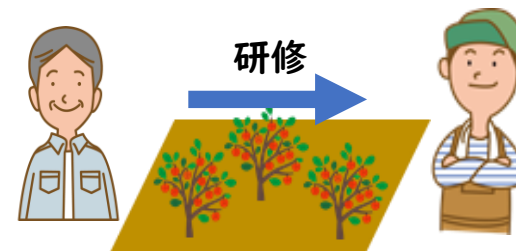
果樹型トレーニングファームの設置・活用

トレーニングファーム とは

①地域が園地を確保



②確保した園地で 実地研修をする



外部からの新規参加者が、1. 実地で、2. 果樹生産ができるよう研修を受けられる

さらに…こんな取組も

離農園地や
住居などのあっせん



地域の関係者による
伴走支援



(技術指導、所得機会や生活面での支援など)

研修園を分譲・リース
(研修後成園で営農開始できる)



果樹型トレーニングファームを全国に！

受入地域

- ・時間をかけて、新規参入者と接することができる。
- ・新しい農業を担う人と、これまでの経験のある人、お互いが学び成長するきっかけになり、産地の活性化につながる。
- ・匠の技術が地域で伝承される。
- ・地域の主力品目の生産が増え、ブランド力が増す。

新規参入者

- ・地域を知る行事に参加でき、地域住民との繋がりを得ることで研修後も助け合えるネットワークをつくることができる。
- ・希望する地域で、農業経営の事業計画づくり、土地の手配、資金制度活用の準備ができる。



果樹型トレーニング
ファームの設置で
好循環な果樹産地へ！！

果樹型トレーニングファーム設置に向けて

行政、JAには、地域外での情報収集や、地域における課題の検討、補助金等を組み合わせた支援が期待されています。

トレーニングファーム設置に向けたガイドブックを作成しましたので、御参考となれば幸いです。



3 トレーニングファームの事例

◆ 広島県果実農業用同組合連合会（広島連）の取組

広島連は県、市町、JAと連携し、新たな担い手を育成していくため、平成24年に新規参入希望者の研修を担う「広島県果樹農業振興対策センター（以下、「センター」という。）」を設立しました。



◆ 農林水産省の支援策

- ① 地域の話し合いを踏まえ、農地利用の姿を明確にした計画の策定に必要な情報収集や周知などに取り組みたい
ア. 地域計画策定推進緊急対策事業 (P.13)
- ② 就農等相談対応や農業者の掘り起こし等を行う体制を整備したい
ア. 新規就農相談会 (P.17)
イ. 就農情報ポータルサイト「農業をはじめろ」 (P.18)
ウ. 農業経営・就農サポート推進事業 (P.19)
エ. サポート体制構築事業 (P.15)
- ③ 研修の相談窓口の整備や、技術研修の実施、新規参入者が働きながら研修に取り組める支援を行いたい
ア. サポート体制構築事業 (P.15)
イ. 雇用就農資金 (P.20)
ウ. 未来型果樹農業等推進条件整備事業（担い手育成型） (P.●)
- ④ 研修生の研修中の資金をサポートしたい
ア. 農業経営・就農サポート推進事業 (P.19)
イ. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策 (P.40)
- ⑤ 先駆農業者等による技術サポートや、経営移譲を受けた農業者の経営発展を支援したい
ア. 経営継承・発展等支援事業 (P.24)
イ. サポート体制構築事業 (P.15)
- ⑥ 独立後の資金を支援したい
ア. 経営開始資金 (P.26)
イ. 青年等就農資金 (P.28)
ウ. 経営体育成強化資金 (P.30)
エ. 農業近代化資金 (P.32)
オ. 経営発展支援事業 (P.34)
カ. 認定新規就農者制度 (P.36)
- ⑦ 雇めき園地等を活用して、果樹型トレーニングファームを整備したい
ア. 未来型果樹農業等推進条件整備事業（担い手育成型） (P.38)
イ. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策 (P.40)
- ⑧ 果樹型トレーニングファームの研修や機械等を整備したい
ア. サポート体制構築事業 (P.15)
イ. 強い農業づくり総合支援交付金 (P.42)
- ⑨ 園地の継承や分譲、リースに向けて、マッチングや園地の再整備等に取り組むたい
ア. 農業経営・就農サポート推進事業 (P.19)
イ. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策 (P.40)

※ 予算は概算決定時点のものであり、今後事業内容の変更等が有り得ます。
※ 具体的な支援対象については、各事業のページをご参照ください。

各施策の詳細は次頁から

令和5年度予算など未確定の内容も含むため、「バージョン0」として配布。

果樹型トレーニングファーム設置に向けて

設置・活用の流れ



一体的に支援

農林水産省施策

果樹の園地への支援策

果樹農業生産力増強総合対策



トレーニングファーム整備

小規模園地整備、
改植等(1/2以内等)



省力技術研修

省力樹形の仕立て方などの
省力技術の研修に要する
経費(3万円/10a)

産地生産基盤 パワーアップ事業



継承のための
ハウス・樹園地整備
(定額、1/2以内等)

など

新規就農者への支援策

サポート体制構築事業



研修ほ場や 相談体制の整備

補助率: 1/2
上限: 100万円/1地区

就農準備資金



研修期間中の 研修生に対する 資金の助成

12.5万円/月
(150万円、
最大2年間)

経営開始資金



新たに経営を開始 する者に対する 資金の助成

12.5万円/月
(150万円、
最大3年間)

経営発展支援事業



就農後の経営発展のための 機械・施設導入支援

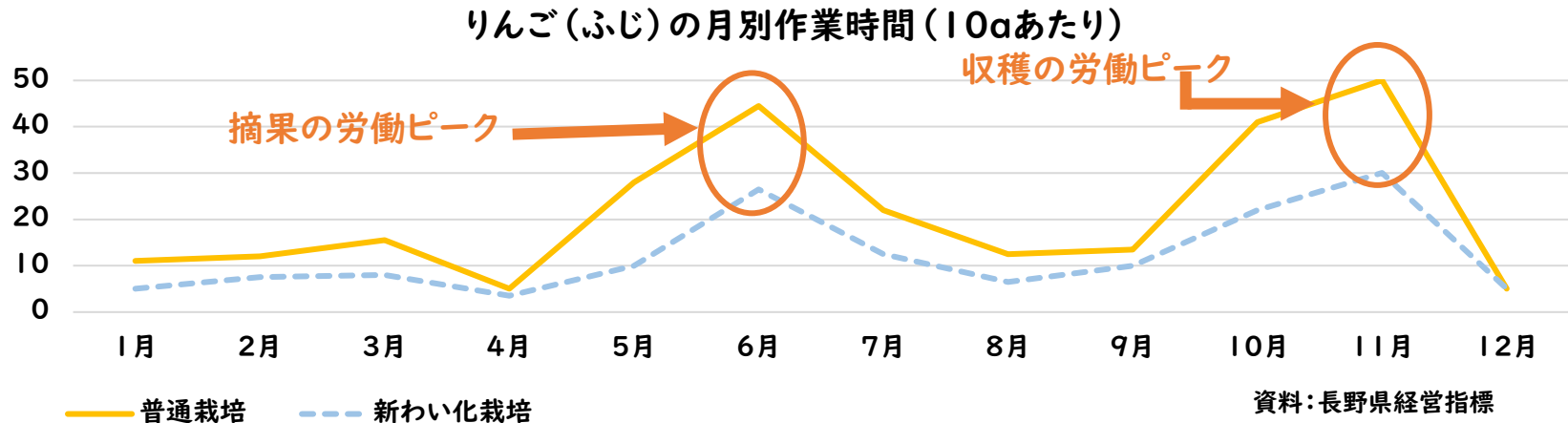
上限1,000万円
(経営開始資金の対象は
上限500万円)

など

トレーニングファームという形でなくとも、外部からの担い手を確保・定着できる
ように、農地の斡旋や技術研修、伴走支援する仕組みを検討しませんか？

担い手確保とともに考えていきたい、今後の課題

農繁期に集中する労働負荷、労働時間の長さ



他産業連携・労働力確保



スマート農業技術



追従ロボット作業車



AIセンサー選果機

今後に向けて

悩んでいる地域は、
ぜひ課題を当省に共有してください。

農産局果樹・茶グループ
TEL:03-3502-5957

農林水産省は全国の産地で
体制づくりが進むよう
寄り添って対応する所存です。

植物検疫に係る輸出入解禁の特徴と流れ

令和 5 年 2 月 3 日

農林水産省
消費・安全局 植物防疫課

植物検疫に係る輸出解禁の特徴と流れ

- 植物検疫に係る輸出解禁は、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針（令和2年4月3日）」に基づき、輸出先国・地域へ解禁要請をした後、輸出先国・地域において病害虫のリスク評価がなされ、植物検疫条件の協議を経て、行われる。
- 植物の病害虫は、①国・地域や、②植物の種類によって異なる。
このため、植物の輸入解禁に伴い侵入するおそれのある病害虫を輸出先国・地域が特定（リスク評価）し、それらの病害虫が侵入しないような植物検疫条件（検疫措置）を設定するプロセスが必要となる。
- 病害虫や植物の種類に応じ、低温処理やくん蒸などの消毒処理や、発生調査、園地・選果管理、輸出検査等を組み合わせた検疫措置を提案し、輸出先国・地域と協議。
- 病害虫が付着するおそれのない加工食品（ジュース、ゼリー等）は植物検疫の対象外。

【輸出解禁に向けた流れ】

要請の準備

（現時点で準備中の案件はなし。
今後、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に新たに掲載されたものを対象として、順次、解禁要請の準備を開始。）

要
請

植物検疫協議中※1,3

輸出先国による 病害虫リスク評価※2の 実施中

- ・カナダ
もも、いちご
- ・ベトナム
ぶどう、もも、かき
- ・インド
なし
- ・米国
さくらの切り枝、
ゆず等かんきつ類
- ・豪州
メロン
- ・タイ
ゆず、きんかん
- ・メキシコ
ストック種子、
トルコギキョウ種子 等

検疫条件の協議中

- ・インド
スギ
- ・タイ
かんきつ類（薬剤処理の代
替措置）、玄米
- ・中国
ぶどう
- ・フィリピン
いちご
- ・メキシコ
精米 等

輸出解禁又は検疫条件変更済※3

（2017年度以降の実績）

- ・中国
精米（精米工場及びくん蒸倉庫の追加）
- ・米国
かき
メロン
うんしゅうみかん（臭化メチルくん蒸の廃止）
盆栽（ツツジ属及びゴヨウマツ）（網室内での栽培
期間の短縮）
なし（生産地域の拡大、品種制限の撤廃）
- ・ベトナム
玄米
うんしゅうみかん
りんご（袋かけに代わる検疫措置の追加）
- ・タイ
かんきつ類（輸出生産地域の追加、合同輸出検査から
査察制への移行等）
- ・豪州
かき（臭化メチルくん蒸に代わる検疫措置による解
禁）
いちご
- ・カナダ
りんご（袋かけ又は臭化メチルくん蒸に代わる検疫
措置の追加）
- ・EU
黒松盆栽（錦松盆栽を含む）
- ・インド
りんご

約8年（従来の取組により解禁された案件の平均）

※1 協議中の案件のうち、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に掲載されているものを抜粋

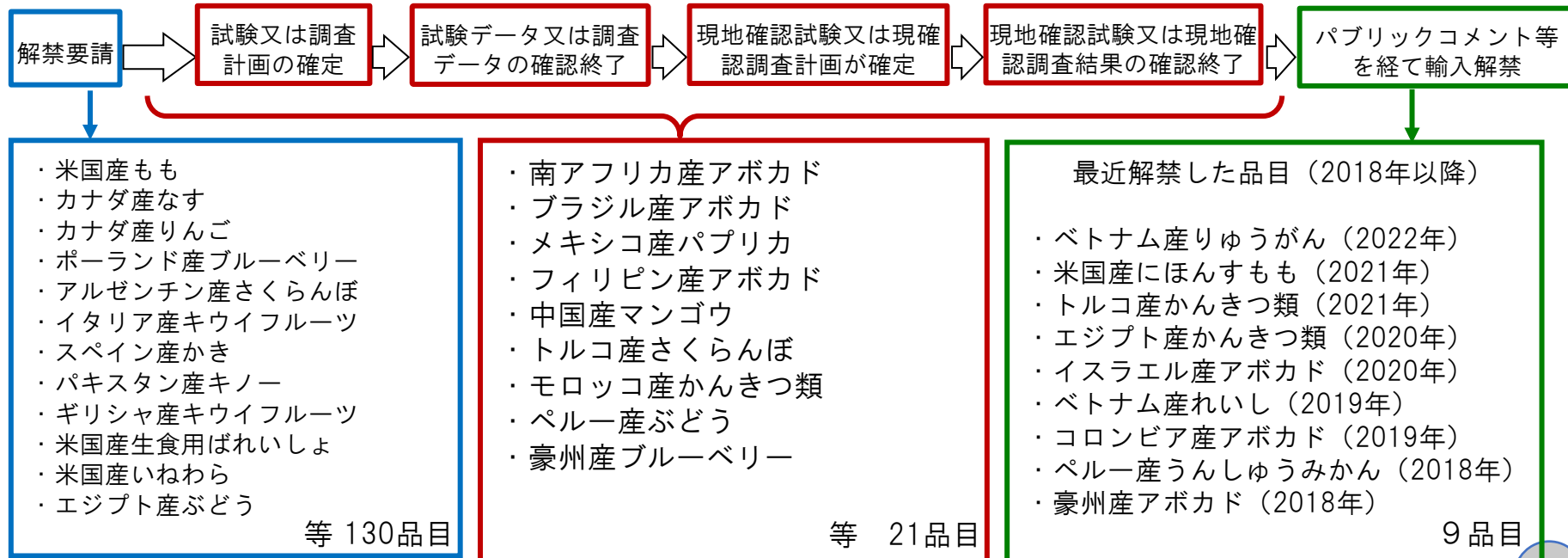
※2 病害虫の侵入・定着・まん延の可能性やまん延した場合の経済的被害の評価

※3 () を記載の案件は、検疫条件変更案件。

植物検疫に係る輸入解禁協議の特徴と流れ

- 我が国が侵入を警戒している病害虫の寄主で輸入が禁止されている植物について、諸外国から輸入解禁要請があった場合、「植物検疫における輸入解禁要請に関する標準的手続について」（平成11年9月22日付け大臣通知）に基づき、輸出国における殺虫処理技術等、我が国への当該病害虫の侵入を防止するための検疫措置について、科学的知見に基づき、二国間で技術的協議を実施。
- 技術的協議終了後、行政手続法に基づくパブリックコメント等の手続を経た上で、輸出国における検疫措置の実施を条件に輸入を解禁。（輸入解禁要請から輸入解禁までは、過去10年間では平均8年程度。検疫措置が国際的に確立されている場合には数年程度と早くなることもある一方、独自の措置でデータ収集に時間を要する場合などは10年を超えることもある。）
- 解禁手続の進行状況は農林水産省のホームページ、官報等で公開。更に、ブロック会議等により、県や関係団体に情報提供を行うなど、丁寧に周知。

【輸入解禁までの標準的な手続】



輸入解禁に係る標準的手続の改正について(令和5年4月施行予定)

輸入解禁要請の増加、多様化により、特別なリスク管理措置を要する病虫害及び当該措置の種類もまた多様化していることから、

- ・要請国との協議を通じリスク管理措置を策定する病虫害を特定するプロセス
 - ・要請国における当該措置の実施体制を評価するプロセス
- 等を明確化し、手続の透明性を確保。

旧手続からの主な変更点

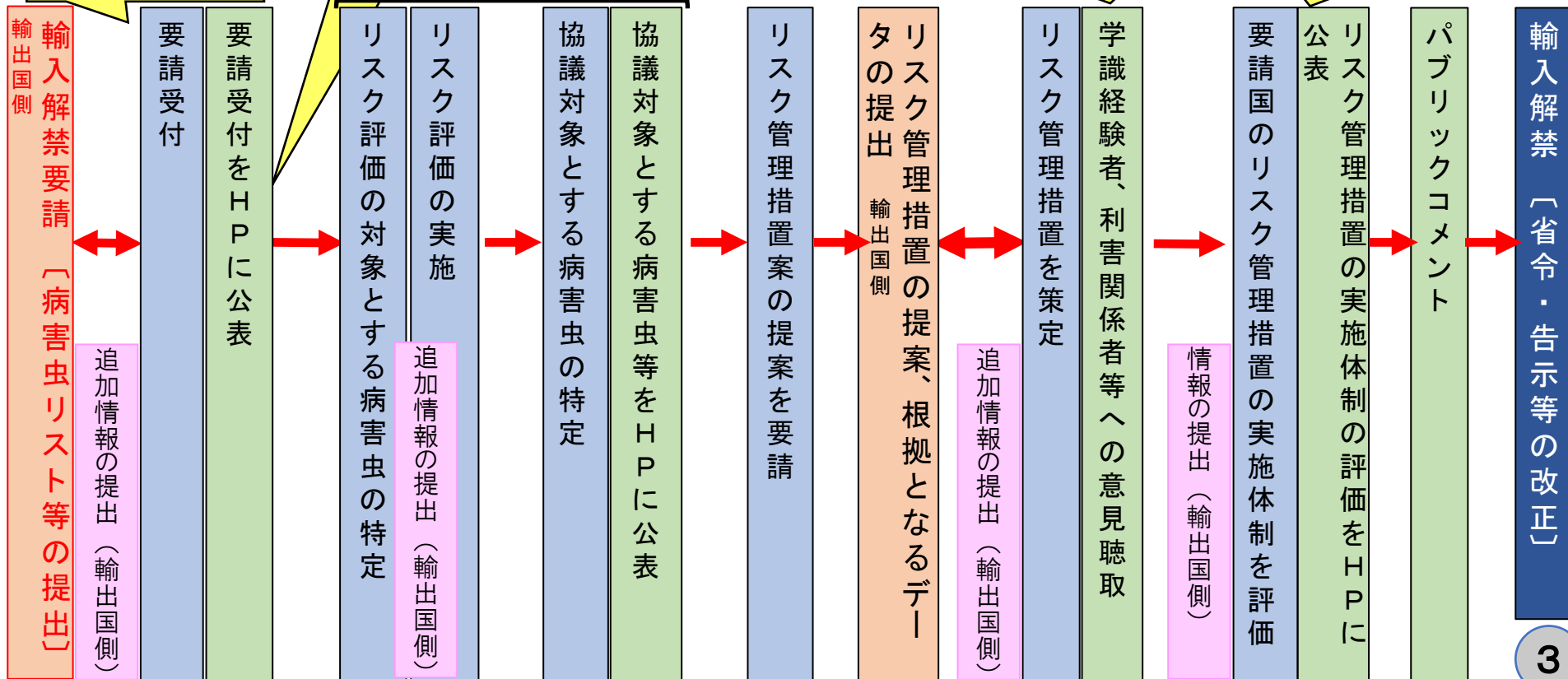
要請受付前に必要な情報を入手することとし、要請受付の手続を明確化。

公表先を、ジェトロが運営する通商弘報から農林水産省HPに変更。

協議対象とする病虫害の特定プロセスを明確化。

旧手続ではパブリックコメントと同時に関係者から意見聴取していたが、より早期に意見を聴取。

新たにリスク管理措置の実施体制の評価を行うことにより、輸出国の管理体制の不備による病虫害の侵入リスクに対応。



1. 輸入解禁要請に関する検証の現状

2023(令和5)年1月31日現在

		解禁要請年月	解禁要請が行われたもの	試験又は調査計画の確定したもの	試験データ又は調査データの確認が終了したもの	現地確認試験又は現地確認調査計画が確定したもの	現地確認試験又は現地確認調査結果の確認が終了したもの	公聴会・パブコメ募集が終了したもの
インド	ぶどう生果実	2001(平成13)年1月	●					
	ざくろ生果実	2017(平成29)年9月	●					
	ばれいしょ生塊茎	2018(平成30)年2月	●					
	とうがらし生果実	2019(平成31)年2月	●					
インドネシア	マンゴウ生果実	1995(平成7)年12月	●					
	いねわら	1997(平成9)年3月	●					
	メロン生果実	2011(平成23)年7月	●					
カンボジア	マンゴウ生果実	2007(平成19)年1月	●					
スリランカ	パパイヤ生果実	2012(平成24)年8月	●					
	ランブータン生果実	2012(平成24)年8月	●					
タイ	とうがらし生果実	2005(平成17)年11月		●				
台湾	ゴレンシ生果実	2003(平成15)年9月	●					
	メロン生果実	2004(平成16)年5月	●					
	ばんじろう生果実	2010(平成22)年1月	●					
	なし生果実	2010(平成22)年1月	●					
	赤肉種ドラゴンフルーツ生果実	2016(平成28)年10月	●					
	紫赤肉種ドラゴンフルーツ生果実	2016(平成28)年10月	●					
中国	いちご生果実	1998(平成10)年4月	●					
	かんきつ類生果実	1998(平成10)年4月		●				
	いんげんまめ生果実	2000(平成12)年6月	●					
	とうがらし生果実	2000(平成12)年6月	●					
	さくらんぼ生果実	2002(平成14)年9月	●					
	びわ生果実	2004(平成16)年11月	●					
	きゅうり生果実	2004(平成16)年11月	●					
	トマト生果実	2004(平成16)年11月	●					
	ピーマン生果実	2004(平成16)年11月	●					
	マンゴウ生果実	2004(平成16)年11月		●				
パキスタン	キノー(かんきつ)生果実	2011(平成23)年8月	●					
	なつめやし生果実	2019(令和元)年5月	●					
バングラデシュ	マンゴウ生果実	2009(平成21)年6月	●					
フィリピン	いねわら	1997(平成9)年3月	●					
	マンゴスチン生果実	2005(平成17)年2月	●					
	ぺぽかぼちゃ生果実	2005(平成17)年2月	●					
	ドラゴンフルーツ生果実	2005(平成17)年2月	●					
	アボカド生果実	2011(平成23)年8月			●			
	メロン生果実	2015(平成27)年5月	●					
ベトナム	とうがらし生果実	2009(平成21)年2月	●					
	スターアップル生果実	2016(平成28)年6月	●					
	パッションフルーツ生果実	2016(平成28)年7月	●					
	いねわら	2017(平成29)年12月	●					
	ポメロ生果実	2021(令和3)年2月	●					

		解禁要請年月	解禁要請が行われたもの	試験又は調査計画の確定したもの	試験データ又は調査データの確認が終了したもの	現地確認試験又は現地確認調査計画が確定したもの	現地確認試験又は現地確認調査結果の確認が終了したもの	公聴会・パブコメ募集が終了したもの
マレーシア	パパイヤ生果実	2005(平成17)年1月		●				
	とうがらし生果実	2005(平成17)年1月	●					
	ランブータン生果実	2005(平成17)年1月	●					
	すいか生果実	2005(平成17)年1月	●					
	ジャックフルーツ生果実	2011(平成23)年10月	●					
	かぼちゃ生果実	2011(平成23)年10月	●					
	トマト生果実	2011(平成23)年10月	●					
ミャンマー	マンゴウ生果実	2013(平成25)年4月	●					
イスラエル	マンゴウ生果実	1996(平成8)年7月	●					
	とうがらし、トマト生果実	1997(平成9)年6月		●				
	ノバ(かんきつ)生果実	1998(平成10)年7月		●				
	ざくろ生果実	2008(平成20)年6月	●					
トルコ	さくらんぼ生果実	2005(平成17)年1月			●			
	いちじく生果実	2016(平成28)年12月	●					
	ざくろ生果実	2016(平成28)年12月	●					
	クレメンティン生果実	2017(平成29)年9月	●					
レバノン	ぶどう生果実	1999(平成11)年5月	●					
	オレンジ生果実	2002(平成14)年4月	●					
イタリア	キウイフルーツ生果実	2001(平成13)年10月	●					
	ぶどう生果実	2001(平成13)年10月	●					
	りんご生果実	2001(平成13)年10月	●					
	なし生果実	2001(平成13)年10月	●					
オランダ	ばれいしょ生塊茎	1995(平成7)年5月	●					
	バラ科苗木	1997(平成9)年10月	●					
ギリシャ	キウイフルーツ生果実	2016(平成28)年7月	●					
	スウィートオレンジ生果実	2016(平成28)年7月	●					
	さくらんぼ生果実	2016(平成28)年7月	●					
	せいようすも生果実	2016(平成28)年7月	●					
スペイン	かき生果実	2012(平成24)年12月	●					
	トマト生果実	2012(平成24)年12月	●					
ハンガリー	さくらんぼ及びサワーチェリー生果実	2017(平成29)年3月	●					
	あんず生果実	2017(平成29)年3月	●					
	せいようすも生果実	2017(平成29)年3月	●					
	りんご生果実	2017(平成29)年3月	●					
	とうがらし生果実	2017(平成29)年3月	●					
フランス	トマト生果実	1998(平成10)年2月	●					
	キウイフルーツ生果実	2007(平成19)年11月	●					
ベルギー	ピーマン生果実	1993(平成5)年3月	●					
	せいようなし生果実	2012(平成24)年5月	●					
ポーランド	ブルーベリー生果実	2021(令和3)年7月	●					
ポルトガル	さくらんぼ生果実	2013(平成25)年7月	●					
ウズベキスタン	トウガラシ生果実	2018(平成30)年11月	●					
	さくらんぼ生果実	2018(平成30)年11月	●					
	りんご生果実	2018(平成30)年11月	●					
	すもも生果実	2018(平成30)年11月	●					
	ネクタリン生果実	2019(平成31)年1月	●					

		解禁要請年月	解禁要請が行われたもの	試験又は調査計画の確定したもの	試験データ又は調査データの確認が終了したもの	現地確認試験又は現地確認調査計画が確定したもの	現地確認試験又は現地確認調査結果の確認が終了したもの	公聴会・パブコメ募集が終了したもの
エジプト	ライム生果実	2000(平成12)年5月	●					
	ぶどう生果実	2021(令和3)年2月	●					
	ざくろ生果実	2021(令和3)年8月	●					
ケニア	アボカド生果実	2019(令和元)年9月	●					
	パッションフルーツ生果実	2019(令和元)年9月	●					
南アフリカ	アボカド生果実	1997(平成9)年8月					●	
	かき生果実	2003(平成15)年7月	●					
	マンゴウ生果実	2008(平成20)年4月	●					
	ブルーベリー生果実	2022(令和4)年6月	●					
モロッコ	クレメンティン生果実	2015(平成27)年6月						●
	マンダリン生果実	2019(令和元)年12月						●
ジンバブエ	アボカド生果実	2021(令和3)年2月	●					
	ブルーベリー生果実	2021(令和3)年2月	●					
アメリカ合衆国 (ハワイ諸島を除く)	ピーマン生果実	1996(平成8)年2月	●					
	なす生果実	1996(平成8)年2月	●					
	いねわら	1998(平成10)年3月	●					
	ばれいしょ生塊茎	2020(令和2)年3月	●					
	もも生果実	2022(令和4)年2月	●					
	小麦牧草	2022(令和4)年12月	●					
アメリカ合衆国 (ハワイ諸島)	ランブータン生果実	1998(平成10)年9月		●				
カナダ	乾燥牧草(高圧力圧縮)	2005(平成17)年3月		●				
	りんご生果実	2017(平成29)年5月	●					
	加工用ばれいしょ生塊茎	2017(平成29)年11月	●					
	なす生果実	2021(令和3)年6月	●					
アルゼンチン	ぶどう生果実	2005(平成17)年7月	●					
	りんご生果実	2005(平成17)年12月	●					
	なし生果実	2005(平成17)年12月	●					
	さくらんぼ生果実	2009(平成21)年11月	●					
	ブルーベリー生果実	2012(平成24)年11月	●					
ウルグアイ	スウィートオレンジ生果実	2008(平成20)年3月	●					
	マンダリン類生果実	2008(平成20)年3月	●					
	レモン生果実	2008(平成20)年3月	●					
エクアドル	マンゴウ生果実	1998(平成10)年1月	●					
グアテマラ	レモン生果実	2010(平成22)年9月	●					
コスタリカ	マンゴウ生果実	2003(平成15)年5月	●					
コロンビア	食用ホオズキ生果実	2006(平成18)年8月	●					
	タヒチライム生果実	2017(平成29)年5月	●					
チリ	くるみ核子	2009(平成21)年7月	●					
	りんご生果実	2020(令和2)年12月	●					
バハマ	チチュウカイミバエの無発生地域の認定	1993(平成5)年9月		●				
ブラジル	かき生果実	2002(平成14)年9月	●					
	かんきつ類生果実	2009(平成21)年8月	●					
	アボカド生果実	2015(平成27)年10月			●			

		解禁要請年月	解禁要請が行われたもの	試験又は調査計画の確定したもの	試験データ又は調査データの確認が終了したもの	現地確認試験又は現地確認調査計画が確定したもの	現地確認試験又は現地確認調査結果の確認が終了したもの	公聴会・パブコメ募集が終了したもの
ペルー	ぶどう生果実		2005(平成17)年5月				●	
	ライム生果実		2007(平成19)年11月	●				
	マンダリン類生果実	ミネオラ	2007(平成19)年11月		●			
		クレメンティン			●			
	グレープフルーツ生果実		2007(平成19)年11月	●				
	スウィートオレンジ生果実		2007(平成19)年11月		●			
	チェリモヤ生果実		2013(平成25)年9月	●				
	ざくろ生果実		2015(平成27)年3月		●			
	ブルーベリー生果実		2017(平成29)年1月	●				
	いちじく生果実		2018(平成30)年3月	●				
	ぱれいしょ生塊茎		2018(平成30)年5月	●				
ボリビア	そらまめ生果実		1997(平成9)年11月	●				
メキシコ	パブリカ生果実		2009(平成21)年6月		●			
オーストラリア	トマト生果実		1998(平成10)年11月	●				
	いねわら		1998(平成10)年1月	●				
	れいし生果実		2002(平成14)年8月	●				
	ビクトリア州産いちご生果実		2004(平成16)年2月	●				
	キウイフルーツ生果実		2004(平成16)年2月	●				
	ブルーベリー生果実		2010(平成22)年9月		●			
ニューカレドニア	マンゴウ生果実		1998(平成10)年6月	●				
	ピーマン生果実		1998(平成10)年6月	●				
ニュージーランド	ぱれいしょ生塊茎		2006(平成18)年7月	●				

49の国(地域)から、計152件の解禁要請

2. 輸入条件の変更要請に関する検証の現状

2023(令和5)年1月31日現在

		変更要請年月	変更要請の概要	検討状況
インド	マンゴウ生果実	1996(平成8)年7月	品種追加	ミバエ類の侵入防止措置の検討に必要な情報提供を相手国に依頼中
フィリピン	マンゴウ生果実	2006(平成18)年2月	輸送方法の追加(航空携行手荷物)	相手国から提出されたミバエ類の侵入防止措置に関する情報を我が国で検討中
ベトナム	ヒロセウス・ウンダーツス生果実	2011(平成23)年8月	輸送方法の追加(航空携行手荷物)	ミバエ類の侵入防止措置の検討に必要な情報提供を相手国に依頼中
台湾	マンゴウ生果実	2012(平成24)年1月	品種追加	ミバエ類の侵入防止措置の検討に必要な情報提供を相手国に依頼中
	冬季生果実	2017(平成29)年12月	検疫処理の免除	相手国から提出されたミバエ類の侵入防止措置に関する情報を我が国で検討中
マレーシア	マンゴウ生果実	2014(平成26)年10月	品種追加	ミバエ類の侵入防止措置の検討に必要な情報提供を相手国に依頼中
タイ	ポメロ生果実	2019(令和元)年6月	品種追加	相手国から提出された情報を我が国で検討中
	マンゴスチン生果実	2019(令和元)年7月	検疫条件の変更	相手国から提出された情報を我が国で検討中
パキスタン	マンゴウ生果実	2019(令和元)年5月	品種追加	相手国から提出された情報を我が国で検討中
イスラエル	チチュウカイミバエの寄主植物	1997(平成9)年6月	チチュウカイミバエ無発生地域の認定	チチュウカイミバエ無発生の確認に必要な情報提供を相手国に依頼中
	グレープフルーツ	2018(平成30年)9月	処理条件(処理温度・期間)の変更	処理条件の変更要請の内容を確認中
イタリア	オレンジ等生果実	2013(平成25)年9月	植物防疫官の確認方法の変更	相手国から提出された要求事項を我が国で検討中
スペイン	オレンジ等生果実	2018(平成30)年3月	植物防疫官の確認方法の変更	相手国から提出された要求事項を我が国で検討中
ハンガリー	チチュウカイミバエの寄主植物、じゃがいもがんしゅ病の寄主植物	1998(平成10)年2月	チチュウカイミバエ、じゃがいもがんしゅ病の無発生地域の認定	検討に必要な情報提供を相手国に依頼中
フランス	りんご生果実	2007(平成19)年11月	措置・品種の追加	検疫措置案の有効性の確認に必要な情報提供を相手国に依頼中
	ぶどう苗木	2018(平成30年)4月	隔離検疫代替措置の適用	追加情報の提供を相手国に依頼中
ベルギー	トマト生果実	2019(令和元)年9月	検疫条件の変更	相手国から提出された情報を我が国で検討中
南アフリカ共和国	かんきつ類生果実	2003(平成15)年4月	処理条件(処理温度・期間)の変更	相手国から提出された低温処理試験データを我が国で検討中
		2009(平成21)年11月	品種追加	相手国から提出された情報を我が国で検討中
	ぶどう生果実	2013(平成25)年9月	品種追加	相手国から提出された情報を我が国で検討中

		変更要請年月	変更要請の概要	検討状況
アメリカ合衆国 (ハワイ諸島を除く)	乾燥牧草	2013(平成25)年2月	処理条件(処理期間)の変更	追加情報の提供を相手国に依頼中
	ポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎	2017(平成29)年10月	輸入後の全ての国内規制の撤廃	輸入条件の変更要請の内容を我が国で検討中
		2018(平成30)年9月	全ての加工用途の許可	輸入条件の変更要請の内容を我が国で検討中
	りんご生果実	2018(平成30)年4月	システムズアプローチの適用	相手国から提出されたシステムズアプローチの検疫措置案を我が国で検討中
	ネクタリン生果実	2020(令和2)年11月	処理の確認方法の追加	相手国から提出された情報を我が国で検討中
	にほんすもも生果実	2021(令和3)年4月	処理条件の変更	相手国から提出された情報を我が国で検討中
アメリカ合衆国 (ハワイ諸島)	マンゴウ生果実	2000(平成12)年6月	品種追加	試験計画の提出を相手国に依頼中
アルゼンチン	チチュウカイミバエの寄主植物	2002(平成14)年9月	チチュウカイミバエ無発生地域の認定	相手国から提出された情報を我が国で検討中
	レモン生果実	2010(平成22)年2月	システムズアプローチの適用	相手国から提出された情報を我が国で検討中
ブラジル	マンゴウ生果実	2005(平成17)年10月	品種追加	検討に必要な情報提供を相手国に依頼中
オーストラリア	ぶどう生果実	2005(平成17)年8月	ミバエ類の無発生地域の認定	相手国から提出されたトラップ調査に関するデータを我が国で検討中
		2017(平成29)年11月	品種制限の撤廃	相手国から提出された情報を我が国で検討中
	マンゴウ生果実	2017(平成29)年11月	品種制限の撤廃	相手国から提出された情報を我が国で検討中
	かんきつ類生果実	2017(平成29)年11月	品種制限の撤廃	相手国から提出された情報を我が国で検討中
ニュージーランド	りんご生果実	2019(平成31)年2月	システムズアプローチの適用	相手国から提出されたシステムズアプローチの検疫措置案を我が国で検討中

20の国(地域)から、35件の変更要請

果樹の輸出をめぐる情勢について



農 林 水 産 省

国内及び海外の市場の変化

- **国内の市場規模は、人口減少や高齢化に伴い、縮小。**急速な需要の減少が、日本の農林水産業に大きな影響を与えることは不可避。
- 他方で、**世界の農産物マーケットは、人口の増加に伴い、拡大する可能性。**このため、農林水産業の生産基盤を維持し、農林水産物・食品の輸出促進により世界の食市場を獲得していくことが重要。

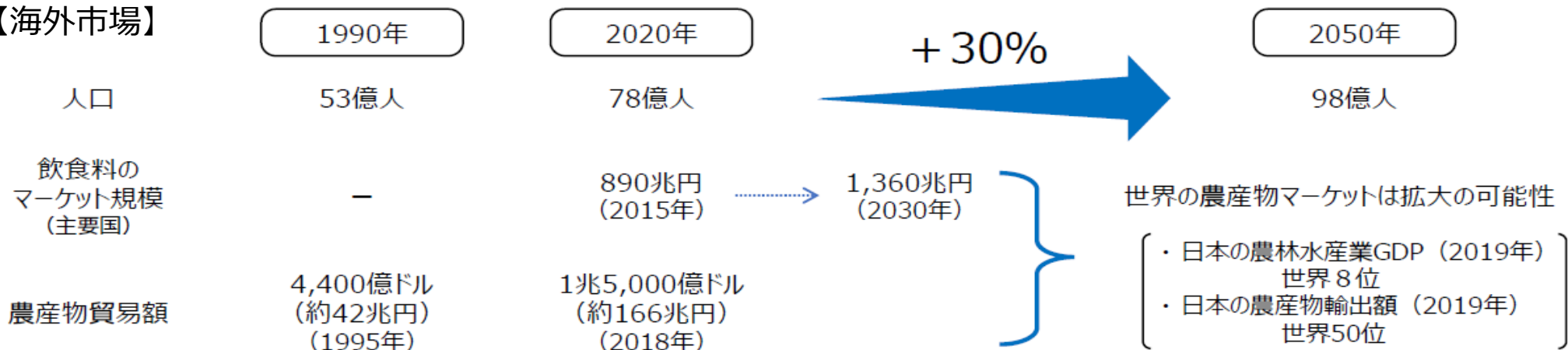
【国内市場】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」、「生産農業所得統計」

【海外市場】

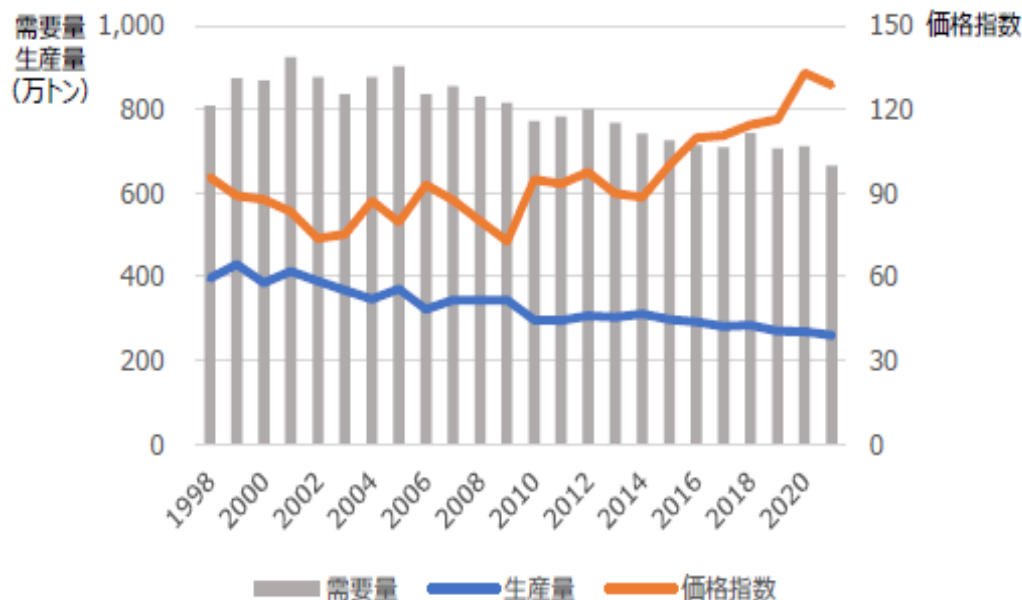


資料：国際連合「世界人口予測・2017年改訂版」、農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」、FAO「世界農産物市場白書（SOCO）：2020年報告」

国内市場の縮小と生産量

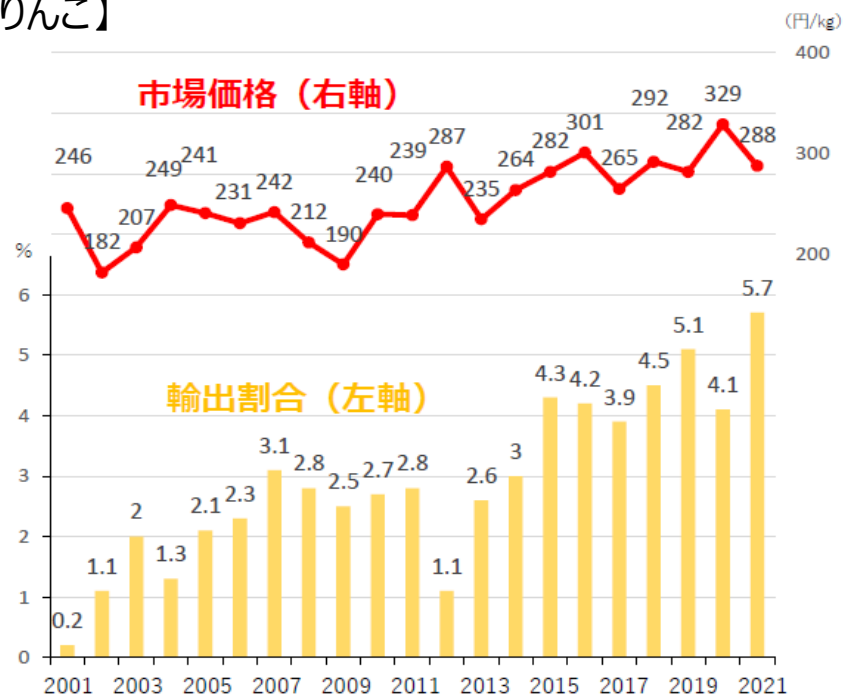
- 果樹については、**価格が上昇している中**、地域の人材や担い手不足等で、**生産が減少**。
- 一部の品目では、**輸出の増加**が国内需給を引き締め、**価格の高位安定化に寄与している可能性**。

【果樹】



資料：果実の需要量・生産量は農林水産省「食料需給表」、価格指数は農業物価統計（農産物品目別年次別価格指数）
注：指数については2015年を100とした指数。

【りんご】

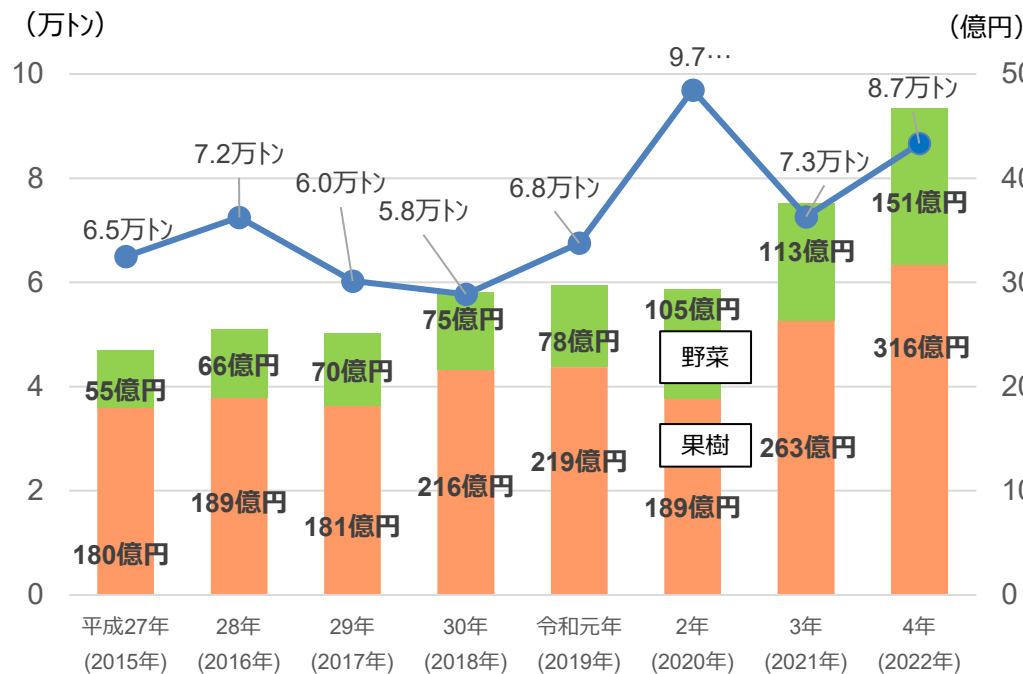


資料：農林水産省「青果物卸売市場調査」、「作物統計」、財務省「貿易統計」

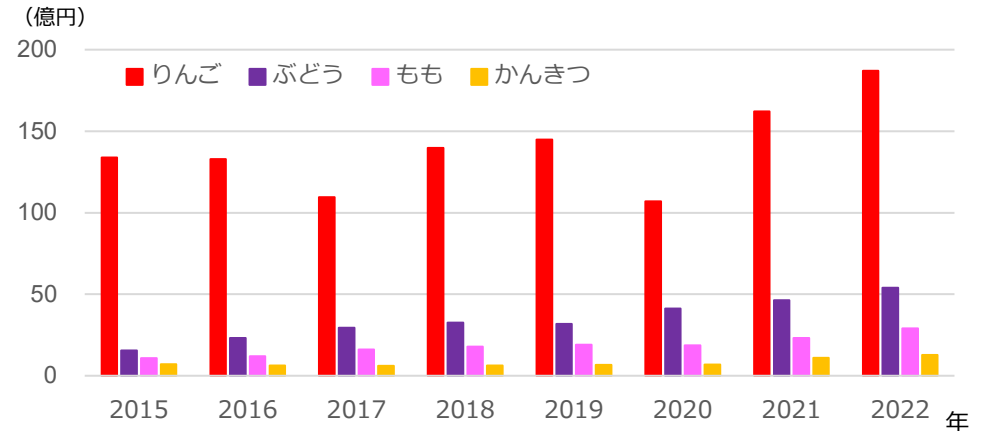
青果物の輸出の状況

- 輸出目標 2025年 2兆円・2030年 5兆円の達成に向け、輸出重点品目に青果物を位置づけ。
- 青果物の2022年の輸出実績は、数量ベースで8.7万トン（前年比19%増加）、金額ベースで467億円（前年比22%増加）と**過去最高額**を記録。このうち、**果樹が約7割**、野菜が約3割を占める。

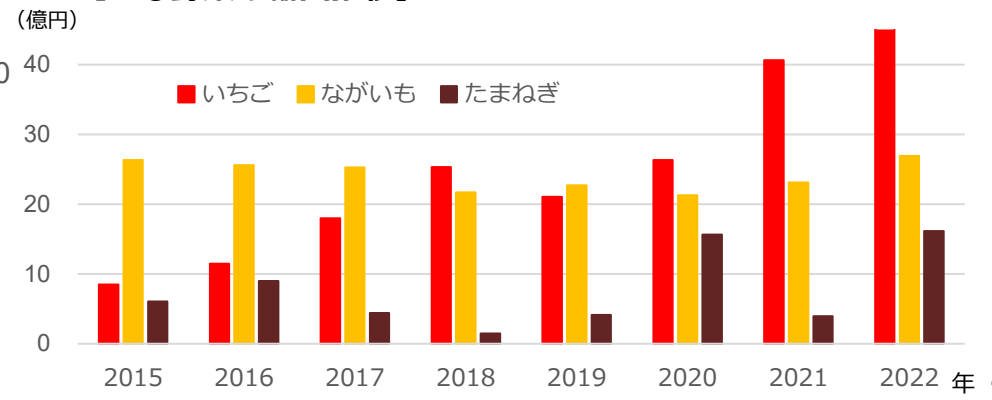
○ 青果物の輸出推移



【主な果実の輸出推移】



【主な野菜の輸出推移】



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

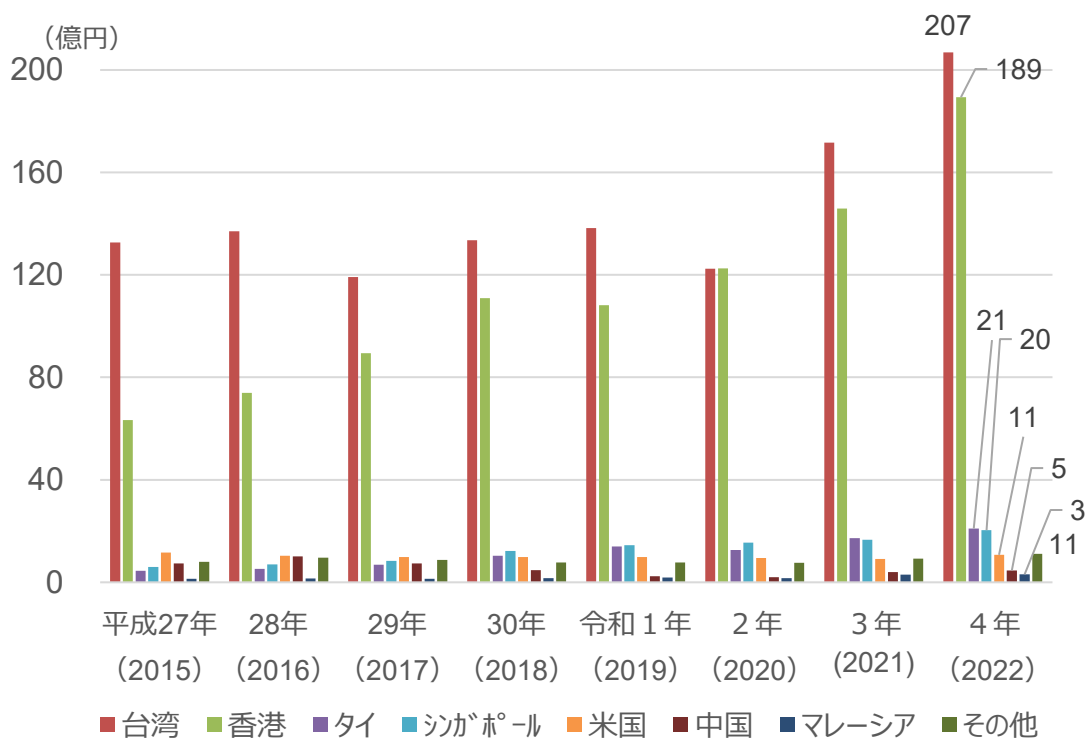
注1：2022年のデータから、青果物の数値は「かき」「かんしょ」それぞれの加工品を含む数値を算出。

注2：2022年1月のシンガポール向けカリフラワー及びブロッコリーの金額は財務省貿易統計HPに掲載されている「確報及び確々報公表後における修正情報の掲載について」(<https://www.customs.go.jp/toukei/sankou/teisei/>)の修正を農林水産省にて反映させたもの。

青果物の輸出の状況（輸出先国・地域別）

- 輸出先国・地域別では、金額ベースで台湾向けが207億円と最も多く、**台湾、香港向けが全体の輸出金額の8割以上**を占める。
- 果樹の重点品目別では、**りんご、ぶどう、もも、かんきつにおいて台湾、香港向けが輸出金額の8割以上**を占めている。**かきについては香港、タイ向けで約9割**を占めている。

○ 青果物の国・地域別輸出額推移



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注1：2022年のデータから、青果物の数値は「かき」「かんしょ」それぞれの加工品を含む数値を算出。
注2：2022年1月のシンガポール向けカリフラワー及びブロッコリーの金額は財務省貿易統計HPに掲載されている「確報及び確々報公表後における修正情報の掲載について（<https://www.customs.go.jp/toukei/sankou/teisei/>）の修正を農林水産省にて反映させたもの。

○ 青果物の国・地域別内訳 2022年

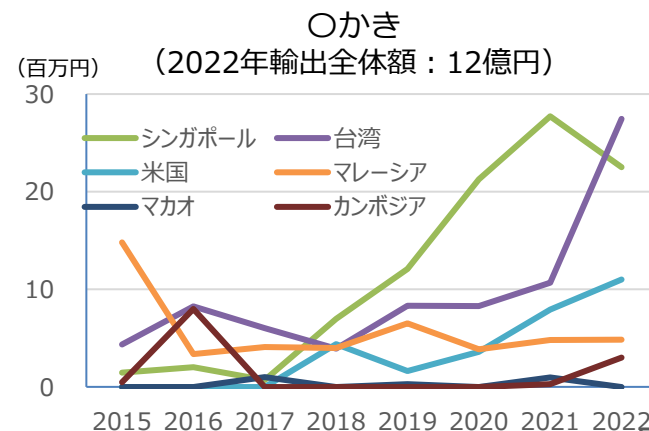
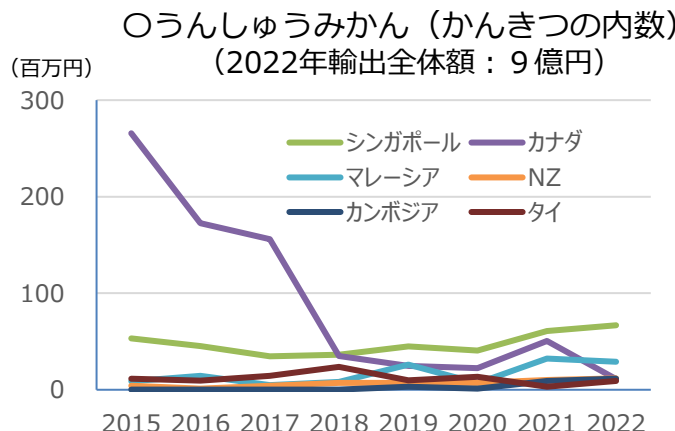
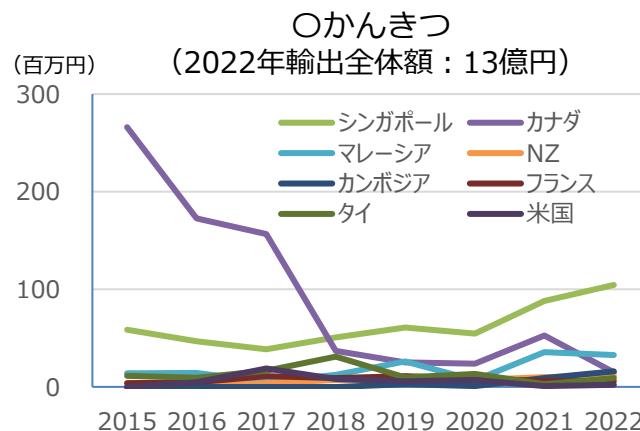
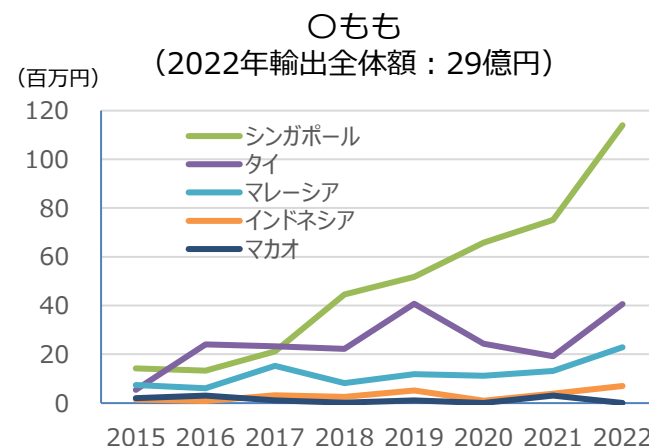
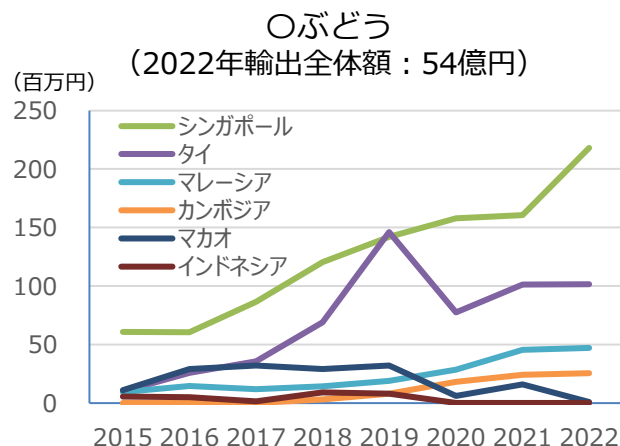
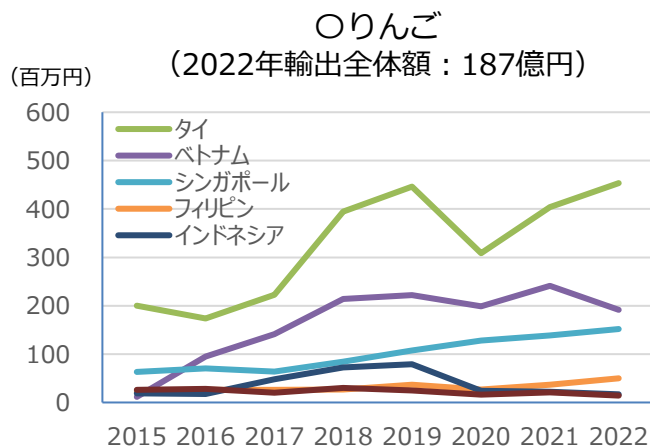
	国 名	輸出額（量）	輸出額 増減率	輸出額 構成比
1	台湾	206.8億円（47,739トン）	17.7%	44.3%
2	香港	189.3億円（25,350トン）	29.0%	40.5%
3	タイ	20.9億円（3,207トン）	19.8%	4.5%
4	シンガポール	20.3億円（3,223トン）	20.9%	4.3%
5	アメリカ合衆国	10.8億円（2,301トン）	15.4%	2.3%
-	その他	18.8億円（4,850トン）	15.1%	4.0%
-	世界	466.9億円（86,670トン）	22.2%	100%

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注1：2022年のデータから、青果物の数値は「かき」「かんしょ」それぞれの加工品を含む数値を算出。
注2：2022年1月のシンガポール向けカリフラワー及びブロッコリーの金額は財務省貿易統計HPに掲載されている「確報及び確々報公表後における修正情報の掲載について（<https://www.customs.go.jp/toukei/sankou/teisei/>）の修正を農林水産省にて反映させたもの。
注3：四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しないことがある。

青果物の輸出の状況（重点品目別（輸出先上位2か国・地域を除く。））

- 重点品目ごとの輸出先上位2か国・地域を除いた国別輸出額を見ると、りんごではタイ、かきでは台湾、それ以外の重点品目ではシンガポールが続いており、輸出額も伸びている状況。
- 更なる輸出拡大を図っていくためには、**上位2か国・地域以外の国・地域への輸出を目指す**ことを検討することも必要。

【上位2国・地域以外の主な国別輸出額の推移】



農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の取組

- **GFP（ジー・エフ・ピー）**は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。
- 平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「**GFPコミュニティサイト**」を立ち上げ。
- 当該サイトに登録した者を対象に、農林水産省がジェトロ、輸出の専門家とともに産地に直接出向いて輸出の可能性を無料で診断する「**輸出診断**」を平成30年10月から開始。



GFP登録者へのサービス提供

○農林漁業者・食品事業者へのサービス

- ・専門家による無料の輸出診断
- ・GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・輸出商社の「商品リクエスト情報」の提供
- ・輸出希望商品の輸出商社への紹介
- ・輸出のための産地づくりの計画策定の支援
- ・メンバー同士の交流イベントの参加
- ・規制情報等の輸出に関連する情報の提供

○輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス

- ・GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・生産者・製造業者が作成する「商品シート」の提供
- ・「商品リクエスト」の全国の生産者・製造業者への発信
- ・メンバー同士の交流イベントの参加
- ・規制情報等の輸出に関連する情報の提供

GFPの登録状況（12月末時点）

GFP登録者数

区分	登録者数
農林水産物食品事業者	3,947
流通事業者、物流事業者	3,158
合計	7,105

輸出診断申込状況

区分	
輸出診断申込数	1,550
うち訪問診断希望者	1,157
訪問診断完了数	616



GFP登録申込みフォームにおいて、氏名等の基礎情報の他、以下の項目等を記入すれば、輸出診断（無料）を申し込むことが可能。

- 生産品目（具体品名）
- 生産規模（生産者の場合）
- 年間販売金額（全体）
- 輸出を希望する品目（具体品名）

農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の取組（優良事例）

- 高品質な日本産果実は海外で評価され、果樹の輸出は増加。また、個々の産地等における**優良事例が報告**。
- 今後も輸出を農業経営、産地戦略に組み込んで、産地の活性化や収益性の向上を図ることが重要。

優良事例（例）

【アグベル株式会社（山梨県）】産地リレーによる輸出拡大と耕作放棄地の活用に成功



近隣農家を巻き込み“アグベル出荷組合”を形成し、生産者の負担を軽減することで、生産者・小売店・消費者の三方のWin-Win-Win関係構築

輸出拡大に向けて山梨県・長野県のぶどうの収穫時期のスレを生かして産地出荷リレーを実施。結果、持続的で安定的な輸出体制を構築

日系チャネルだけでなく、高級青果物専門店・現地系ハイエンド小売等向けのプロモーションを強化。今後は加工品販売で客層獲得を目指す

輸出額推移（GFP参画前後）

GFP参画前（2019年）

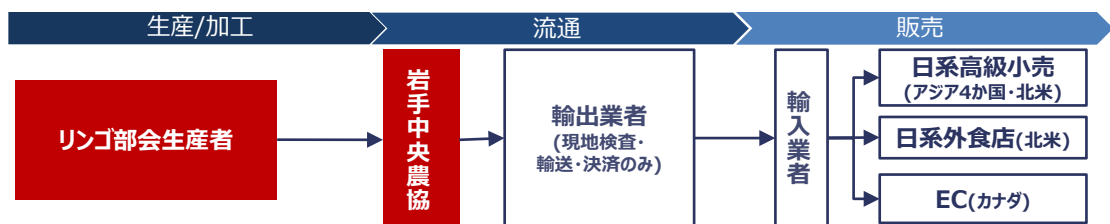
1,000万円

+7,000万
(800%)

GFP参画後（2021年）

8,000万円

【岩手中央農業協同組合（岩手県）】JA単位での取組による安定輸出の確保



りんご生産部会が主体となり、特に国別に異なる農薬使用基準をクリアする体制が取られている。地域統一防除体系が確立し、全国唯一特別栽培りんご認証をJA単位に取得。台湾向けの防除体系も対応済み

農水省事業を活用し、輸出予冷施設（スマートフレッシュ処理・貯蔵室）を設置し、鮮度保持処理能力が向上。輸出数量の増加対応や国別の保管、産地での検疫検査が可能となり、北米への新規輸出を実現

現地消費者アンケートや海外視察等を実施することで、りんごの価格やサイズ・色、その他商品へのニーズを把握し、マーケットインの視点で輸出。アップルパイ等の商品開発を通じて、農家収益性を高める

輸出額推移（GFP参画前後）

GFP参画前（2018年）

1,621万円

+550万
(133%)

GFP参画後（2021年）

2,171万円

果樹等の輸出拡大に向けた課題と対応

果樹等を輸出するためには、植物検疫条件や残留農薬基準などの輸出先国・地域の規制に対応する必要。このため、

- ・ 植物検疫上日本産果樹等の輸入を認めていない国・地域への**輸出解禁**の要請、条件付き輸入を認めている国・地域への**検疫条件緩和**の要請及び検疫協議、
- ・ 果樹等の残留農薬基準について、**防除暦の見直し**や**インポートトレランス申請**等の支援、
- ・ その他の輸出上の制約となる**品質保持流通体制の強化に向けた取組**等の支援
を行って、円滑な輸出に取り組める環境づくりを支援している。

輸出解禁等の要請

○最近解禁が行われた品目・国及び主な植物検疫条件

【りんご】インド（2022年3月）

- ・登録生産園地での栽培 ・登録選果こん包施設での選果こん包
- ・消毒処理 ・インド側検査官による査察 ・輸出検査

【うんしゅうみかん】ベトナム（2021年10月）

- ・登録生産園地での栽培 ・登録生産園地でのミカンバエ無発生確認
- ・ベトナム側検査官による登録生産園地の確認
- ・登録選果こん包施設での選果こん包 ・輸出検査

○最近条件緩和が行われた品目・国（例）

【なし】米国（2020年4月）

全ての都道府県(※)のなしが解禁・品種制限の撤廃。
(※)沖縄県及び一部の離島を除く。

(参考) 二国間協議により検疫条件が定められている品目
植物防疫所HP

<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/bilateral.html>

残留農薬等の規制や品質保持流通体制の強化等に向けた支援

○残留農薬等の規制に適切に対応し、**ビジネスチャンス**につなげるため、

- ・輸出先国における残留農薬基準に対応した**防除暦の見直し**や**残留農薬分析**等を支援
- ・青果物の品質を確保するため、**長期保存・鮮度保持流通体系の確立**に向けた取組等を支援

(参考) 青果物輸出産地体制強化加速化事業 (R4 補正)

https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/f_yusyutu/

インポートトレランス申請の支援

○申請に必要なデータ作成支援

<品目別の支援件数>

品目	支援件数	品目	支援件数
りんご	6	かき	9
ぶどう	12	いちご	13
もも	5	その他	23
かんきつ	7	合計	75

※支援した延べ件数

(参考) 諸外国における残留農薬基準値に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

品目団体（一般社団法人日本青果物輸出促進協議会）の認定

- 日本青果物輸出促進協議会は、国産青果物とその加工品の輸出促進事業や情報の収集・提供等を通じて、国産青果物等の輸出を促進することを目的に平成27年5月に設立。令和4年12月に改正輸出促進法に基づく、農林水産物・食品輸出促進団体（いわゆる品目団体）に認定。
- 当協議会では、品目団体予算等を活用し、**国内外でのオールジャパンでの国産青果物等のPR、展示会・セミナー等の実施、海外マーケティング調査を実施**。会員は各種商談会や販売促進活動等に参加。

【取組内容】

○海外における国産青果物のPR

海外における日本青果物の展示や試食会、SNS等を活用した日本産青果物のPR、日本産果実マークを使用した偽装防止対策やプロモーションの実施により、日本産青果物のブランドを確立。



海外（ドバイ）における
日本産果物の展示



SNSを活用した
日本産青果物PR



日本産果実マークによるPR

○輸出ターゲット国のマーケット調査

海外の小売店舗で、日本産と競合他国産について、店頭価格、品質等の販売状況を調査の実施。会員が調査を実施。



海外小売店における販売の様子

○国内外における商談会の開催

会員の参加希望を募り、国内で産地と輸出事業者、海外で輸出事業者と現地バイヤーをマッチングするための商談会を実施。



令和4年は国内7か所、
海外（6か国）で商談会を開催

○メディアなどを活用した販売促進活動

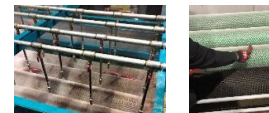
会員の参加希望等を募り、メディアやKOLを活用したプロモーション、海外の小売店舗による販売促進活動により、日本産青果物の新規販路開拓を実施。



シンガポール、タイ、マレーシアで
旬の日本産果物をメディア向けに紹介

○輸出に関する課題解決に向けた実証

会員の発案により、R4年度は、かんしょ輸出の大きな問題である輸送時の腐敗低減に向け、洗浄機械の開発や温湿度管理手法の実証。



かんしょの洗浄機械・洗浄ブラシ
洗浄ブラシの素材の違いで、
かんしょの傷のつき具合を検証

○その他の取組

- ・青果物部会による品目毎の輸出戦略の策定や中期計画の検討、栽培マニュアルの作成。
- ・輸出産地リスト事業者の日本産青果物の商談用サイトの設置(作成中)
- ・青果物の輸出に関する各種情報の入手、協議会会員への配信 等

(一社)日本青果物輸出促進協議会
(認定農林水産物・食品輸出促進団体)

果物の輸出促進について

1. なぜ、今、輸出促進なのか？

●我が国の市場規模

2020年：1億2,586万人 → 2050年：1億190万人

胃袋が小さくなる。現時点で果物を多く食べている世代は減少していく。

果物を作っても売れなくなる。売れなくなれば、価格は下落。

●今後、どこで勝負をするのか？

あくまで、国内需要だけでよいのか？

バナナ、中国産リンゴジュース、ブラジル産オレンジジュースに置き換わるのか？

●今後、新しい担い手を確保し、安定的経営を維持するには、安定的価格の確保が重要。

●新品種の新植や新たな仕立てによる園地整備をして担い手を確保しても、国内市場価格が低下していたら、これからの担い手に申し訳ない!!

★国内市場が縮小する中で、新需要・新市場を獲得しなければ、安定的価格は確保されない。→輸出促進が必要。

2. (一社)日本青果物輸出促進協議会とは？

●輸出促進法に基づく品目団体。

★国産果物をジャパン・ブランドとして、オールジャパンでの輸出に向けた取組を実践している。

→まずは、HPを御覧の上、乞う連絡!!

3. 今後の輸出とは？

● 輸出の流れ

①市場可能性調査→②進出戦略立案→③進出事前準備→④販路開拓

各段階で「輸出拡大のプロ」と積極的に連携することが必要。

★従前のように①→②→③を飛ばしてのいきなりの④でＪＡ、首長等による展示会出展では、持続的な輸出は困難。

依然、こういう事案が多く見られる。

★①→②→③ができる「餅は餅屋」に任せて、輸出流通に乗ることが重要。

4. 結びに

★輸出促進に参加しましょう!!

★輸出促進に向けた情熱を持ちましょう!!

★日本青果物輸出促進協議会に連絡乞う!!

以 上



団体の概要

概要及び設立時期

日本青果物輸出促進協議会は、国産青果物とその加工品の輸出促進事業や情報の収集・提供等を通じて、国産青果物等の輸出を促進することを目的に平成27年5月に設立。令和4年12月に農林水産大臣が認定品目団体に認定。

目的

国産青果物及びその加工品の輸出を促進するため、

- ① 国内外での国産青果物等のP R
- ② 展示会・セミナー等の実施
- ③ 海外マーケティング調査
- ④ 産地間連携及び輸出環境整備等に関する検討会の開催
- ⑤ 国産青果物等の輸出事業者による輸出活動等の支援等を実施する。

代表者

会長 菱沼義久

会員

(一社) 青森県りんご対策協議会、(株) アライド コーポレーション、Wismettacフーズ(株)、九州農産物通商(株)、Japan potato(有)、JA全農インターナショナル(株)、東京青果(株)、NAX JAPAN(株)、日園連、日本ブドウ産地協議会、なめがたしおさい農業協同組合、船昌商事(株)、(株)P P I H 他 **全72会員**

主な取組

海外における国産青果物のPR

- ・ 海外における日本青果物の展示や試食会、SNS等を活用した日本産青果物のPR、日本産果実マークを使用した偽装防止対策やプロモーションの実施により、日本産青果物のブランドを確立。



海外（ドバイ）における
日本産果物の展示



SNSを活用した日本産青果物PR



日本産果実マークによるPR

■ 主な取組（続き）

輸出ターゲット国のマーケット調査

- 海外の小売店舗で、日本産と競合他国産について、店頭価格、品質等の販売状況を調査



海外小売店における販売の様子

国内外における商談会の開催

- 販路拡大に向け、国内で産地と輸出事業者、海外で輸出事業者と現地バイヤーをマッチングするための商談会を実施



令和4年は国内7か所、
海外（6か国）で商談会を開催

メディアなどによる販売促進活動

- メディアやKOLを活用したプロモーション、海外の小売店舗による販売促進活動により、日本産青果物の新規販路開拓を実施



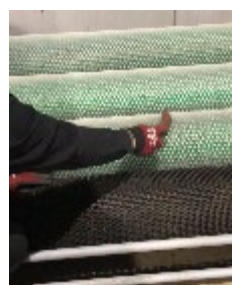
シンガポール、タイ、マレーシアで
旬の日本産果物をメディア向けに紹介

輸出に関する課題解決に向けた実証

- かんしょ輸出の大きな問題である輸送時の腐敗低減に向け、洗浄機械の開発や温湿度管理手法の実証



かんしょの洗浄機械
洗浄ブラシの素材の違いで、
かんしょの傷のつき具合を検証



洗浄ブラシ
上：ナイロン、下：ゴム

■ その他の取組

- 青果物部会（品目別：りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき、なし、いちご、かんしょ・加工品・その他野菜）による品目毎の輸出戦略の策定や中期計画の検討
- 栽培流通マニュアルの作成や事業成果等に関する青果物部会等の開催による協議会関係者間の情報・意見交換の場を設定
- 輸出産地リスト事業者の日本産青果物の商談用サイトの設置
- 青果物の輸出に関する各種情報の入手、協議会会員への配信 等

果実・野菜の酵素剥皮技術に関する オンラインセミナー

**参加
無料**

はくひ

酵素剥皮技術は、平成28年度～令和2年度にかけて実施した農林水産省補助事業「革新的技術開発・緊急展開事業」によって実証を重ね、適用範囲が大きく広がりました。本セミナーでは、実需者の皆様に本技術を知っていただき、ご活用いただけるよう、技術の内容と活用、今後の展開について分かりやすくご説明いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

日時

2023年 **3月10日** (金)
14:00～15:15

対象

地方公共団体、企業等

**開催
方法**

オンライン (Webex)

定員

100名程度

▶ セミナー概要



近畿大学 生物理工学部
教授 尾崎 嘉彦 氏

果実・野菜の皮剥きは、刃物を使った手作業によることが多く煩雑で、そのことが加工品の生産量が増えない一因となっています。また、専用の剥皮機械は大型のものが多く高額で、生産者が気軽に加工品を製造に取り組むには導入しづらい課題があります。

そこで、多くの実需者の事業所で新規導入コストがほとんどかからない、果実の新しい皮剥き方法として、乳化剤処理と酵素処理による剥皮技術を開発しました。果実を主対象として開発した技術ですが、条件によっては野菜類にも適用可能です。本セミナーでは、本技術の内容と活用、今後の展開について分かりやすくご説明いたします。



(一社)長野県農村工業研究所
主任研究員 滝沢 潤 氏



酵素剥皮技術で剥皮した果実（ブドウ、モモ、ニホンナシ）

▶ 開催方法：WebexによるWeb開催となります。

▶ 参加登録方法：次のURL又は2次元バーコードから事前に参加登録をお願いいたします。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/nousan/ryutu/230112.html>

▶ 申込締切：3月9日（木）17時



※ 1 アクセス数に限りがあることから、お申込み多数の場合は申込締切前であっても参加申込みを締め切らせていただきます。

※ 2 お申込みによって得られた個人情報は、厳重に管理し、本セミナーの運営のみに使用させていただきます。

JAにうわの取組みについて

(1) JAにうわの概要

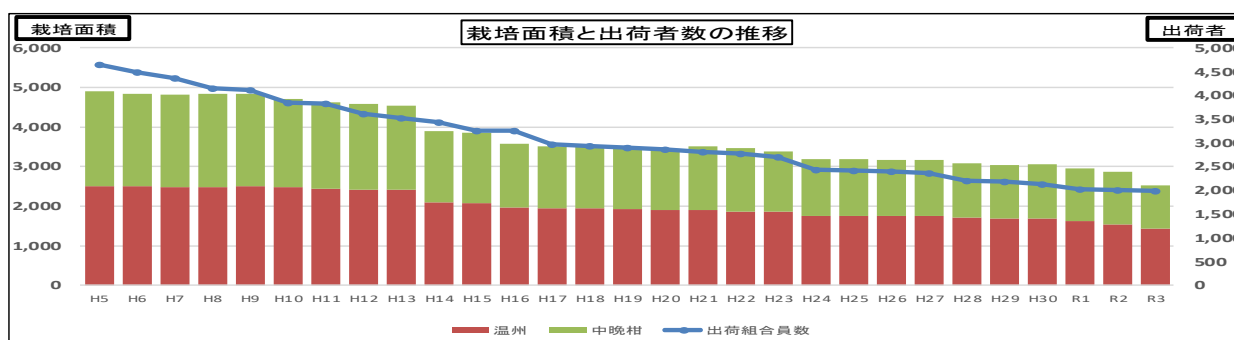
愛媛県西南部に位置し、八幡浜市、伊方町、西予市三瓶町を管内として、温州みかんを中心とした柑橘栽培に特化したJAです。管内 10 選果部会があり共販活動を行っている。

(2) JAにうわの現状

① 栽培面積と出荷者数の推移

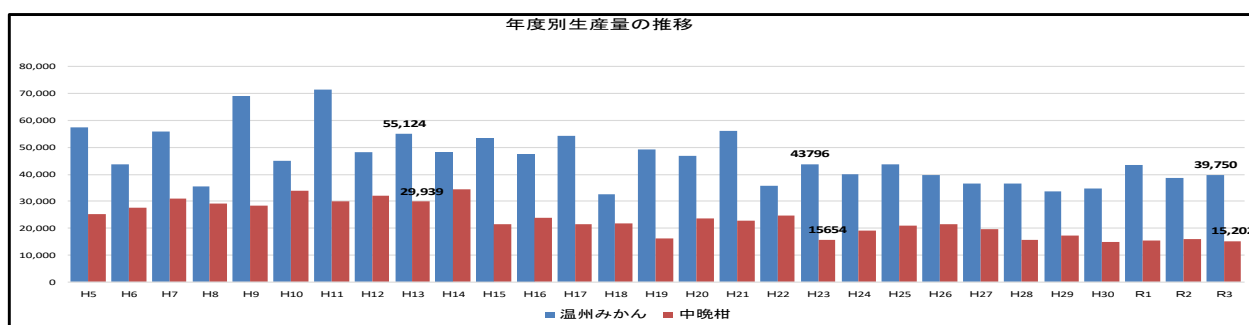
令和 3 年度の出荷者数は 1,987 名 温州みかんの栽培面積 1,430ha 中晩柑 1,088ha
高齢化等による出荷者の減少や栽培面積の減少が進んでいるのが現状。

・農地の維持、生産量の確保のためには、親元就農だけでなく、外部からの新規参入の就農者を受け入れる体制整備が必要となっている。



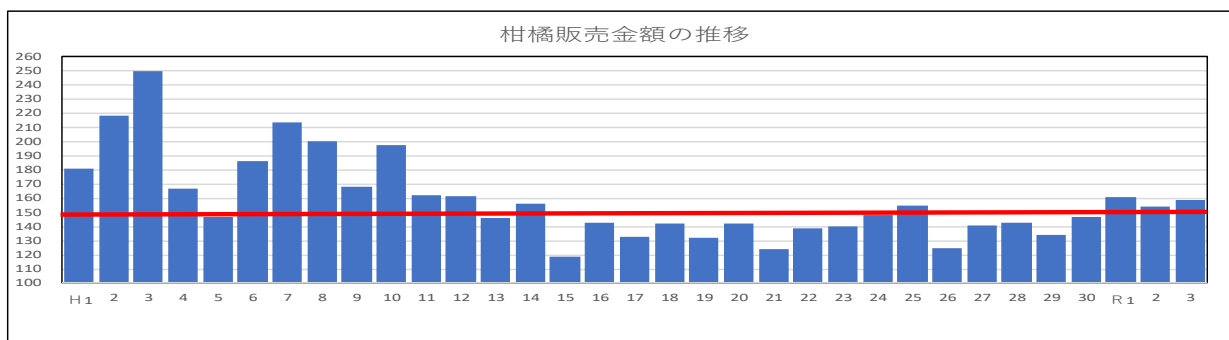
② 生産量の推移

生産量も減少傾向にあるが、ここ数年は温州みかん 40,000t 中晩柑 15,000tの生産量が平年の生産量となっている。地域の人口減少と高齢化により近隣の収穫労働力不足により県外の短期雇用者の受入は増加傾向にある。



③ 柑橘販売金額の推移

ここ数年は、柑橘販売金額は、150 億円を超えており、出荷者数の減少を考慮すると 1 農家当たりの所得は増加している。同様に一農家当たりの栽培面積、生産量も増加している。



(3) 労働力確保と担い手確保育成の取り組み

① 労働力確保の取り組み

平成 6 年に真穴地区で雇用促進協議会を立ち上げ短期雇用者の受入れとみかんのファンを増やすため県外短期雇用者の受入を始め、平成 27 年に廃校となった小学校を宿泊施設として改修したのを契機に他地区でも雇用促進協議会を立ち上げ短期雇用者の受入を行っている。

受入に際しては、市町からの宿泊費の補助、コロナ検査補助、宿舍改修補助等をして頂いて受入体制を整えている。

温州みかんを中心とした収穫アルバイトを全国から募集し令和3年度 579 名の受入を行っている。

サイト等への掲載募集の他お互いの繁忙期が異なる北海道、沖縄のJAと、JAにしうわで産地間連携を行いお互いが受入を行っている短期雇用者への募集活動を行っている。

例年 40%程度の方がリピーターとして継続参加して頂いている。

② 担い手確保育成の取り組み

令和 4 年12月末時点で、10 名が研修を行っている。

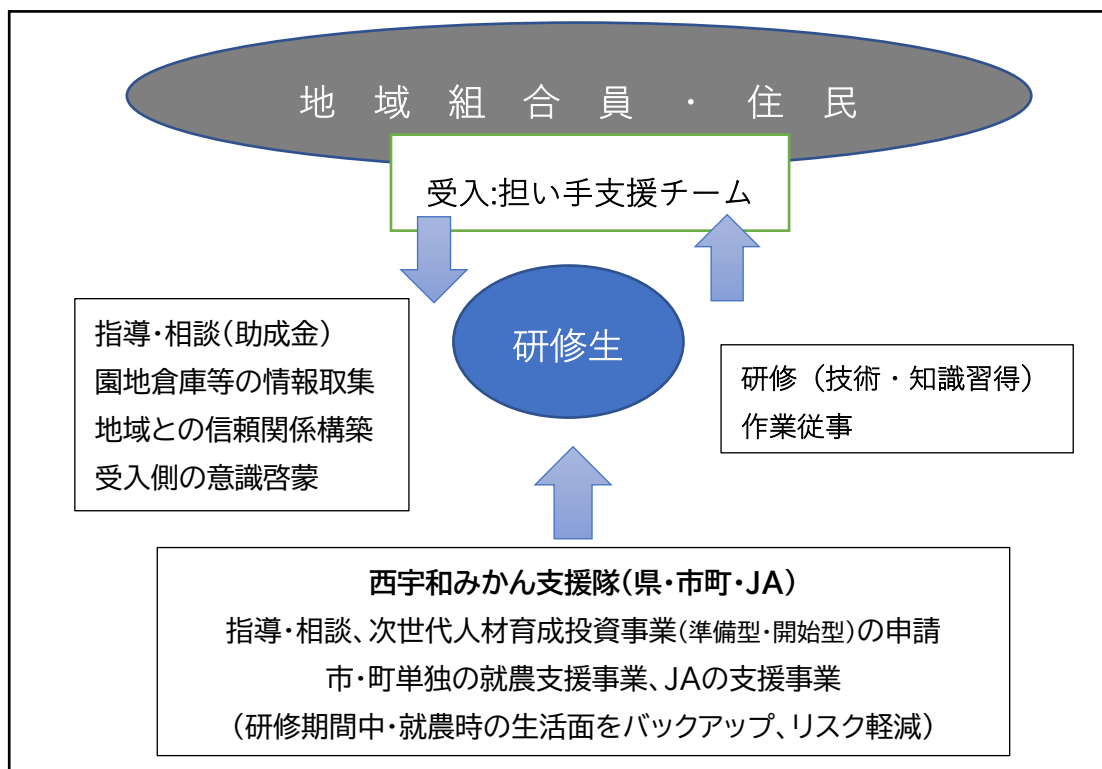
平成 27 年より研修生の受入を開始し、令和 4 年12月時までに 34 名の研修生を受入、20 名が現在就農している。また 令和 5 年 3 月までに 3 名が就農する予定。

中でもみかん収穫アルバイトから研修生となった方が 12 名、募集活動から農業体験、収穫アルバイトを経験して研修生となった方が 11 名となっている。

収穫アルバイトを経験した方は、地域への馴染みもあり受入の際にはスムーズな受入が行える事例が多い。

③ 研修生の支援体制 ⇒ 【チームでの支援体制】

各地域の担い手支援チームで受入を行い、日々の研修を通じて地域の方とのコミュニケーションを深めながら、将来その地域で定着する事を目指している。週一回JAで研修を実施している(JA 研修園での研修、座学研修、税務研修、事業申請等)



④ JA研修園の役割

JA農業経営事業の中で、現在、203aの柑橘園の管理を行っている。毎週一回研修園での集合研修を実施している。研修園は研修生が就農時に引き継ぐ園地を主に管理し中間管理的な役割を担っている。

(4) 研修生の受入に際して

就農希望の相談がある場合は、就農したい地区の確認、また、その地区で受入が可能かどうか、具体的には農地の空き状況、倉庫確保の可否等就農する目途が立った時点で受入を行っている。

(5) 現状の課題

- ① 農家から貸与のある園地は条件の悪い園地や生産性の低い園地が多いため、すぐに営農を開始するには不利な条件のケースがある。
- ② 柑橘を定植しても十分な収量が採れるまでに7～8年要するなど、経営の安定化に時間が要する。
- ③ 園地以上に倉庫の確保が難しい事例が多い。

(6) 今後の取組

- ① 農地、倉庫の情報確保 農家への意向調査の実施
- ② 第三者継承(直接経営継承)の推進
- ③ 産地維持のための生産者の意識改革

おわりに、、、

就農希望、研修制度に対する問い合わせは多くあるが、現状研修を希望されているがキャンセル待ちの方もあり、産地側での受け入れ態勢(生産性の高い園地確保、倉庫、機械器具等の確保)を整える事が重要で、新規就農者の農業経営を早く軌道に乗せる事ができるよう事業展開していきたい。

全国果樹産地の担い手・労働力に関するシンポジウム

事例発表

J A 上伊那 営農経済部
園芸課 柴 誠裕

内容

- J A上伊那の概要について
- 管内の果樹生産状況について
- J A上伊那インターン制度について
- 労働力確保について

内容

- J A上伊那の概要について
- 管内の果樹生産状況について
- J A上伊那インターン制度について
- 労働力確保について



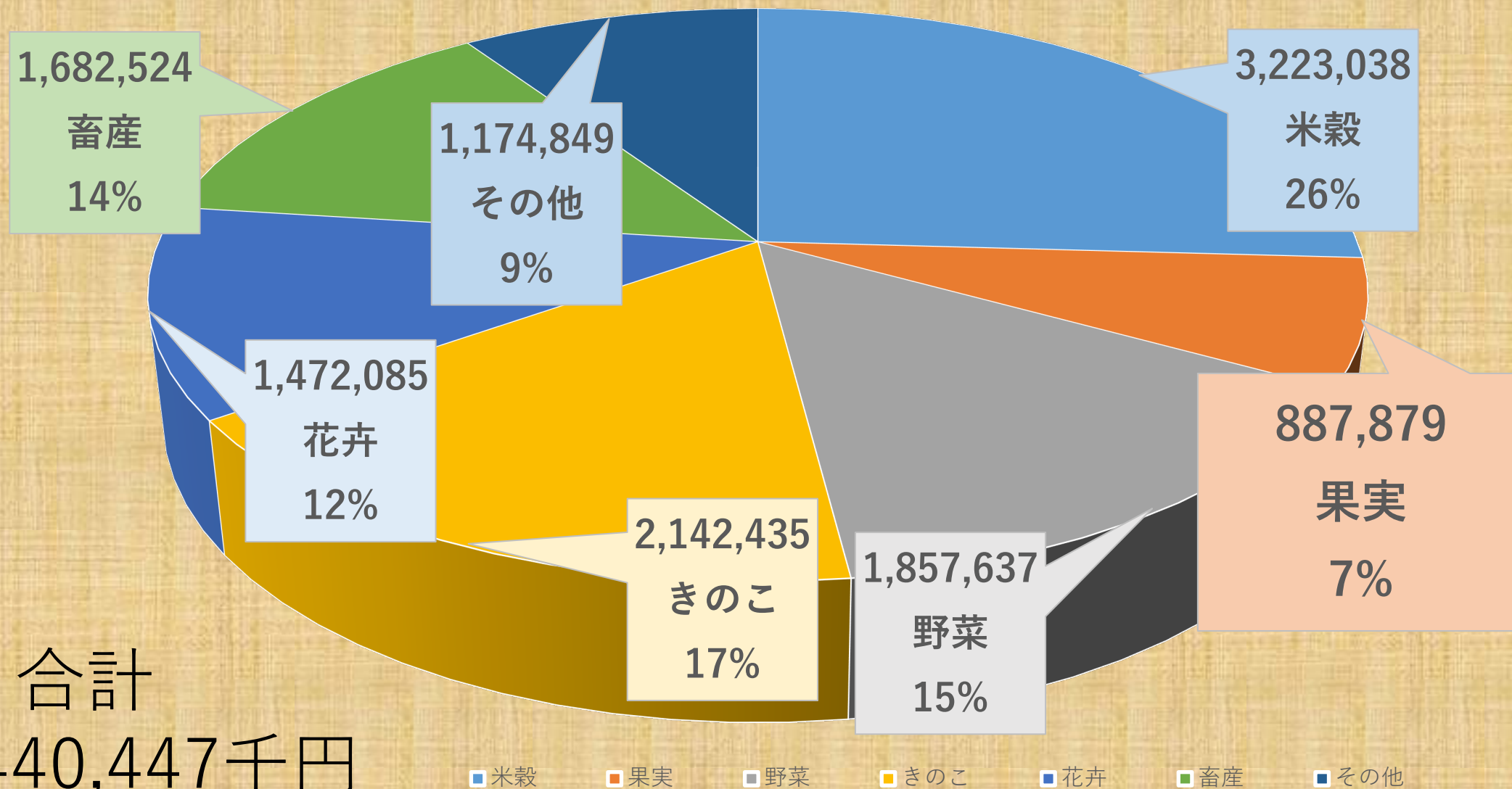
- 標高(可住地):
480m~1,200m
- 面積:
1,348.28平方キロメートル
- 耕地面積:
129.56平方キロメートル
- 構成市町村:
伊那市・駒ヶ根市・辰野町
箕輪町・飯島町・南箕輪村
宮田村・中川村
- 人口:約183,600人
- 世帯数:約73,400世帯



- 交通:中央自動車道利用
東京まで約3時間30分
名古屋まで約2時間

リニア
長野県駅(仮称)
2027年
リニア中央新幹線
品川-名古屋間が
開通予定

生産概況（R 3販売取扱高 金額：千円）



J A 合計
12,440,447千円

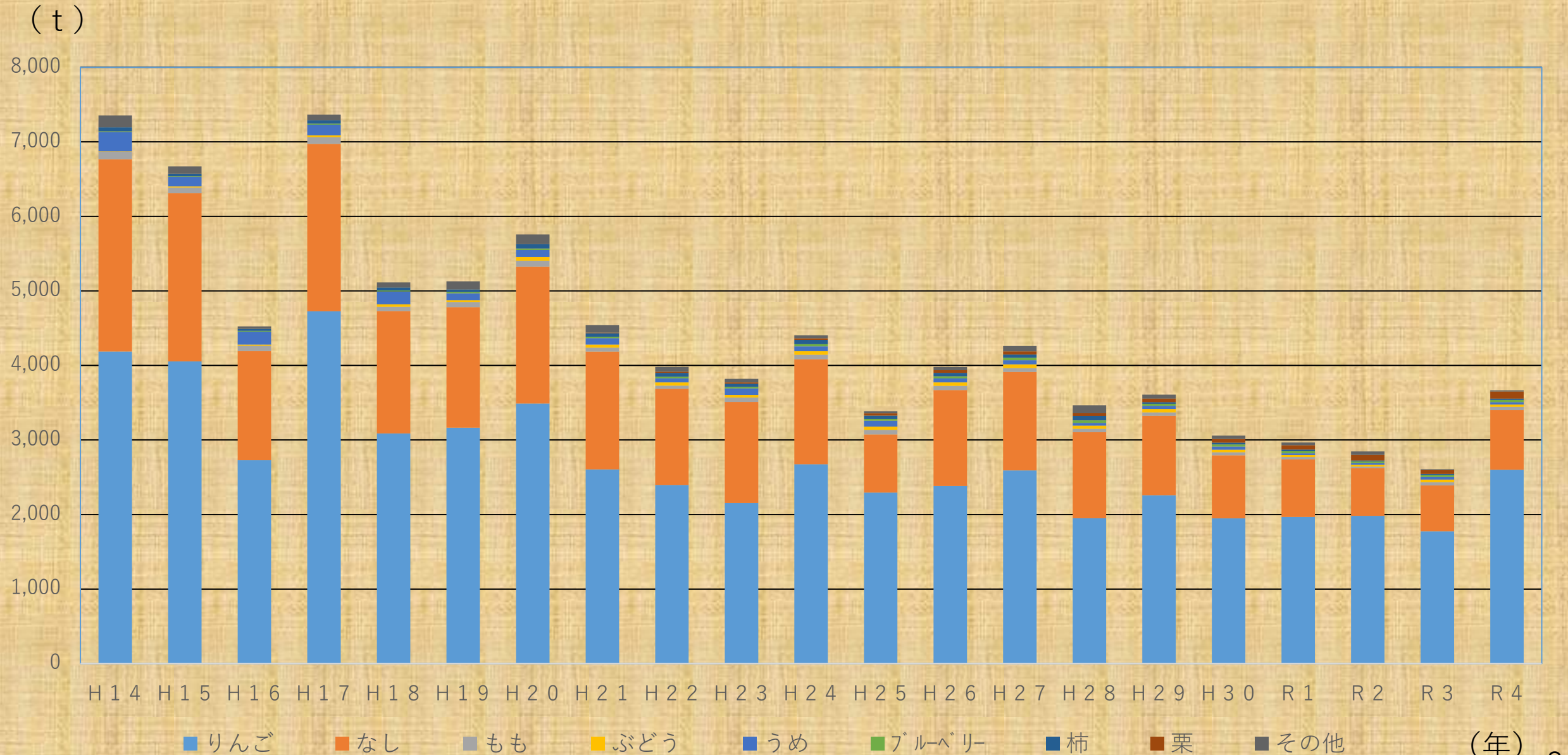
内容

- J A上伊那の概要について
- 管内の果樹生産状況について
- J A上伊那インターン制度について
- 労働力確保について

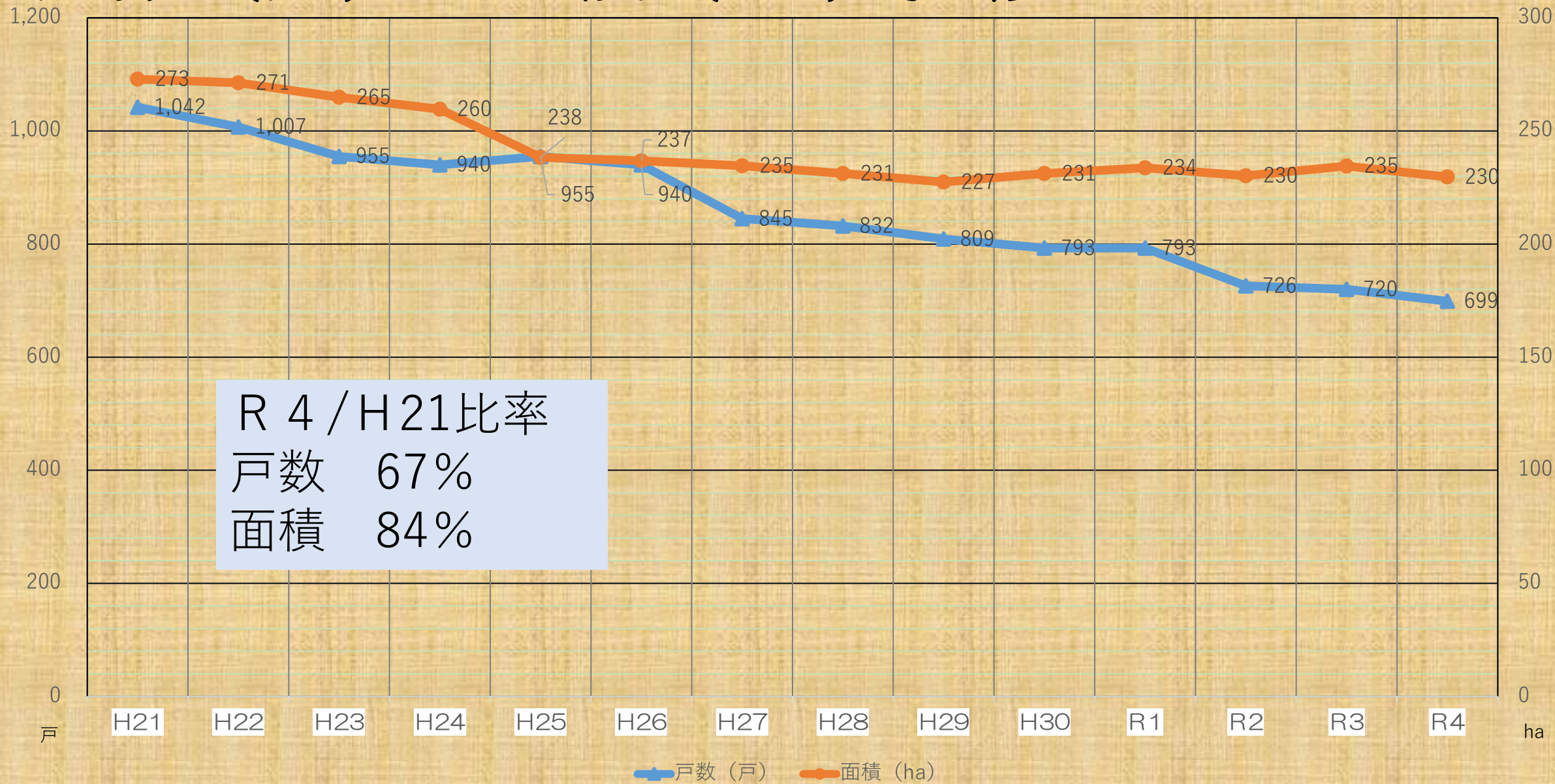
果樹生産概況（R4面積、生産量）

品 目	面積（h a）	生産量（t）
りんご	198	2,600
な し	32	800
も も	7	45
ぶどう	20	31
う め	9	32
ブルーベリー	12	30
柿（干し柿）	14	17
栗	23	95
その他	2	15
合 計	317	3,665

生産数量推移（H14～R4）



戸数（戸）・面積（ha）推移 ※りんご、梨、桃



内容

- J A上伊那の概要について
- 管内の果樹生産状況について
- J A上伊那インターン制度について
- 労働力確保について

J A上伊那インターン制度の概要

- 平成8年からインターン研修を開始
- 令和4年度までに、101名の研修生を受入れ
- 果樹の研修生は、31名（他品目と複合の場合もあり）
- 研修期間は、原則1年とし最長3年まで
- 研修生には、研修手当として 210万円/年 支払われる
（原資は、J Aと研修先行政で半分ずつ）
- 研修後は、研修先市町村で就農し10年以上農業を継続すること
- 申込は前年10月末まで、審査・面接を行い翌年4月より研修開始
- 研修を延長する場合は、再度申込を行う

インターン生の推移（人）

	H8	H9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21
研修人数	3	2	3	4	5	6	4	2	2	2	3	5	5	3
内果樹	0	0	1	0	3	0	2	1	1	1	0	1	1	0
	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R1	R2	R3	R4	計
研修人数	6	6	3	5	5	3	4	1	2	3	5	6	3	101
内果樹	1	3	1	1	4	1	1	1	1	1	2	1	2	31

果樹就農状況（H27～R4）

（人）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
里親研修※	1	3	1	2	1	0	1	1	10
J Aｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ	2	5	1	0	1	1	2	2	14
計	3	8	2	2	2	1	3	3	24

※里親研修は、長野県の里親支援制度を利用して就農した生産者数

インターン研修の流れ

- 就農相談
- インターン研修申込（10月）
- 審査（11月）
- 研修（4月～3月）→延長の場合は、再度10月に申込
- 就農（4月）

研修の内容

- 栽培技術の習得
- 年間を通じた農作業スケジュール、生活リズムの体験
- 就農に向けた、圃場準備

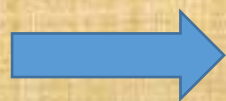
就農後は、農業次世代人材投資資金を活用しながら経営開始
→資金は、規模拡大や作業効率化等への投資資金

と、いうことは・・・

最低でも生活費を稼げるだけの、生産基盤が就農時に必要！

インターン研修の流れ

- 就農相談
- インターン研修申込（10月）
- 審査
- 研修（4月～3月）
- 就農（4月）



申込時には、研修先（就農後の生産基盤を見据えて）まで決定

研修先の選定について…

- 栽培技術がある
- 面倒見がよい
 - 開園に向けて応援してくれる
- 後継者がおらず、園地の貸出が可能
 - 生産意向調査の実施
- 規模拡大が可能な園地
 - 将来的には団地化

就農希望での困った事例

- 次世代人材投資資金の準備型を利用して、大学校などで技術研修を行った。研修終了半年前に、就農したいとの相談があったが、生産可能園地や苗木不足により新植も出来ず。
→果樹は、研修と就農準備を合わせて行う必要あり。
- 市町村で行っている、移住推進や地域おこし協力隊等、移住が前提となった場合、園地のマッチングが出来ない
→果樹の特性上（永年性）、将来に渡り果樹園地でありたい。また、ドリフトなども考慮すれば、団地化を進めていきたい。
※上伊那には、宮田方式と呼ばれる優良事例もある。

担い手の就農に向けての課題

○農地の確保

- 就農後、即生産可能
- 拡大可能
- 生産設備

課題

- 研修期間中の圃場整備
→研修生は、農地が持てない
新改植事業が利用できない

生産者からは…

- J Aが園地を整備して貸し出す
→現実的には難しい…

新制度へ期待！

研修制度も大事だけど…

取り巻く環境も重要！

- 支援体制（行政、JA、生産者）
- 補助金（国、県、JA）

産地背景①

- りんご高密植栽培の登場

反 収 3 t / 10 a → 6 t / 10 a

単価200円の場合 60万円 → 120万円

りんご栽培で、生計を立てられるようになった。

→ りんごを高く売ればよい？結果、りんごの消費意欲の減退

→ 若い生産者は、りんごの栽培に力を入れたい。販売はJAで
という生産者も。

→ 荷造りに掛かる時間は、自分の時間

産地背景②

- ・新植に対する補助金の拡充

平成28年～30年 J A 独自支援（新植時の棚、苗木代75%）
りんご新植面積 9.4ha

令和2年～ 果樹経営支援対策でも、新植が補助対象

R2 新植面積	5.3ha
R3 //	4.2ha
R4（予定）	5.2ha（先導的取組支援）

産地背景②

- その他の補助金

- 果樹経営支援対策事業

- 改植、灌水設備、園地整備、防霜ファン（特認）

- J A 独自支援

- 高密植栽培への棚改良、防蛾灯、多目的ネット、農機具等

- ※規模拡大の要件あり

- ※年度により、事業内容も変更

産地背景③-1

○中心となる生産者の存在

- ・産地をけん引するリーダー的存在

平成17年に就農。就農前は、飲食関係の会社員で長野県内のりんご農家で里親研修し、上伊那で就農。就農のきっかけは、まとまった生産可能な園地があったこと。その後本人も里親として、3名の研修生を受け入れ就農させている。

JAの生産部会の役員も勤め、「上伊那」という産地が10年後も産地でいられるように、若い生産者を中心に「上伊那の未来を創る会」を立ち上げ、生産者が課題と感じていることを出し合い、プロジェクトとしメンバーを中心に課題解決を進めている。

- ・プロジェクト

園地再生・M9台木生産、販売提案・消費宣伝、加工品製作、農機具・資材、新規就農・PR、労力確保

産地背景③-2

○中心となる生産者の存在

- ・生産拡大、先進的技術の導入に積極的な生産者の存在

りんご高密植栽培を積極的に進め6haまで拡大。若い農家が触発され、1.5ha～3haの栽培規模を目指すように。

(1ha以上生産農家数 H30-52戸 → R4-83戸)

○生産者同士のつながり

未来会を中心に、若い生産者のネットワークが広がる中で、産地を維持する為、新規就農者を積極的に受入れ出来るよう、会員の里親登録を増やしている。また、里親も孤独にならないよう情報交換会の実施や研修生の短期引き受け等も行い、協力関係を築いている。

産地背景④

- 研修先の生産者
技術指導、生活作業リズム、地域住民との橋渡し役
- 行政
農地の調整や集約、住居の確保など

それぞれの立場での協力があつてこそ、安心して就農できる

課題、今後の取り組みについて

- 就農先に選ばれる産地となる為に
 - 上伊那のPR
 - 就農希望者が、大きなリスクなく就農できる仕組みづくり
 - 生産者は生産に力を入れ、販売は安心してJAに出荷できる販売力
- 販売力＝産地ブランド
産地ブランドは、シャレの効いた商品名ではなく、注文に答えられる生産量。→ 生産量の増、新規就農者の確保が必要。
- 生産コストが上がる中で、販売価格に転嫁できないのが現状。
 - 関係者が、一体となって仕組みを変えていくことが必要！

内容

- J A上伊那の概要について
- 管内の果樹生産状況について
- J A上伊那インターン制度について
- 労働力確保について

労働力の確保状況

- 家族労働
- ご近所の知り合い
- シルバー人材（時期的）



課題

- 毎年来てくれる人も、高齢化
- シルバー人材も、労務者の更新が出来ずに、作業内容も限定的
- 県外から就農した人は、知り合いも少ない

➡ J A上伊那では、R 4より **daywork** を導入

dayworkの運用状況

- 全国34都道府県で導入
- 令和4年より運用開始
- 登録生産者数 40経営体
- // 求職者数 378人

※令和5年1月時点

※全品目含む

JA上伊那管内の農家の皆様へ

アプリで働き手を探しませんか？

お気軽に各JA営農センター、
営農指導員にご相談ください！

上伊那郡内の農家を対象に
8月1日(日) 運用スタート！



1日バイトアプリ デイワーク
daywork

利用方法

ダウンロード方法

App StoreまたはGoogle Playにアクセスしdayworkで検索するか、カメラでQRコードを読み取り、表示されたアプリをダウンロードしてください。

iPhone/iPad



Android



ログイン方法

アプリを起動したら画面下にあるマイページのボタンを押します。
開いたページを下にスクロールすると生産者専用ログインフォームがあります。
運営会社から選まれたアカウント情報を入力し、ログインを押すとログインできます。

ログインフォーム

ログインボタン



働き手探しのコツ：仕事の内容は細かく具体的に、分かりやすく掲載を。

※細かい使い方はアプリをご覧ください。

dayworkは営農の労働力不足問題を本格的に解決し、生産者の営農活動の
課題、疑問にたいして的確に回答できるようなサービスの提供に全力
で取り組んでいます。本サービスについてお問い合わせの際は、サービ
ス課までお問い合わせください。 ☎0487-84-9435

お問い合わせは

JA上伊那営農経済部営農企画課まで
TEL:0265-72-8833 FAX:0265-72-6107

JA上伊那 × daywork

dayworkの運用状況（令和4年）

マッチングの集計結果

集計項目	集計結果	備考
募集人数	1,153人	生産者が仕事に対して募集を行った延べ人数（件数）
応募人数	1,199人	仕事に対して応募のあった延べ人数（件数） 以下の応募状態に分類される [応募, 成立, 辞退, 中止, 遠慮, ドタキャン]
成立人数	940人	以下の応募状態を合計した延べ人数（件数） [成立, 中止]
マッチング率	81%	マッチング率 = 成立人数 ÷ 募集人数
応募倍率	103%	応募倍率 = 応募人数 ÷ 募集人数
リピーター率	64%	仕事をした後にもう一度申し込みをしている人の割合 リピーター率 = リピーター人数 ÷ 成立人数 ※リピーター人数：成立の仕事の後に、[応募, 成立, 辞退, 中止]になった人数 ※成立人数：一度でも仕事が成立した人数

応募人数の内訳

応募人数の内訳

応募状態	件数	備考
応募	72件	応募中や未成立の件数（キャンセル待ちを含む）
成立	823件	生産者が求職者の応募を採用し、仕事が成立した件数
辞退	78件	成立後に、求職者都合によるキャンセル件数
中止	117件	成立後に、天候などのやむを得ない理由によるキャンセル件数
遠慮	96件	様々な理由による生産者側からのキャンセル件数
ドタキャン	13件	開催日当日に、求職者が来なかった件数

就農7年目 栽培面積 2ha（りんご高密植栽培）
写 シナノゴールド 18a 収量約18t

反収 10t
!

ご清聴ありがとうございました



JA広島果実連の取組

担い手育成と 産地強化

広島県果樹農業振興対策センター

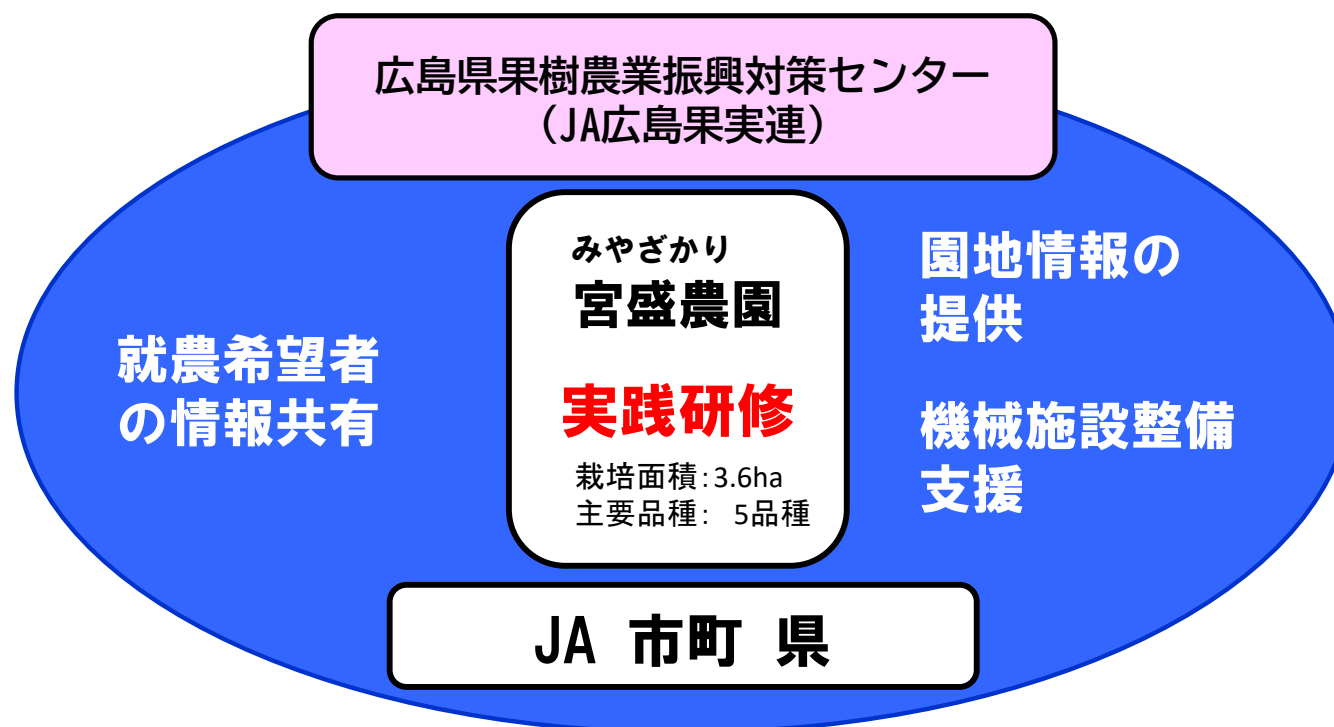
JA広島果実連が「広島県果樹農業振興対策センター」を開設し、呉市蒲刈町に「宮盛農園」を設置して県域を対象としたカンキツの実践研修を開始（平成24年4月）

〈それまでの状況〉

- ①市町やJAばらばらの就農支援は、実施者の負担が大きく技術修得から園地確保等継続的支援が難しい
- ②県域を対象としたカンキツ栽培研修施設がない

〈宮盛農園を中心に関係機関が連携し就農まで一貫した支援体制の確立〉

- ①新規就農希望者の情報把握と共有（市、町、県、JA、JA広島果実連）
- ②就農希望者の実践研修（JA広島果実連）
- ③就農希望者への園地情報の提供と確保（JA、市、町）
- ④就農時の機械施設整備の支援（JA、市、町、県）
- ⑤就農後の栽培経営指導



宮盛農園のほ場位置と研修者の状況

【宮盛農園の品種と面積】

ほ場番号	植栽品種	面積(a)	合計
②	イチジク (改植)	23	61
③		9	
⑥		11	
⑦		13	
⑧		5	
①	レモン	27	90
⑭		27	
⑱		35	
④	いしじ	83	119
⑤		17	
⑨		9	
⑬		10	
①	しらぬひ	1	55
⑩		48	
⑰		7	
⑪	系統調査園	4	8
⑫		4	
⑯	雑柑類	27	27
	(元89筆)	359	359

宮盛農園の園地配置図(18ほ場)



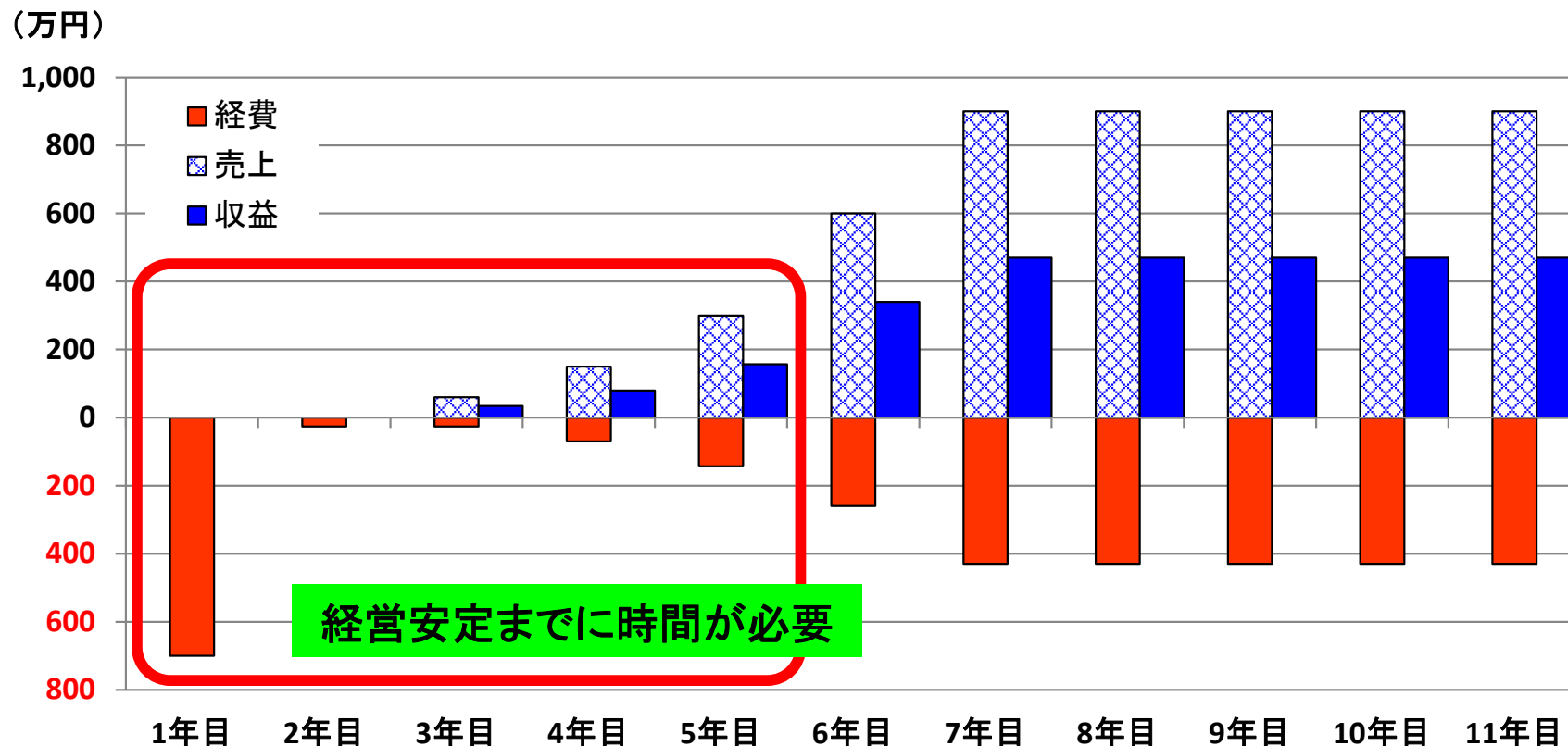
【宮盛農園での研修と新規就農の状況】

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	計
研修生	3	1	1	2		2		1		2	12
就農者		3		1	2	1	1	1		1	10

新規就農希望者のスムーズな就農への課題

- 経営移譲が少なく成園確保が難しい
- 園地規模が小さく、混植・密植園が多い
- 急傾斜地が多い
- まとまった園地の確保が難しい
- 改植、新植の必要な園地が多い

改植、新植は、
未収益期間の
経営安定が課題



新規就農者の経営安定や担い手の規模拡大のためには、
園地の確保から成園までのリスクの回避が重要

JA広島果実連が、先行して園地を集積し園地整備を行い
成園化した段階で新規就農者や担い手へ渡す

JA広島果実連が農業経営を開始

(平成30年12月)

- 農業経営基盤強化法による園地集積が可能となる
- 農林水産関係補助事業が活用できる



- 新たな担い手の参入支援
- 既存の担い手の経営発展
- 園地の荒廃化の防止
- モデル経営の実証

県内最初の園地として

三原市佐木島に鷺浦農園(レモン農園)設置

新たな担い手育成に繋げるレモン団地

- ★目標面積 : 10 ha
- ★生産量 : 300 t
- ★販売金額 : 1 億円

佐木島(鷺浦町)の概要

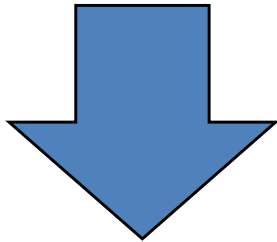
- 新幹線駅に一番近い離島 → 人口減少が続き (島民604人)
- かつては野菜とカンキツの産地 → 耕作放棄地の増加、作物栽培の減少
- かつては小学校3校が現在1校(15人) → 高速艇・フェリーの減便

- ◎新たな担い手を確保
- ◎既存の担い手の規模拡大
- ◎果樹産地の強化

佐木島(鷺浦町)の活性化

地元と関係機関が一体となった担い手産地対策

佐木島果樹産地活性化協議会
(農地の情報)



JA広島果実連

小規模園地整備
改植新植
灌水施設整備
排水対策

【果樹経営支援対策事業の活用】

佐木島果樹産地活性化協議会

会長: 鷺浦町内会長

会員: 町内3区長

JA柑橘生販委員

農業委員

農地中間管理機構

三原市

県尾道農林事務所

県東部農業技術指導所

JA三原

JA広島果実連



協議会員総出の植付

鷺浦農園の年次別植栽状況と計画

(単位:a)

	平成30年	令和2年	令和3年	令和5年	(令和6年以降)			
第1ほ場	100		60					160
第2ほ場		60						60
第3ほ場				100				100
第4ほ場					200			200
第5ほ場						200		200
第6ほ場							280	280
合計	100	60	60	100	200	200	280	1,000

集積した園地を成園化するまでJA広島果実連が栽培管理を行う

3haの直営農園を栽培管理の中核として、
その他のほ場は

新規就農者や既存の担い手へ

- ①のれん分け(農地中間管理機構活用)
- ②作業委託等

※今後検討し具体化していく



- ・新規就農者の経営安定
- ・担い手の規模拡大

鷺浦農園レモン(10ha)イメージ

JA広島果実連
直営農場

3ha

サブ農場

2ha

サブ農場

2ha

サブ農場

1ha

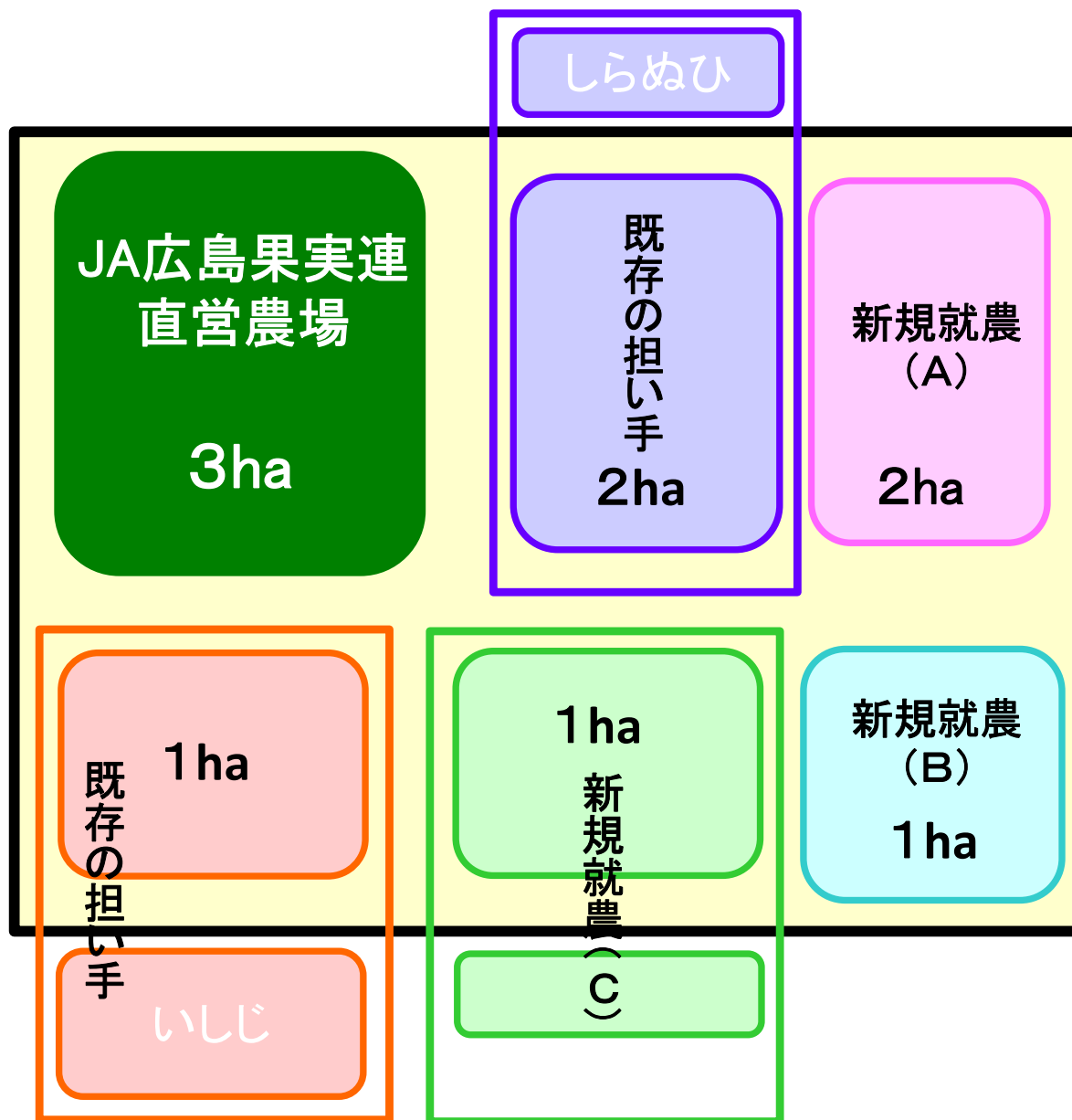
サブ農場

1ha

サブ農場

1ha

10haのレモン園を核とした産地の活性化案



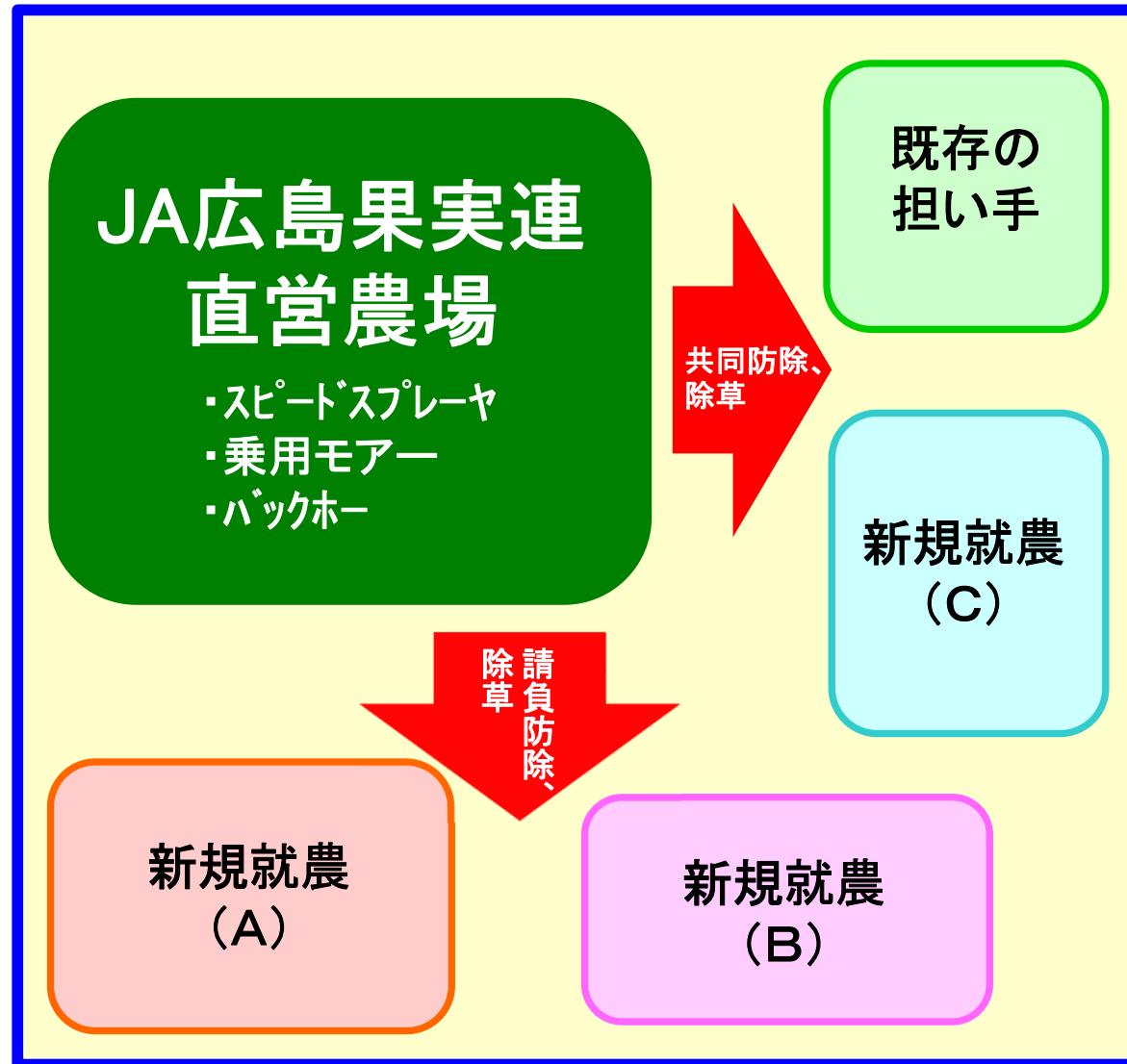
○鷺浦農園はレモン
10haに特化し、農場を

- ①新規就農者へ作業委託
- ②規模拡大を目指す担い手へ譲渡
- ③直営農場へ就職就農等への活用

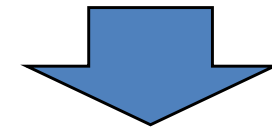
担い手は、レモン栽培の危険分散のため他品種を組合わせた経営

- いしじ等の温州ミカン
- しらぬひ等の中晩柑

機械等の有効活用と栽培管理の統一



- ・農園全体での生産管理の統一
- ・直営農園に防除機械等の整備
- ・農園内での労務の補完



- ★ 機械への過剰投資の抑制
- ★ 統一管理による有利販売
- ★ 労働力補完による栽培管理の効率化
- ★ 新規就農者の管理技術の向上

第1ほ場 1ha（平成30年植え付け）



植栽間隔(5m × 3m)

- ①既存園や放任園等
を集積し整備
- ②コンパクト樹形による
省力化を目指して
「ヒリュウ台」を用いた
レモンの植付
- ③令和4年に灌水施設
を整備

第2ほ場 60a（令和2年植え付け）



- ①耕作放棄地を整地し
高畝栽培
- ②カラタチ台のレモンを
植栽、植栽後灌水施設
を設置し自動灌水
- ③小学校に隣接しており
食農教育として活用

植栽間隔(6m × 4m)

第1ほ場 60a（令和3年5月植え付け）



①最初に整備したほ場に隣接。近隣ほ場を集積し整備

②植付後令和4年に
灌水施設を整備し
自動灌水

植栽間隔(6m × 4m)

【全国新規就農相談センターの概要】



相談場所

(一社)全国農業会議所内(東京都千代田区)

移住・交流情報ガーデン内(東京都中央区)

2か所を4名の専門就農相談員で対応



相談業務概要

新規就農相談、各都道府県等の相談窓口との連携、

相談記録の記入・保管など



相談方法

対面、オンライン、電話、メールなど





相談件数

年間2,265件(令和3年4月～令和4年3月)

(うち、果樹に関する相談は約6.4%)

※「果樹と露地野菜」、「果樹と施設野菜」等の複数相談含む

※作物未定の相談は約69%



相談傾向(果樹関連)

果樹については女性の希望者が多い

「好みのフルーツを育ててみたい」など

観光農園、加工を含む6次産業化希望者の増加

その他、経営継承の希望あり



「農業をはじめる.JP」(全国新規就農相談センターHP)

<https://www.be-farmer.jp/>



【新規就農までの道筋】

(当センター発行の「就農案内読本」より)

1 情報や基礎知識の収集

◎全国・各県等の相談窓口を訪問、「新・農業人フェアに参加する」等

2 農業体験をする

◎農業インターンシップ

◎チャレンジ・ザ・農業体験研修
(日本農業実践学園)



【新規就農までの道筋】

(当センター発行の「就農案内読本」より)

3 本格的に就農の道へ(独立就農への準備)

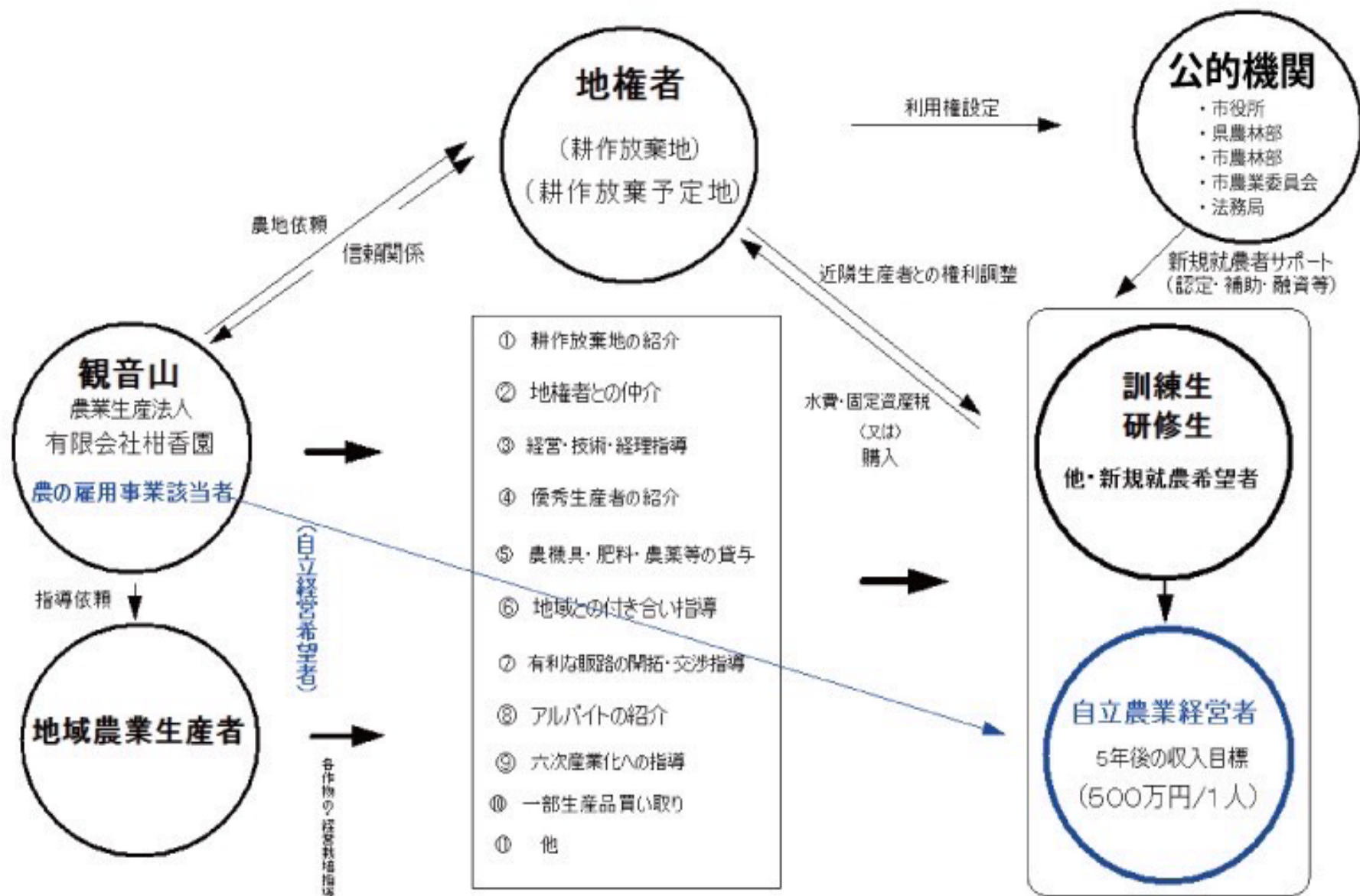
- ◎農業法人へ就職し、独立就農へのスキルを磨く
- ◎各地の農業大学校等に学ぶ、自治体・JA等主催の研修課程を履修し就農スキルを確立する

4 新規就農者認定のための条件

- ◎5つの生産資源を確保
 - ・技術やノウハウの習得
 - ・資金の確保
 - ・農地の確保
 - ・機械や施設の確保
 - ・住宅の確保

（地域農業の担い手育成プロジェクト）

（有限会社柑香園）



渡辺 誠一



- 山形県西村山郡大江町で農業を経営
 - すもも 4ha
 - 育種畑 20a
 - りんご 20a
 - 洋梨 20a
 - 桃 20a
 - 水稻 4.5ha
 - そば 1ha
- すももの新品種を育種
- さがえ西村山農協すもも部会 部会長
- 大江町就農研修生受入協議会 (OSINの会) 会長
- 山形県指導農業士
- 大江町農地利用最適化推進委員
- 中山間直接支払制度の大江町本郷南部代表

大江町就農研修生受入協議会 (OSINの会)

- 大江町では、大江町就農研修生受入協議会、略称「OSINの会」で研修生の受け入れを行っています。
- 農家の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加等の対策として、平成24年4月に受入農家10名研修生2名で設立

- (令和5年1月現在)

受入農家 10名

独立者 17名

研修生(現在) 6名

研修生(4月から予定) 4名

独立者
耕作面積計

約**28ha**

移住者計
(家族含め)

約**60人**



さがえ西村山農協すもも部会

新品種のブランド化

その他、多数の新品種があります。
7月～10月まで長期出荷が可能に。



赤李(あかり)



緑李(みどり)



光李(ひかり)



愛李(らぶり)

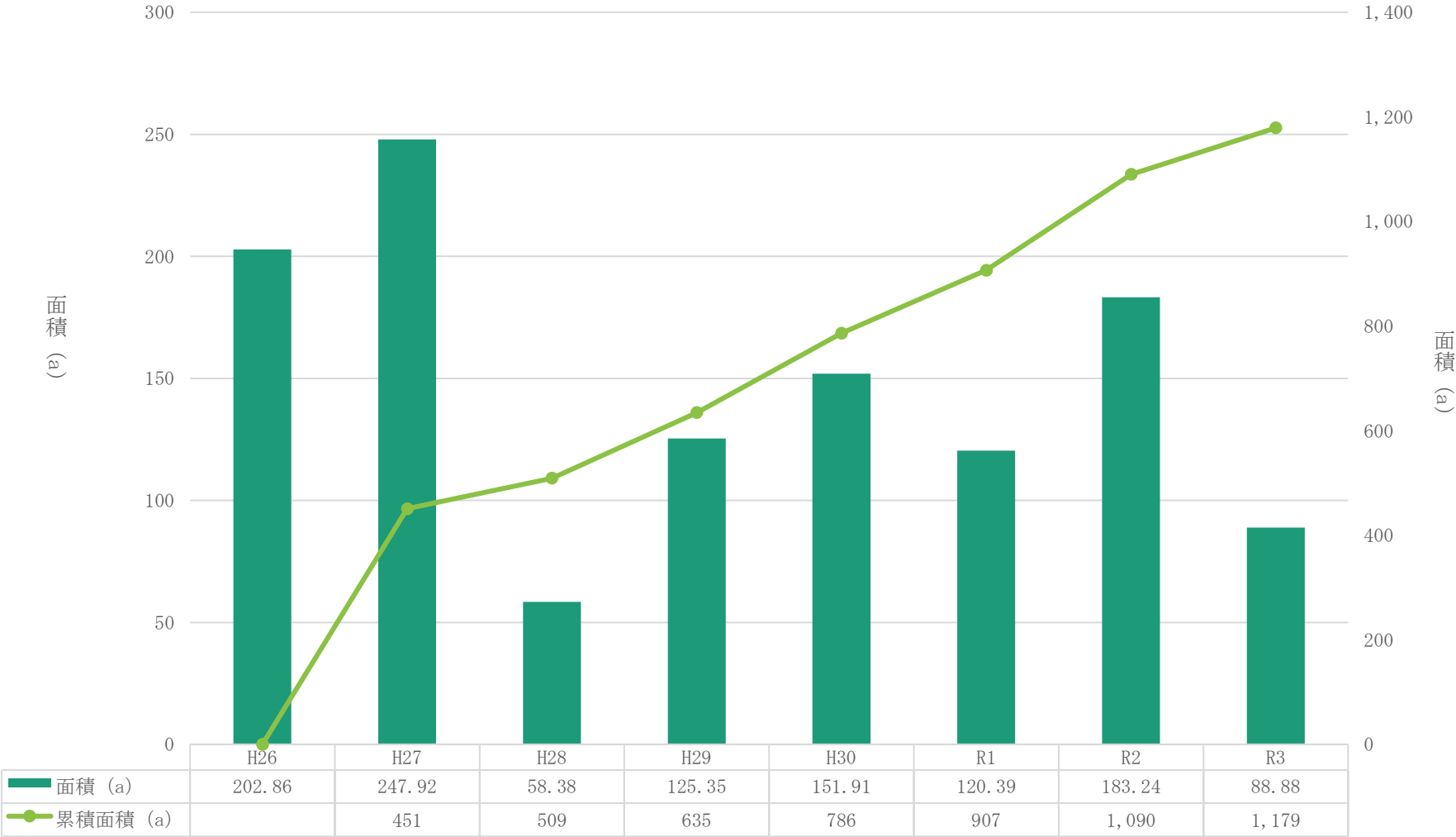
課題：一人当たりの栽培面積の限界

新品種導入により栽培面積の増加を目指すも、既存の部会員では既存の品種、面積で余力がなく、新品種を植える人がいない。

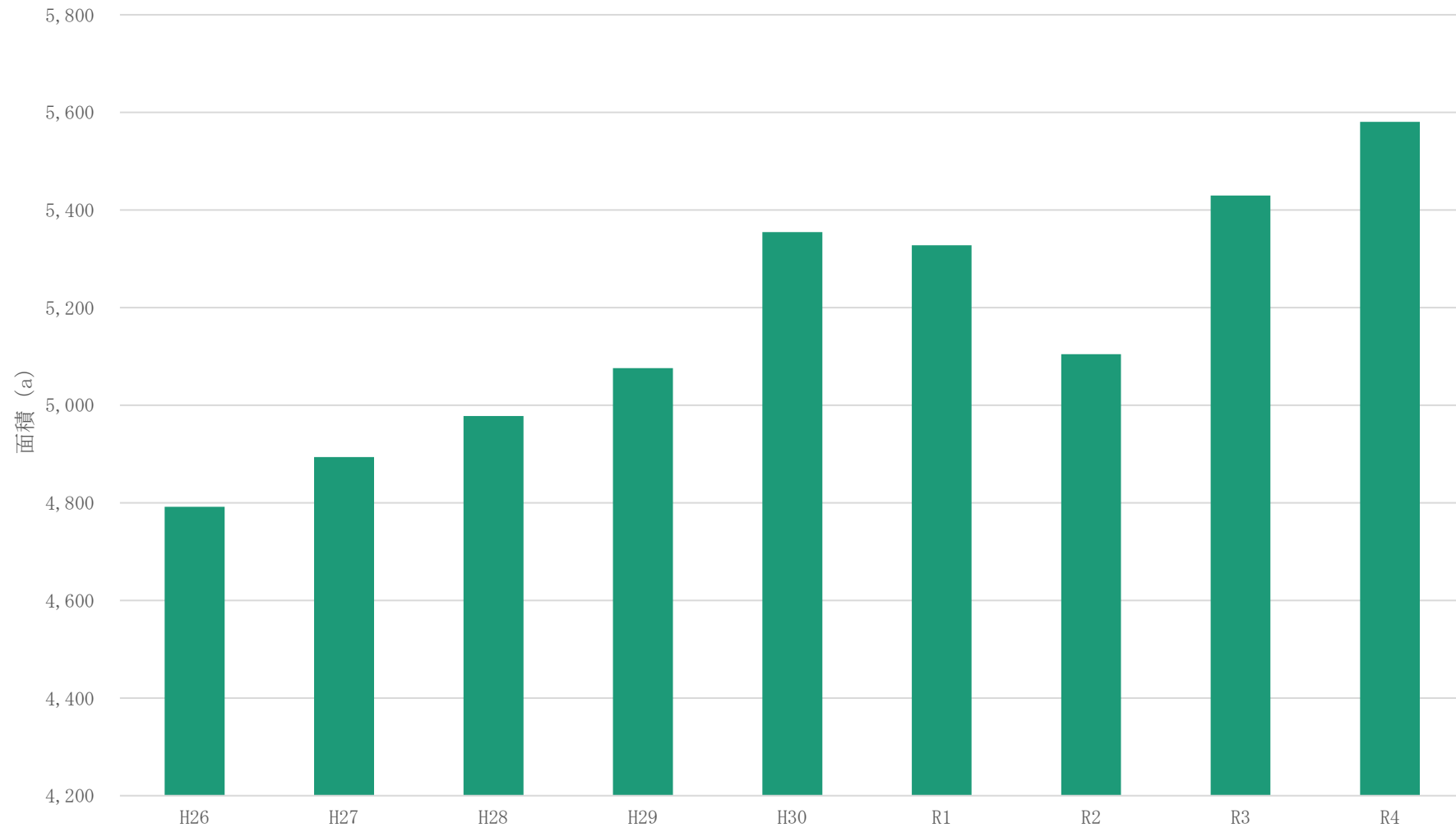
果樹経営支援事業を活用して
新規就農者を中心に
新植、改植を進めた。



すもも果樹経営支援対策事業実績(H26～R3)



さがえ西村山すもも部会面積推移(H26～R4)



すもも売上実績(平成26年～令和4年)





スピーカー紹介

YUIME株式会社 取締役 江城 嘉一（えしろ よしかず）

沖縄県出身。2012年にYUIME前身の株式会社エイブリッジで沖縄責任者の際、サトウキビを通して農業に出会い、熱中。農業分野における日本人の人材派遣事業を発足。

派遣会社としては初の特定技能1号人材の派遣、直接雇用支援（登録支援機関）許可により、全国の農業分野はもとより、畜産、水産業の取り組みを行っている。

日本全国の一次産業事業者と共に未来を見据えた「今」の課題解決に取り組んでいる





YUIMEの物語は沖縄の青空にそびえ立つ一本の高い煙突から始まりました。

日本という国の存在意義と精神が農業に根付いていることに強く感銘を受け、農業を守る、日本を守るために農業支援事業への参入を決意しました。農業の慢性的な人材不足を解消することは容易いことではありません。私たちは日本人はもちろん外国人材の双方を雇用することで新しい道を切り開こうとしています。

2019年にはその業績が認められ、国家戦略特区の「特定機関」として認定を受け、その実績から特定技能でも農業分野への外国人派遣が可能となりました。また特定技能登録支援機関としても認定されました。

私たちは沖縄から全国へと広がった農業人材支援企業のパイオニア的存在として日本の第一次産業の必要性和可能性に真っ向から向き合い、支え、新たな1ページを切り拓いていきます。

各地の繁忙期にあわせて、YUIMEスタッフ（日本人・外国人）が勤務します

エリア別

繁忙時期

エリア	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
沖縄												
関東												
四国												
九州												
東北												
北海道												
北陸												
近畿												

地域・時期によって、必要な人員（労働力）の片寄りが発生。通年雇用は厳しいのが現状。

全国YUIMEネットワークと連携

収穫期・繁忙期のみ派遣受入することにより、農家の経済的負担を極限まで減らすことが可能



YUIMEは日本全国各地の農業を網羅。
エリアも拡大中です。



中部・関西・中国地方・四国

キャベツ、レタス、トマト、玉ねぎ、みかん、
柿 など



九州・沖縄

キャベツ、ゴボウ、大根、トマト、オクラ、
サトウキビなど



北海道・東北

大根、ゴボウ、馬鈴薯、長芋
リーキ、ニンジン、トマト、ブロッコリー
キャベツ、レタス、ニンニク、ブルーベリー
トマト、キュウリ、米 など



教育の取り組み/体制

日本人・外国人と分け隔てなく、教育を行います。

1

教育を行うことで、農作業への知識や多くの経験を持つ人材が増える

2

人材が増えることにより、技術者や管理者育成を多く行える

給与UP!!



モチベーションUP!!

その地域の農作物の生産について自分たちで考え、播種計画を立て、収穫までを行うことができる

農作業に必要不可欠な作業系免許の取得も進めています。

準中型、中型・大型をはじめ
車両系(整地等)、大型特殊など

3年～

1～2年

日本人

外国人



管理者

日本人・外国人



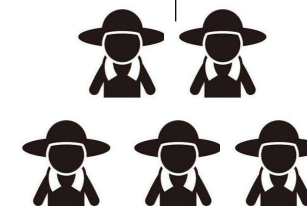
リーダー



リーダー



日本人スタッフ



外国人スタッフ

- ・資格取得支援制度(作業系免許)
- ・管理者トレーニングなど

- ・日本語教育(N3以上)
- ・管理者トレーニングなど



果樹型 トレーニングファーム ガイドブック 2023

案(令和5年2月3日版)

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

もくじ

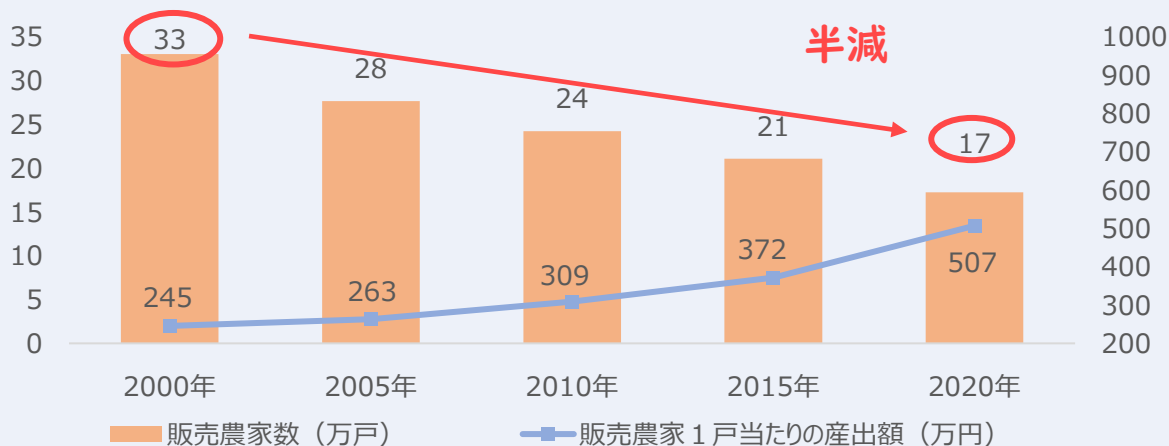
I	果樹農業における担い手育成の現状	
1.	果樹農業の担い手の現状	…3
2.	果樹産地へのアンケート結果と考察	…5
3.	トレーニングファームの事例	…7
II	果樹型トレーニングファームの設置、活用イメージ	
1.	果樹型トレーニングファームのイメージ	…9
2.	トレーニングファーム設置から活用に向けての 工程のモデル	…11
III	活用可能な農水省施策等の紹介	…13
IV	Q&A	…43
V	果樹産地へのアンケート結果詳細	…45

I 果樹農業における担い手育成の現状

果樹農業の担い手の現状

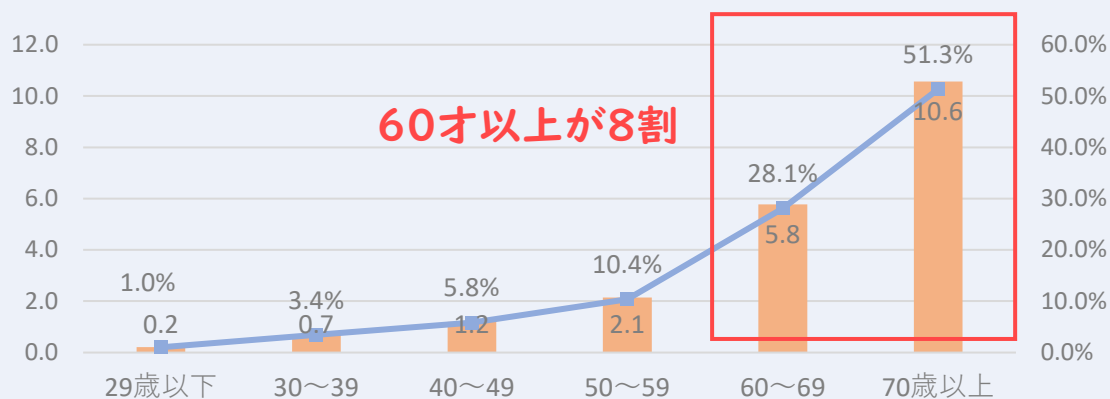
果樹の担い手は、直近20年で半減しており、高齢化も進んでいることから、今後さらに減る見込みです。

◆ 果樹の販売農家数の推移



※産出額は生産農業出荷統計の果実計の値。販売農家数は農林業センサスの果樹の販売農家の値。

◆ 基幹的農業従事者の年齢構成 (果樹)



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」（組替集計）

果樹の特徴を踏まえて担い手確保・定着に向けた取組を強化していくことが必要ですが、果樹農業は

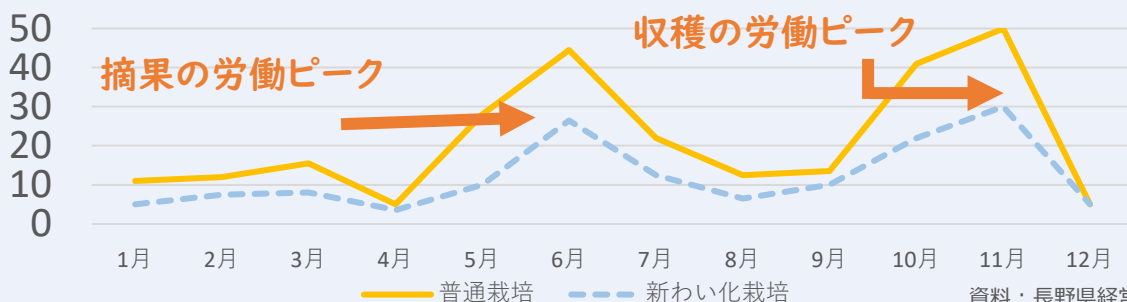
- ① 苗の定植から収穫まで数年かかり未収益期間がある
 - ② 技術の習得や生産拡大に時間を要する
 - ③ 他の作物に比べて面積当たりの労働時間が長い
 - ④ 労働ピークが収穫等の短期間に集中する、
- ことなどから、果樹の新規参入者は野菜に比べて少ないなど担い手の確保が遅れています。

◆ 果樹と他品目の労働時間の比較

ぶどう	りんご	米	ばれいしょ
429	241	22	11
時間/10a	時間/10a	時間/10a	時間/10a

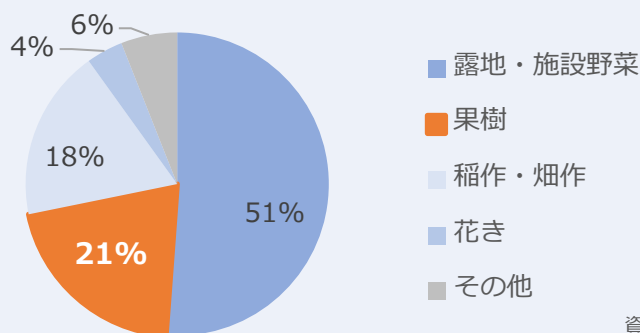
資料：農林水産省「令和2年営農類型別経営統計」
農林水産省「令和2年農業経営統計調査」

◆ りんご（ふじ）の月別作業時間（10aあたり）



資料：長野県経営指標

◆ 新規参入者が取り組む品目の割合



資料：農林水産省「令和3年新規就農者調査」

● アンケートの内容

果樹産地における新たな担い手の確保・育成に関する取組や産地の状況について、令和4年10月に全国566の産地協議会（※）に対してアンケートを実施（うち361の産地協議会が回答）しました。

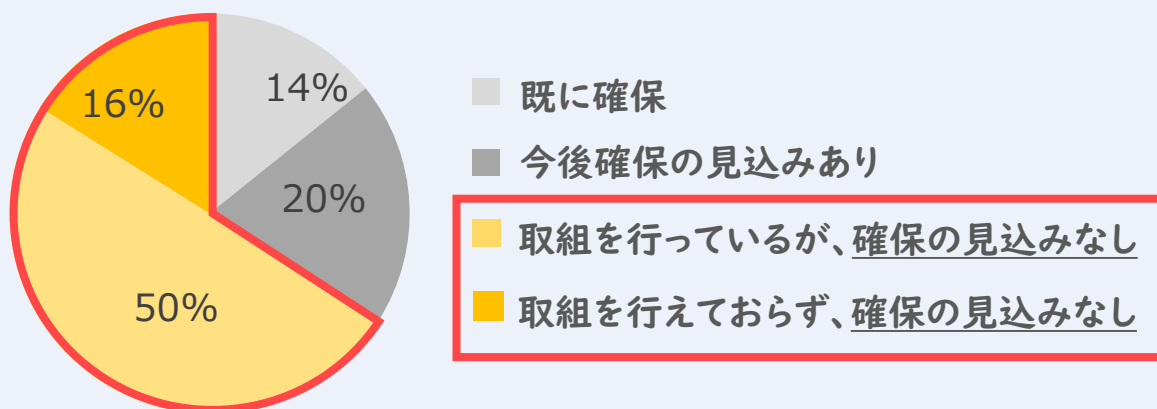
（※産地協議会：市町村、JA、その他関係団体、生産者等で構成される果樹に関する協議会）

アンケートでは、産地の農家数や生産概況、担い手の確保状況に加え、

- ① 相談会の開催、SNS発信等、産地を知ってもらうための取組
 - ② 園地の確保や移住サポート等、就農・生活の基盤づくりへの支援の取組
 - ③ 技術研修や改植等、就農後の営農継続・発展への支援の取組
- など、担い手確保のための取組状況について調査しました。
（アンケートの詳細はP45に掲載。）

● アンケートの結果

◆ 7割の産地が担い手確保の見込みなし



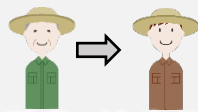
◆ 取組ごとの実施率

実施率：高



改植・新植支援

実施率：72%



営農・技術指導

実施率：73%

実施率：低



トレーニングファーム
設置

実施率：19%



宿泊施設や住居の
斡旋

実施率：13%

改植・新植支援や、営農 技術指導など、就農後の支援の実施率は高い一方で、トレーニングファームの設置や宿泊施設・住居の斡旋など、就農前のサポートとなる取組の実施率は低いことが分かりました。

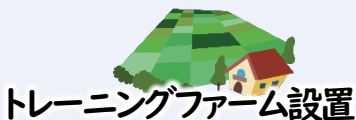
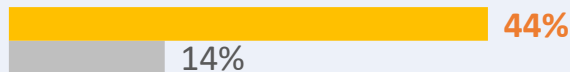
◆ 新規参入者が多い産地の特徴 (過去3年間の新規参入者の人数と取組実施率の関係)



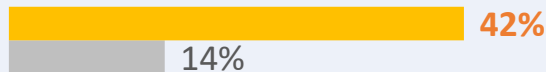
園地確保の取組



研修カリキュラムの整備



トレーニングファーム設置



過去3年間の新規参入者数が ■ 10人以上 ■ 0人

直近3年で新規参入者を10人以上確保した産地と、1人も確保していない産地と比較すると、すべての取組で実施率が10~30%高く、特に、居抜きなど未利用園地の斡旋等や、トレーニングファームの設置において顕著に高いことが分かりました。

しかし、新規参入者が獲得できている産地でも、研修カリキュラムの整備、トレーニングファームの設置、移住サポートなどの取組実施率は4割程度と低く、産地一体となった取組をさらに進めていく必要があります。

◆ 広島県果実農業協同組合連合会（広果連）の取組

広果連は県、市町、JAと連携し、新たな担い手を育成していくため、平成24年に新規参入希望者の研修を担う「広島県果樹農業振興対策センター（以下、「センター」という。）」を設立しました。

研修準備段階は、就農希望先のJAや市町が、研修期間中はセンターが、営農開始後は再びJAや市町が主に担当し、県やJA中央会などの協力も得つつ取り組んでいます。



鷺浦農園のほ場

センターでは、現在、宮盛農園（359a）、沼隈農園（87a）、鷺浦農園（257a）の直営農場を有しており、それぞれ特徴のある運営をしています。

宮盛農園では、主にかんきつの研修を実施していますが、研修後の果樹園の確保や販売・生産支援は、就農先のJAが責任を持つことになっています。平成24年の設置から10年で12名の研修生を受け入れ、10名がすでに就農しています。

沼隈農園では、土地改良事業などによって整備された42haのぶどう団地内にあり、新規就農希望者は、地域の園芸組合の支援も受けつつ研修を行い、研修後は園芸組合の斡旋により、当該団地の果樹園を離農者から引き継いでいます。平成27年の設置から7年で15名の研修生を受け入れ、11名がすでに就農しています。

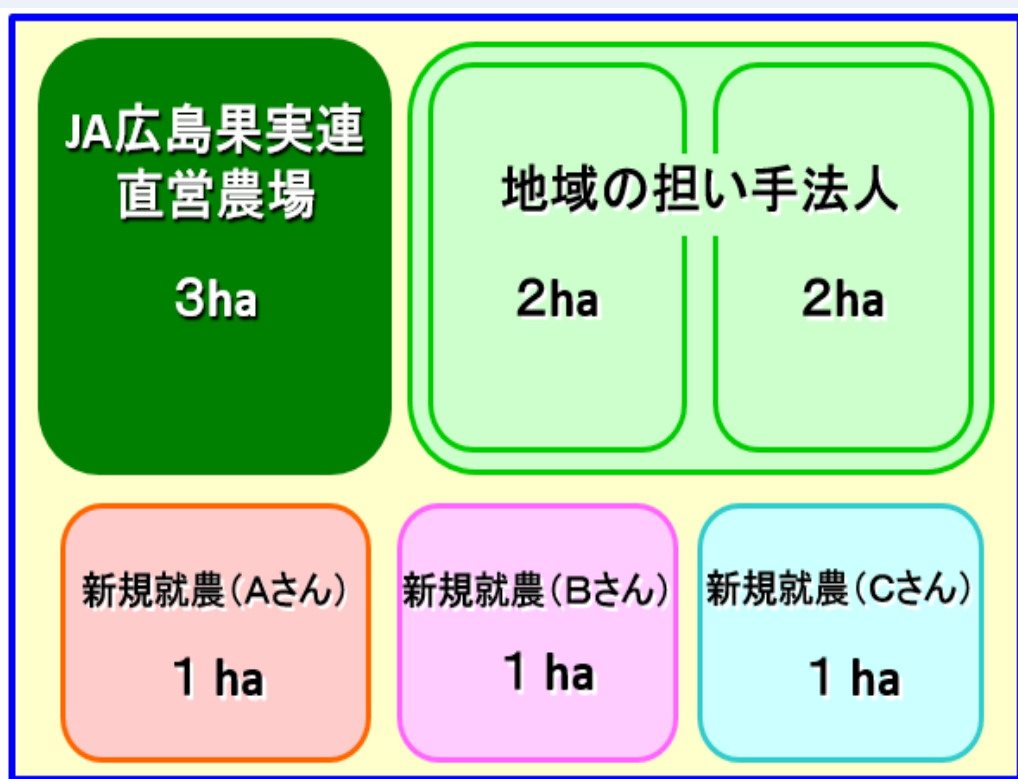
両研修農園には、広果連の職員が派遣されており、研修の運営経費はそこから収穫された果実の販売により概ね確保されています。

最後に紹介する鷺浦農園は、三原市離島（佐木島）に設置されています。この島はかんきつ作が主体ですが、本土との移動手段は連絡船のみであり、過疎化、高齢化が進行している地域です。

鷺浦農園は、この地域の園地の荒廃化を防止し、既存担い手の規模拡大、新たな担い手の確保、モデル経営の確立等による産地の活性化を目的に、地元と連携し、遊休化した果樹園を借り入れ、国の補助金も活用し、収益化が見込めるレモンを新植し、平成30年に開園しています。

鷺浦農園は、最終的に10ha、販売金額1億円/年を目指しており、直営農場と地域の担い手法人、新規就農者による運営を想定しています。

担い手の初期の経済的負担を抑えるため、収益が安定化するまでの5年間は、広果連が園地を管理し、その後、リースや有償譲渡等により、担い手に継承していく予定です。



鷺浦農園の将来像

Ⅱ 果樹型トレーニングファームの設置、活用イメージ

Ⅰ

果樹型トレーニングファームのイメージ

後継者の確保が見込めない産地において、地域農業を振興するには地域の外から参入する方々を新たな担い手として支えていくことが喫緊の課題です。しかし、これまでのように親元就農であれば問題にならなかったものの、果樹農業は新規参入にあたって

① 園地の確保

② 高度な技術の習得

③ 未収益期間の収入確保

が他の品目と比べて大きなハードルになります。

前述のアンケート結果では、果樹農業の新規参入者の獲得に園地の確保や研修の実施、そしてこれらを包含し実地で研修を行うトレーニングファームの設置が有効であることが示唆されました。

新たな担い手の確保、定着に向けて、JAや行政機関、先達となる農業者など地域の様々な関係者が連携して新規参入者を受け入れる体制をつくることが重要です。そして、トレーニングファームの整備は新規参入者を受け入れる取組の中核となります。

◆ 果樹型トレーニングファームのイメージ



離農者の園地等

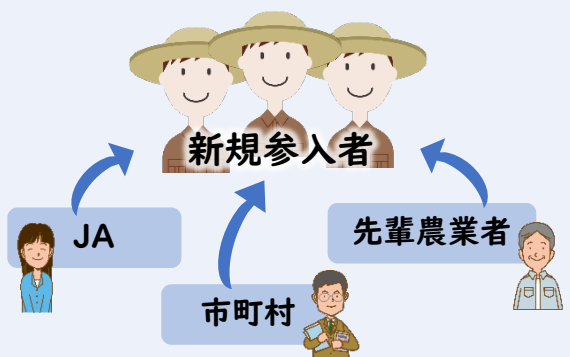
集約・整備



居抜き分譲園地の整備

研修受入、
園地分譲、
リース

成園で研修・就農できる



地域の様々な関係者が
伴走支援

実地研修には果樹の成園が必要となりますが、トレーニングファームの整備にあたっては、産地によって離農者の園地を集約、整備して活用（居抜き）してコストを抑えるなど、産地の状況に応じて工夫がなされています。研修後は、成園として整備したトレーニングファームをそのまま新規参入者にリース・分譲するほか、研修中に別の園地を用意して研修後に引き渡すなど、産地の状況に応じた運用方法があります。

状況に応じて、産地それぞれの果樹型トレーニングファームをつくりあげましょう。11頁、12頁では、国の助成制度を活用した設置から活用に向けてのモデルを掲載しているので、検討にあたってご活用ください。

topics

◆ トレーニングファーム設置のメリット

● 受入地域

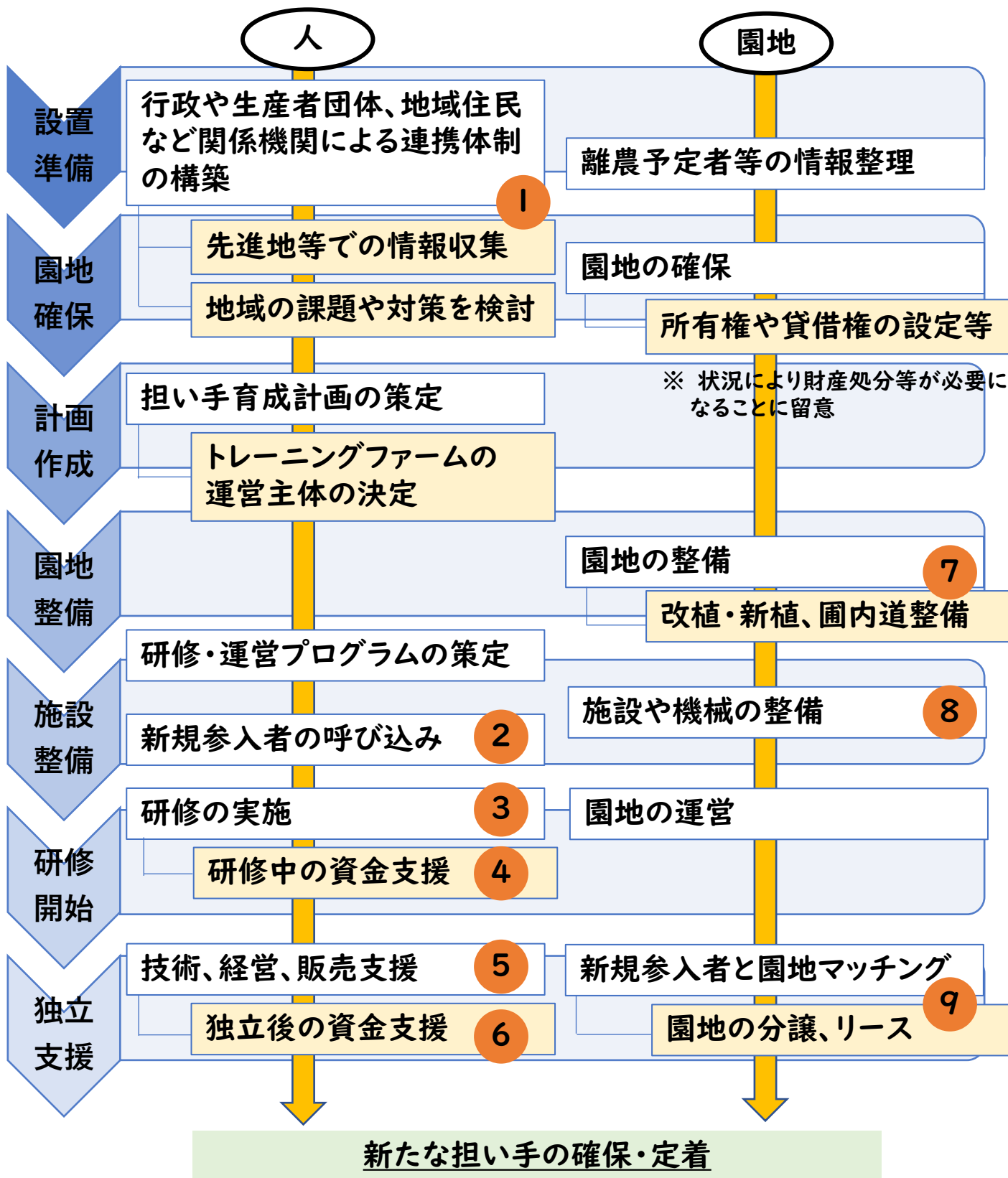
- ・ 時間をかけて、新規参入者と接することができるとともに、支援すべき対象者や目標が地域の中で共有される。
- ・ 新しい農業を担う人と、これまでの経験のある人、お互いが学び成長するきっかけになり、産地の活性化につながる。
- ・ 匠の技術が地域で伝承される。
- ・ 地域の主力品目の生産が増え、ブランド力が増す。

● 新規参入者

- ・ 地域を知る行事に参加でき、地域住民との繋がりを得ることで研修後の助け合えるネットワークをつくることができる。
- ・ 希望する地域で、農業経営の事業計画づくり、土地の手配、資金制度活用の準備ができる。

果樹型トレーニングファームの設置で好循環な果樹産地へ





◆ 農林水産省の支援策

- ① 地域の話し合いを踏まえ、農地利用の姿を明確にした計画の策定に必要な情報収集や周知などに取り組みたい

ア. 地域計画策定推進緊急対策事業 (P.13)

- ② 就農等相談対応や農業者の掘り起こし等を行う体制を整備したい

ア. 新規就農相談会 (P.17)
イ. 就農情報ポータルサイト「農業をはじめの.JP」(P.18)
ウ. 農業経営・就農サポート推進事業 (P.19)
エ. サポート体制構築事業 (P.15)

- ③ 研修の相談窓口の整備や、技術研修の実施、新規参加者が働きながら研修に取り組める支援を行いたい

ア. サポート体制構築事業 (P.15)
イ. 雇用就農資金 (P.20)
ウ. 未来型果樹農業等推進条件整備事業(担い手育成型) (P.38)

- ④ 研修生の研修中の資金をサポートしたい

就農準備資金 (P.22)

- ⑤ 先輩農業者等による技術サポートや、経営移譲を受けた農業者の経営発展を支援したい

ア. 経営継承・発展等支援事業 (P.24)
イ. サポート体制構築事業 (P.15)

- ⑥ 独立後の資金を支援したい

ア. 経営開始資金 (P.26)
イ. 青年等就農資金 (P.28)
ウ. 経営体育成強化資金 (P.30)
エ. 農業近代化資金 (P.32)
オ. 経営発展支援事業 (P.34)
カ. 認定新規就農者制度 (P.36)

- ⑦ 居ぬき園地等を活用して、果樹型トレーニングファームを整備したい

ア. 未来型果樹農業等推進条件整備事業(担い手育成型) (P.38)
イ. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策 (P.40)

- ⑧ 果樹型トレーニングファームの研修や機械等を整備したい

ア. サポート体制構築事業 (P.15)
イ. 強い農業づくり総合支援交付金 (P.42)

- ⑨ 園地の継承や分譲、リースに向けて、マッチングや園地の再整備等に取り組みたい

ア. 農業経営・就農サポート推進事業 (P.19)
イ. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策 (P.40)

※ 予算は概算決定時点のものであり、今後事業内容の変更等が有り得ます。
※ 具体的な支援対象については、各事業のページをご参照ください。

各施策の詳細は次頁から

Ⅲ 活用可能な農水省施策等の紹介

● 地域計画策定推進緊急対策事業

(1) ポイント

高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）の策定に必要な取組を支援します。

(2) 支援対象

市町村、農業委員会、都道府県

(3) 支援内容

Ⅰ 市町村推進事業（補助率：定額）

地域計画の策定に向けた市町村の以下の取組を支援。

① 協議の設置に係る調整

関係機関の参加者との調整、話し合いに向けた情報の入手・整理等

② 協議の実施・取りまとめ

話し合いをコーディネートする専門家の活用、協議内容の取りまとめ等

③ 地域計画案の取りまとめ

（地域計画の案の作成、関係者への説明等）

④ 地域計画の公告・周知

（関係者、地域住民への周知等）

(3) 支援内容(続き)

2 農業委員会推進事業(補助率:定額)

地域計画の策定における農業委員会による目標地図の素案の作成の取組を支援。

3 都道府県推進事業(補助率:定額)

地域計画の普及・推進に向けた都道府県の以下の取組を支援。

① 市町村等への説明会や研修会の開催等

(市町村等を対象とした説明会及び研修会の開催等)

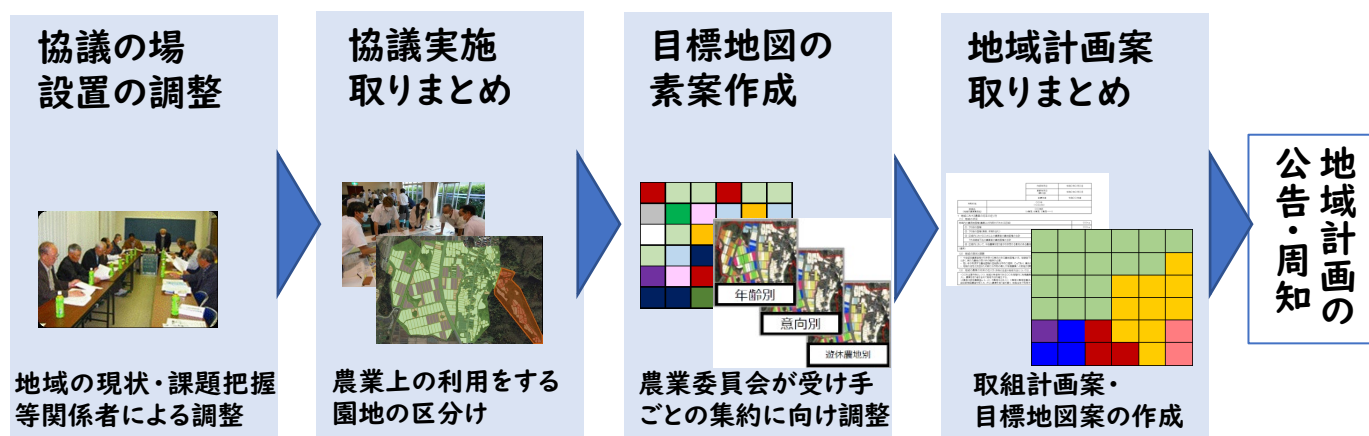
② 市町村の取組への助言・指導

(市町村等に対して地域計画の策定等に対する助言及び指導)

(4) 要件等

- 1 令和7年3月31日までに地域計画を策定していること。
- 2 策定した地域計画を市町村のホームページに公表していること。
- 3 工程表を作成し、地域計画の策定に向けて具体的に取り組んでいること。

(5) 事業イメージ



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 03-6744-1760

● 新規就農者育成総合対策のうちサポート体制構築事業

(1) ポイント

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、地域における就農相談体制の整備、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポートに加え、社会人向けの農業研修の実施を支援します。

(2) 支援対象

市町村、協議会、民間団体（農業協同組合、会社法人等）等

(3) 支援内容

① 就農相談体制の整備

就農希望者及び新規就農者に対する資金調達・生活面等の相談窓口となる、地域における就農相談員の設置等を支援します。
（補助率：1/2、上限：100万円/1地区）

〈事業イメージ〉・就農相談員による就農希望者等の相談対応
・サポート体制構成員による定期的な連絡会議の開催 等

② 社会人向けの農業研修の実施

農業への人材の呼び込みを図るため、他産業に従事する社会人が働きながら受講できる農業研修の実施を支援します。
（補助率：定額）

〈事業イメージ〉・週末開催やオンラインなど、社会人が働きながら受講できる農業研修（3～6ヶ月程度）の実施

(3) 支援内容(続き)

③先輩農業者等による技術面等のサポート

先輩農業者等の就農支援員による新規就農者の技術面や販路確保等のサポート活動や講習会の実施等を支援します。

(補助率: 1/2、上限: 100万円/1地区)

〈事業イメージ〉・就農支援員による新規就農者への技術・販路確保等の指導・助言活動
・新規就農者向けの研修会の開催 等

④研修農場の整備

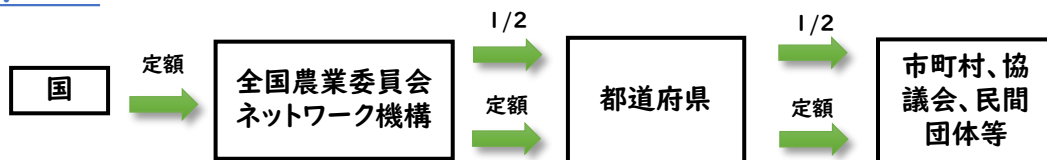
就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な機械・設備の導入、施設整備等を支援します。(補助率: 1/2)

〈事業イメージ〉・研修に必要な機械・設備の導入、施設の整備等
(例: ハウス、トラクター、管理機、果樹棚 等(研修終了後は、新規就農者へのリースも可))

(4) 要件等

- ・サポート体制計画の策定により、市町村、農業委員会等の関係機関や農業者等を含めた新規就農のサポート体制が構築されていること。(サポート体制には技術・営農指導、農地確保支援、資金相談、生活に係る4分野について担当機関が参画することが必須)
- ・市町村以外が事業実施主体となる場合は、市町村と十分な連携が行われていること。

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469 (①の事業)
経営局就農・女性課 03-6744-2160 (②、③、④の事業)

●新規就農相談会

(1) 概要

・就農支援イベント「新・農業人フェア」を開催し、新規就農ガイダンス、就農体験紹介、農業法人等の会社説明、自治体の就農支援情報の提供等を実施。（農業人材確保推進事業により支援）

・フェアは、年間8回程度（東京6回、大阪2回）開催しており、都道府県や市町村をはじめ、JA、農業法人などが説明ブースを出展。

・フェアの開催や出展申し込みについては、事業実施主体からホームページを通じてお知らせ等を行っている。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数（回）	13	10	8	8	8	8
出店数（ブース）	1,281	1,202	831	488	568	745
入場者数（人）	6,979	5,411	3,341	4,410	3,272	6,187

※実施主体は、リクルートジョブズ（H25～R1）、ツナググループ系列（R2～）

（令和5年1月末現在）



【お問い合わせ先】

一般社団法人 全国農業会議所（全国新規就農相談センター）

電話：03-6910-1133 メール：guide@nca.or.jp

●就農情報ポータルサイト「農業をはじめる.JP」

(1) 概要

・農業に興味を持たれた方や、これから農業を始めたい方が、農業を知り、就農に向けて具体的な行動を起こしていくために必要となる情報を一元的に閲覧できる就農情報のポータルサイト。

・農林水産省補助事業（農業人材確保推進事業）として、全国新規就農相談センターが運営。

・自治体、JAグループ等もアカウント登録をすることにより、就農支援や農業体験、就農相談会の情報の掲載が可能。アカウント登録については、（一社）全国農業会議所（全国新規就農相談センター）にお問い合わせください。



就農に向けた段階に応じて必要となる情報を網羅			
就農を知る ・農業って、どんな仕事？ ・就農適性診断 ・先輩農業者の就農ストーリー ・支援が充実している地域の紹介		研修・学ぶ ・農業が学べる教育研修機関（農大、農業専門学校等） ・自治体やJA等の研修情報 ・民間企業等が開催する農業研修情報	
体験する ・農業インターンシップ ・農泊 ・自治体や民間企業等の農業体験情報		求人情報 ・新規就農相談センター求人DB ・ハローワークインターネットサービス ・JAや民間企業等の農業求人サイト	
相談する ・全国新規就農相談センター ・各都道府県にある就農相談窓口の紹介（JA・都道府県） ・自治体等が開催するの就農相談会情報		支援情報 ・都道府県・市町村の就農支援DB ・JAグループの新規就農支援 ・農地・空き家を探す ・移住支援（「いいかも地方暮らし」等）	

【アカウント及びデータ登録の操作に関する問い合わせ】
一般社団法人 全国農業会議所（全国新規就農相談センター）
電話：03-6910-1133 メール：guide@nca.or.jp

● 農業経営・就農サポート推進事業

(1) ポイント

就農等希望者からの就農相談に対して、農業経営・就農支援センターによる研修先等の紹介や就農候補市町村との調整を実施します。

(2) 支援対象

都道府県

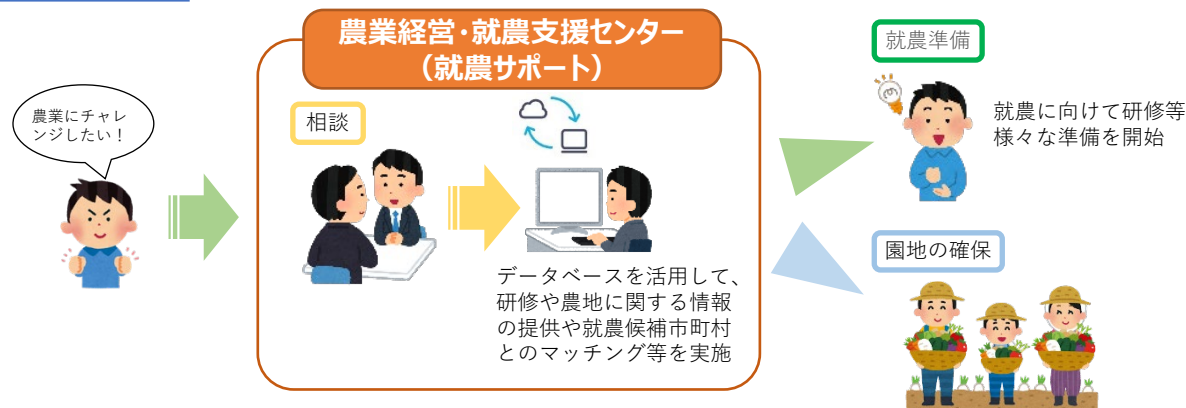
(3) 支援内容

都道府県が就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、データベースを活用した就農等の相談対応や就農候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こしや課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。

(4) 要件等

特になし

(5) スキーム



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 03-3502-6441

● 雇用就農資金

(1) ポイント

雇用就農者の確保・育成を推進するため、農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を助成します。

(2) 支援対象

農業法人等

(3) 支援内容

(雇用就農者育成・独立支援タイプ)

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を助成※^{1,2}
(年間最大60万円、最長4年間)

(新法人設立支援タイプ)

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を助成※^{1,2}

(年間最大120万円、最長4年間(3年目以降は年間最大60万円))

※1 新規雇用就農者の増加分が対象

※2 就農希望者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は年間最大15万円を加算

(4) 要件等

＜農業法人等の主な要件＞

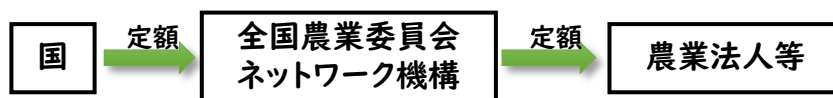
- 1 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること
(独立前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可)
- 2 労働環境の改善※³に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと
- 3 過去5年間に本事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- 4 研修内容等を就農に関するポータルサイト(農業をはじめる.JP)に掲載していること

＜新規雇用就農者の主な要件＞

- 1 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する49歳以下の者であること
- 2 支援開始時点で、正社員として採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- 3 過去の農業就業期間が5年以内であること

※3 休憩・休日・有給休暇の確保等に加え、①年間総労働時間の就業規則等への規定、②人材育成及び評価の仕組みの整備、③男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備のいずれか1つ以上を実施

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-6744-2162

● 就農準備資金

(1) ポイント

- ・ 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備段階を支援する資金を交付します。
- ・ 果樹型トレーニングファームが都道府県の認定研修機関として位置付けられれば、そのトレーニングファームで研修する者が就農準備資金の交付対象になり得ます。

(2) 支援対象

就農予定時に49歳以下の者

(3) 支援内容

- ・ 就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に資金を交付

交付額：12.5万円/月(150万円/年)を最長2年間

交付主体

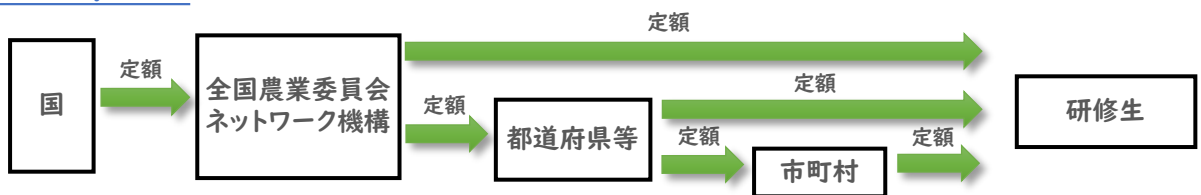
- ・ 市町村
- ・ 都道府県域の研修機関(農業大学校等)の場合は都道府県等
- ・ 全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 独立・自営就農※¹、雇用就農又は親元就農※²を目指すこと
※¹ 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
※² 就農後5年以内に経営を継承すること
(法人の場合は共同経営者になること)
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は独立・自営就農すること
- ② 都道府県等が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
- ③ 常勤の雇用契約を締結していないこと
- ④ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
- ⑤ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469

● 経営継承・発展等支援事業

(1) ポイント(活用イメージ)

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、国と地方が一体となって、人・農地プランに位置付けられた経営体等の経営を継承し発展させる取組を支援します。

(2) 支援対象

中心経営体等である先代事業者（個人事業主または法人の代表者）からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者（親子、第三者など先代事業者との関係は問いません）

(3) 支援内容

国の補助率：1/2以内

補助上限額：100万円（国と市町村が1/2ずつ負担）

※ 市町村が後継者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の2分の1（上限50万円）を負担する場合に限って実施（申請額が100万円を下回る場合、例えば申請額が80万円であれば、国が40万円、市町村が40万円を負担）

対象となる取組：経営発展計画に位置付けられた以下の取組（事業費を要する取組に限る）が対象

- ①法人化 ②新たな品種・部門等の導入 ③認証取得 ④データ活用経営
- ⑤就業規則の策定 ⑥経営管理の高度化 ⑦就業環境の改善
- ⑧外部研修の受講 ⑨販路開拓 ⑩新商品開発
- ⑪省力化・業務の効率化 ⑫規格等の改善 ⑬防災・減災の導入

(4) 要件等

個人の場合

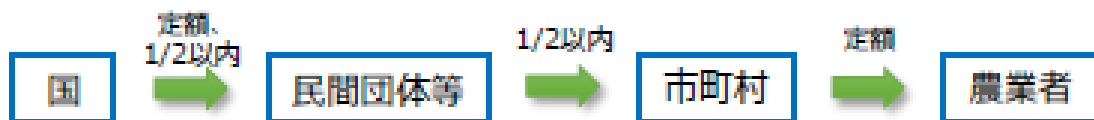
- ・ 令和3年1月1日から経営発展計画の提出時まで、中心経営体等である先代事業者から経営に関する主宰権の移譲を受けていること
- ・ 主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ・ 青色申告者であること
- ・ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること 等

法人の場合※（経営継承と同時に法人化した場合も含まれます）

- ・ 次に掲げる（ア）又は（イ）の要件を満たすこと。
 - （ア）法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合：当該法人が中心経営体等であり、令和3年1月1日から経営発展計画を提出する時までに後継者（個人）が当該主宰権の移譲を受けていること
 - （イ）先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合：当該先代事業者が中心経営体等であり、令和3年1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること
- ・ 主宰権の移譲に際して、原則として、自らまたは先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ・ 青色申告者であること 等

※ 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハ に掲げる組織）を含む

(5) スキーム



※上記は令和4年度事業内容であり、令和5年度についても予算措置しているところ

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 03-6744-2143

● 経営開始資金

(1) ポイント

- ・ 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付します。
- ・ 果樹型トレーニングファームでの研修後に経営開始する者が経営開始資金の交付対象になり得ます。就農準備資金の交付を受けた後に、経営開始資金の交付を受けることも可能です。

(2) 支援対象

- ・ 独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者

(3) 支援内容

- ・ 次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付
交付額：12.5万円/月(150万円/年)を最長3年間
交付主体：市町村
※市町村は、サポート体制を整備し、サポート計画を策定

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
- ② 経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- ③ 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスク(新規作目の導入など)を負っていると市町村長に認められること
- ④ 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469

● 青年等就農資金

(1) ポイント

- ・ 新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金（資材等）を支援します。

(2) 貸付対象

- ・ 新たに農業経営を営もうとする青年等※であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者

※ ・青年（45歳未満）

・効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）

・これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。

※ 農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く。

(3) 支援内容

- ・ 新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援します。

資金使途： 機械、施設等の取得、営農資金（資材等）※農地等の取得は除く

貸付限度額： 3,700万円（特認限度額1億円）

貸付利率： 法定無利子

償還期限： 17年以内（据置期間5年以内）

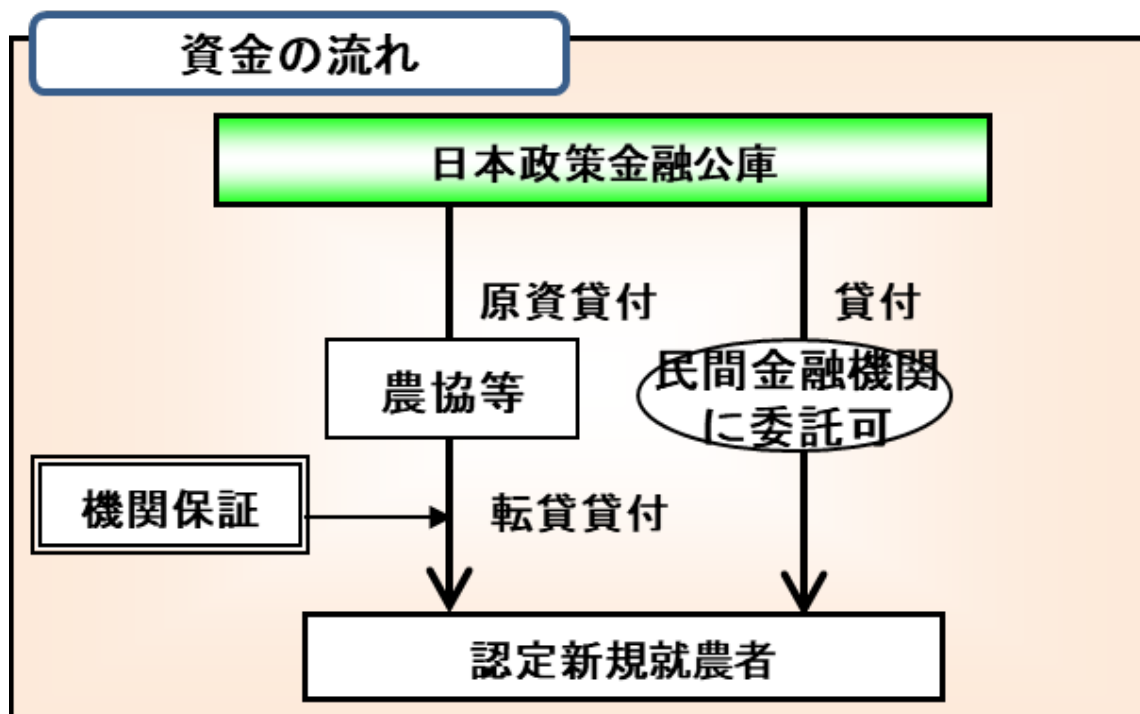
担保・保証人： 融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

貸付主体： 株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

※1 農協等民間金融機関による転貸も可

※2 予算の範囲内で実施されるため、融資の実行時期によっては、御希望に添えない場合があります。

(4) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469

● 経営体育成強化資金

(1) ポイント

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本公庫等が融資します。

(2) 貸付対象

農業を営む者（主業農業者※、認定新規就農者、集落営農組織など）

※農業所得が総所得の過半（法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）等の者をいいます。

(3) 支援内容

(1) 資金使途

① 前向き投資資金

農地等の取得・改良・造成、農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得、農薬費その他の長期運転資金など

② 再建整備

制度資金以外の負債の整理

③ 償還円滑化

既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減

(3) 支援内容(続き)

(2) 借入限度額

①～③の範囲内でかつその合計額が個人1.5億円、法人5億円以内

①前向き投資：負担額の80%以内

②再建整備：個人1,000万円～2,500万円、法人4,000万円

③償還円滑化：経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額

(3) 償還期限

25年以内（うち据置3年～10年以内）

(4) 借入金利

0.8%（令和5年1月19日現在）

(4) 取扱金融機関

(株)日本政策金融公庫

（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

【お問い合わせ先】経営局金融調整課 03-6744-2165

● 農業近代化資金

(1) ポイント

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対して、経営改善に必要な施設資金等を都道府県等が利子補給措置を講ずることにより長期かつ低利で融資します。

(2) 貸付対象

- ①農業を営む者（認定農業者、認定新規就農者、主業農業者※、集落営農組織、任意団体など）
- ②農協、農協連合会 など

※農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の者をいいます。

(3) 支援内容

(1) 資金使途

- ・畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・果樹その他永年性植物の植栽又は育成
- ・農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・長期運転資金
- ・農村環境整備資金 など

(3) 支援内容(続き)

(2) 借入限度額

農業を営む者 個人18百万円(特認2億円)、
法人・団体2億円、
農協等 15億円(大臣が承認した場合はその承認額)

(3) 借入金利 0.8%(令和5年1月19日現在)

(4) 償還期限 資金使途に応じ7~20年以内 (うち据置2~7年以内)

(5) 融 資 率 原則80%以内(認定農業者100%以内)

(4) 取扱金融機関

農協、信用農業協同組合連合会、農林中金、銀行、信用金庫、
信用組合

【お問い合わせ先】経営局金融調整課 03-6744-2165

● 経営発展支援事業

(1) ポイント

- ・ 新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。
- ・ 果樹型トレーニングファームでの研修後に経営開始する者が、機械・施設の導入や果樹の新植・改植を行う際などに活用いただけます。

(2) 支援対象

- ・ 独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者

(3) 支援内容

- ・ 就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援

支援額 : 補助対象事業費上限1,000万円
(経営開始資金の交付対象者は上限500万円)

補助率 : 都道府県支援分の2倍を国が支援
(国の補助上限1/2)
〈例〉 国1/2、県1/2、本人1/4

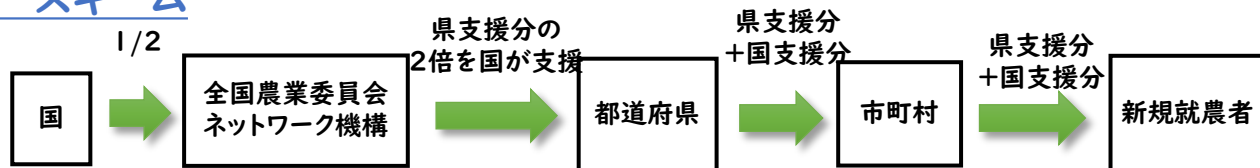
対象経費 : 機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、
機械リース等

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
(令和4年度以降が対象)
- ② 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画(売上・割増等)であること
- ③ 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ④ 本人負担分について金融機関から融資を受けていること

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469

● 認定新規就農者制度

(1) ポイント

- ・ 新規就農者を地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要。
- ・ 市町村の認定を受けた認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施。

認定新規就農者

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた方のこと

(2) 支援対象（青年等就農計画の申請者）

- ・ その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等※
 - ※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。
 - ※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く。

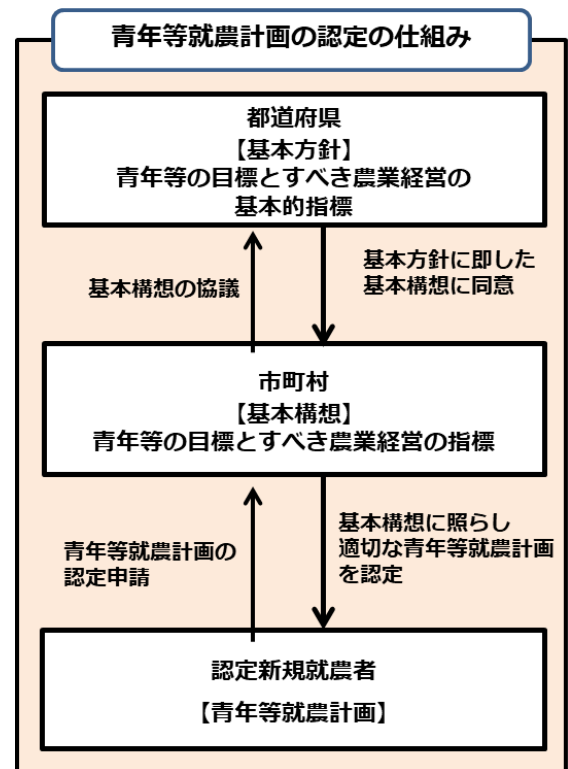
(3) 青年等就農計画の認定

- ・ 市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合にその認定を実施。

- ① その計画が市町村の基本構想に照らし適切であること
- ② その計画が達成される見込みが確実であること 等

(4) 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金(無利子融資)(P.28)
- ・ 経営発展支援事業 (P.34)
- ・ 経営開始資金 (P.26)
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業
- ・ 農地利用効率化等支援交付金
- ・ 経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)
- ・ 認定新規就農者への農地集積の促進
- ・ 農業者年金保険料の国庫補助(青色申告者に限る)



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469

● 未来型果樹農業等推進条件整備事業 (担い手育成型)

(1) ポイント

果樹産地において新たな担い手向けの研修や園地分譲等を行うにあたり必要となる、園地の整備等を行うことができる事業です。

小規模園地整備や部分改植など、新規参入者受入体制整備のための取組を支援します。また、整備した園地での省力技術研修の取組についても支援します。

(2) 支援対象

新たな担い手の新規参入を支援する、都道府県、市町村、JA、法人化した経営体、農地中間管理機構、民間企業などの団体

(3) 支援内容

(1) 小規模園地整備

排水路の整備、土壌・土層改良、
園内道の整備、傾斜の緩和、用水・かん
水設備、多目的防災網、防霜ファン、モ
ノレール等

補助率：1/2以内

(2) 部分改植

優良品目・品種や省力樹形への改植等
補助率：定額（面積当たり1/2相当）、
1/2以内

(3) 改植後の未収益期間の幼木管理

補助率：定額（22万円/10a）

(4) 省力技術研修

補助率：定額（3万円/10a）



離農者の園地等



集約・
整備



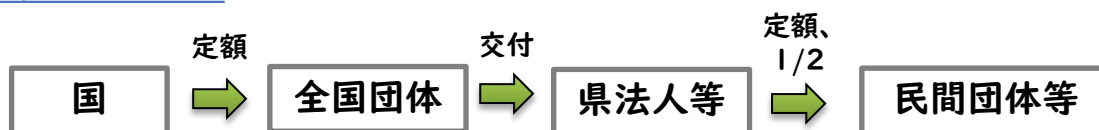
早期に成園

(4) 要件等

果樹産地構造改革計画において、新たな担い手の確保・定着に向けた取組を実施する主体、目標、関係機関とその役割分担、工程等を位置づけること。など

※ 予算は概算決定時点のものであり、今後事業内容の変更等が有り得ます。

(5) スキーム



● 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策

(1) ポイント

新たな担い手への研修用園地の継承に向けて行う、改植等の園地の再整備に係る取組や、継承のあっせん、マッチングの取組、生産技術の継承・普及のための取組等について支援する事業です。

(2) 支援対象

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（生産基盤協会タイプ）」に位置付けられている農業者、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）

(3) 支援内容

(1) 基金事業

- ① 新規就農者や担い手への農業用ハウス譲渡のためのパイプハウスの再整備・改修
- ② 継承者へ譲渡されたまたは譲渡する計画のある果樹園・茶園の再整備・改修
- ③ 後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした作業受託組織等での農業機械の再整備・改良
- ④ 再整備・改修した施設・果樹園等の継承ニーズの把握及びマッチング、受け皿組織における継承までの間の維持に必要な備品、生産資材の購入
- ⑤ 生産技術を継承・普及するための栽培管理・労務管理等の技術実証、技術継承・普及のための人材育成（座学・実地研修）農業機械の安全取り扱い技術向上のための研修

<補助率：定額、1/2以内等>

(3) 支援内容(続き)

(2) 整備事業

新規就農者や担い手への継承に必要な農業用ハウスの再整備・改修等

補助率：1/2以内



ハウス・樹園地の再整備

(4) 要件等

- ・ 基準を満たした成果目標を定めること
- ・ 生産基盤の強化と次代への円滑な継承を図るために必要な再整備・改修に取り組む場合は、5年以内に農業用ハウス等を継承者に譲渡する計画があること、又はすでに譲渡を受けているが、これから本格的な営農を開始する計画があること など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-3502-5957

●強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）のうち 産地における戦略的な人材育成の推進

（１）ポイント

産地の収益力強化と持続的な発展等のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援する事業です。

重点政策推進枠「産地における戦略的な人材育成の推進」では、産地における戦略的な担い手の育成を推進していくために必要な施設の整備又は改修（不要施設の撤去、廃棄含む）を支援しています。

（２）支援対象

農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等

（３）支援内容

交付率：1/2以内

対象経費：産地基幹施設の整備又は改修等
（不要施設の撤去、廃棄含む）

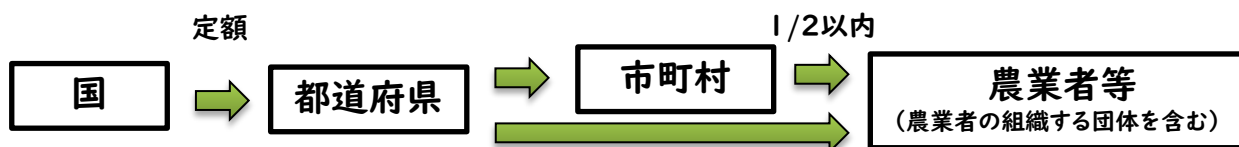
取組例：産地としての新規就農者の育成・確保に加え、販売額の増加等の収益性向上に向けて、低コスト耐候性ハウスや農産物処理加工施設等を整備

（４）要件等

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標（人材育成関連目標と生産性向上等目標）の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・総事業費5千万円以上であること

など

（５）スキーム



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-3502-5957

Q1.果樹型トレーニングファームを運営する主体はどこですか？

A1.従来からの親元就農ではなく、地域の外から新規参入を迎えるためには、産地が親代わりとなって育成していくといったイメージで、地域の関係者が協力して伴走支援していくことが重要です。

運営主体の事例をみると、市町村、農協、農協出資の子会社、農業者のグループ、農業法人等様々です。地域の話し合いにより、地域の状況を踏まえて関係者の連携体制や役割分担を決めていきましょう。

Q2.農協がトレーニングファームを運営する場合、定款の変更が必要でしょうか？

A2.農協の定款の内容や、同ファームの運営における農協の役割等によっては定款の変更が必要となる場合があります。

Q3.トレーニングファームの運営や未利用園地のリース・分譲をしたいのですが、条件の悪い園地しか集まりません。良い方法がありますか？

A3.果樹園地は、新植・改植を行った場合、成園になるまで数年かかる上、未利用園地は、病虫害の発生源となることから、樹体と園地を一体的に継承するためには、恒常的な管理が必要です。

また、条件の良い園地を集めるためには、日頃から、地域内の園地の情報（流動化の希望時期、品種構成、樹齢、接道や水源の有無等）を積極的に収集しておく必要があります。

地域によっては、営農指導員等のネットワークを活用した情報収集や、農家への調査、流動化の意向のある園地の情報公開、園地の出し手への奨励金等により、良い状態の園地の確保等を行っています。

Q4.地域の外から人を迎えることを不安視する農家が多いのですが、どうしたらよいですか？

A4.地域の変化を農家が不安視することは仕方のないことです。また、地域の担い手を増やすことの必要性よりも、不安を強く感じている可能性もあります。

このため、まずは行政や農協などが協力して、新規参入者の必要性や地域の将来像を示し、地域全体で展望を共有することが重要です。地域計画策定の機会など、ぜひ活用ください。

また、実際に新規参入者を受け入れる場合には、地域で信頼のある行政や農協が仲介することにより継承がスムーズに進むケースがあります。さらに、トレーニングファームの設置により、受入れ地域と新規参入者も時間をかけて交流できるため、受入れ準備が円滑に進む可能性があります。

Q5.トレーニングファームを設置するのは、運営側のマンパワー不足や財政的なコストが厳しいのですが、どうしたらよいですか？

A5.新規参入者の受入れは、地域の様々な組織や人が関係するため、地域の話し合いの下、役割を分担することで負担を分散するなど工夫しながら進めることが肝要です。

トレーニングファームの設置については、支援制度の活用をご検討いただくとともに、トレーニングファームの収益を運営費に充てるなどして負担軽減を検討してください。

なお、トレーニングファームの設置は新規参入に有効な手段と考えていますが、地域の関係者が集えば他にも有効な手段、アイデアが見つかるかもしれません。地域の状況に応じた受入体制を検討してください。

V 果樹産地へのアンケート結果詳細

◆アンケートの詳細

果樹産地への効果的な支援について検討するため、各産地において取り組んでいる新たな担い手の育成・確保に向けた取り組みや、各産地の担い手の状況等について把握する目的で、果樹産地構造改革計画を策定している全国の産地協会へアンケート調査を実施しました。

◆アンケートの結果

①新規就農者等の新たな担い手の就農・定着のため実施する18の取り組みについて実施状況を調査。(回答数361件)

1:人材の募集体制

・HP、SNS等による情報発信	39.1% (141件)
・就農相談会の実施	53.7% (194件)
・産地を知る取組(農業体験、農業アルバイト、移住希望者向け講座等)	40.7% (147件)

2:人材の受入れ体制

・移住サポート(地域の世話役やコーディネーターの設置等)	26.9% (97件)
・宿泊施設や住居の斡旋	23.5% (85件)
・生活費の支援	11.9% (43件)

3:技術や経営の研修体制

・研修用園地(トレーニングファーム)の設置	18.8% (68件)
・熟練農家による指導	57.1% (206件)
・農業学校や研修施設での専門カリキュラム整備	21.1% (76件)

4:就農に向けた支援体制

・園地の確保(離農者のマッチングや未利用園地の斡旋)	58.4% (211件)
・整備済みの樹園地の貸出又は継承	30.7% (111件)
・農業用機械の導入又は貸出支援	29.6% (107件)
・選果等の調製設備の導入又は貸出支援	13.9% (50件)
・倉庫、作業場の導入又は貸出支援	10.8% (39件)

5:就農後の営農継続のための支援体制

・未収益期間中の副業の紹介・斡旋	8.0% (29件)
・継続的な営農・技術指導の実施	74.2% (268件)
・改植・新植の支援	71.2% (257件)
・農作業受委託やアルバイト等労働力の紹介・斡旋	27.4% (99件)

V 果樹産地へのアンケート結果詳細

◆アンケートの結果(続き)

②産地において必要な担い手の確保状況について調査を実施。(回答数357件)

1:既に確保している。	14.3%
2:現時点では確保できていないが、今後確保の見込みがある。	20.2%
3:担い手確保ための取組を行っているが、確保の見込みがなく困っている。	49.9%
4:担い手確保のための取組が行えていないため、確保の見込みがない。	15.7%

③農家数や生産概況に関するデータについて調査を実施。

○平成27年から令和2年までの5年間で農家数が増加した産地の割合(163件中)	14.7%
○産地の果樹生産者のうち65歳以上の割合 として回答のあったものの平均値	61.4%
○産地の果樹生産者のうち70歳以上の割合 として回答のあったものの平均値	44.6%
○後継者のいる世帯の割合 として回答のあったものの平均値	24.2%

④過去3年間の新規就農者の獲得数が、0人の産地と10人以上の産地における、

①の取組実施率の比較

	過去3年間の新規就農者数が		
	0人	10人以上	差
1:人材の募集体制			
・HP、SNS等による情報発信	33%	62%	29%
・就農相談会の実施	48%	69%	21%
・産地を知る取組(農業体験、農業アルバイト、移住希望者向け講座等)	38%	56%	18%
2:人材の受入れ体制			
・移住サポート(地域の世話役やコーディネーターの設置等)	26%	40%	14%
・宿泊施設や住居の斡旋	19%	40%	21%
・生活費の支援	6%	22%	14%
3:技術や経営の研修体制			
・研修用園地(トレーニングファーム)の設置	14%	42%	28%
・熟練農家による指導	48%	67%	18%
・農業学校や研修施設での専門カリキュラム整備	14%	44%	30%
4:就農に向けた支援体制			
・園地の確保(離農者のマッチングや未利用園地の斡旋)	54%	76%	21%
・整備済みの樹園地の貸出又は継承	25%	36%	11%
・農業用機械の導入又は貸出支援	26%	40%	14%
・選果等の調製設備の導入又は貸出支援	10%	18%	8%
・倉庫、作業場の導入又は貸出支援	9%	20%	11%
5:就農後の営農継続のための支援体制			
・未収益期間中の副業の紹介・斡旋	8%	13%	6%
・継続的な営農・技術指導の実施	62%	76%	14%
・改植・新植の支援	67%	78%	11%
・農作業受委託やアルバイト等労働力の紹介・斡旋	23%	49%	26%

V 果樹産地へのアンケート結果詳細

◆アンケート調査票

産地協議会アンケート	
○所属県	都道府県を選択
○産地協議会名	
○果樹産地構造改革計画名称	
○産地の範囲	
○問い合わせ先	
・所属	
・役職	
・氏名	
・電話番号（市外局番から、ハイフンなし）	
・メールアドレス	

1. 貴産地協議会における果樹産地での担い手の育成・確保の取組等について、果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）などを踏まえて回答をお願いします。

（1）産地計画において、「新たな担い手の育成・確保」に関する記載があれば、以下に該当部分を抜粋し、転記してください。

（2）地方公共団体、JA、その他関係団体等が果樹産地において、新規就農者等の新たな担い手の就農・定着のために実施している取組について、該当する項目すべてにチェックしてください。

①人材の募集体制

・HP、SNS等による情報発信	☐
・就農相談会の実施	☐
・産地を知る取組（農業体験、農業アルバイト、移住希望者向け講座等）	☐

自由記載欄（選択項目にない取組事項や、チェックした項目に関する補足などを記載してください）

②人材の受入れ体制

・移住サポート（地域世話役やコーディネーターの設置等）	☐
・宿泊施設や住居の斡旋	☐
・生活費の支援	☐

自由記載欄（選択項目にない取組事項や、チェックした項目に関する補足などを記載してください）

③技術や経営の研修体制

・研修用園地（トレーニングファーム）の設置	☐
・熟練農家による指導	☐
・農業学校や研修施設での専門カリキュラム整備	☐

自由記載欄（選択項目にない取組事項や、チェックした項目に関する補足などを記載してください）

V 果樹産地へのアンケート結果詳細

◆アンケート調査票（続き）

④就農に向けた支援体制

- ・園地の確保（離農者のマッチングや未利用園地の斡旋）
- ・整備済みの樹園地の貸出又は継承
- ・農業用機械の導入又は貸出支援
- ・選果等の調製設備の導入又は貸出支援
- ・倉庫、作業場の導入又は貸出支援

☐☐☐☐☐

自由記載欄（選択項目にない取組事項や、チェックした項目に関する補足などを記載してください）

⑤就農後の営農継続のための支援体制

- ・未収益期間中の副業の紹介・斡旋
- ・継続的な営農・技術指導の実施
- ・改植・新植の支援
- ・農作業受委託やアルバイト等労働力の紹介・斡旋

☐☐☐☐

自由記載欄（選択項目にない取組事項や、チェックした項目に関する補足などを記載してください）

- （3）（2）の産地としての新たな担い手の就農・定着の取組の他、地域の有力な経営体が
独自に行っている新規就農者確保の取組

①ある（以下に取組内容を記載） ②ない

（記載例：〇〇農園は雇用した従業員を育成した後、経営者が手配した近隣農地に独立就農させており、これまでに●名が就農した。）

選択して
ください

- （4）産地において必要な担い手の確保状況（最も合う番号を選択）

- ①既に確保している。
- ②現時点では確保できていないが、今後確保の見込みがある。
- ③担い手確保のための取組を行っているが、確保の見込みがなく困っている。
- ④担い手確保のための取組が行えていないため、確保の見込みがない。

選択して
ください

- （5）新たな担い手を確保するため果樹支援対策で新たに予算要求している、民間団体等が実施する改植・新植や小規模園地整備等（未来型果樹農業等推進条件整備事業：担い手育成型）を活用したいか。（別添①参照）

①活用したい ②不要

選択して
ください

- （6）令和4年度から実施している就農相談体制の整備、先輩農業者等による技術面等のサポート、研修農場の整備を支援する事業（サポート体制構築事業）について、今後活用したいか（別添②参照）

①活用したい（以下に具体的に活用したいメニューを記載） ②不要

選択して
ください

V 果樹産地へのアンケート結果詳細

◆アンケート調査票(続き)

2. 以下の設問は、貴産地の産地計画に記載されているセンサス等の統計データや独自に把握しているデータ等を基に記入してください。記入できない欄は空欄で結構です。

(1) 対象品目(※)

※複数品目を1つの産地計画で策定している場合、主要品目を1つ選択し、当該品目について、回答してください。ただし、当該品目のデータがなく、全体の品目のデータを把握している場合は、品目計のデータを記入し、備考欄にその旨記入してください。

(2) 栽培面積(ha)の推移(※単位は記入しないでください)

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3

備考欄(データの出典や留意点等、補足すべきことがあれば記入)

(3) 生産量(t)の推移(※単位は記入しないでください)

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3

備考欄(データの出典や留意点等、補足すべきことがあれば記入)

(4) 出荷額(千円)の推移(※単位は記入しないでください)

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3

備考欄(データの出典や留意点等、補足すべきことがあれば記入)

(5) 栽培農家(戸)の推移(※単位は記入しないでください)

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3

備考欄(データの出典や留意点等、補足すべきことがあれば記入)

V 果樹産地へのアンケート結果詳細

◆アンケート調査票（続き）

（６）担い手の設定状況（産地計画で設定した担い手の数）（※単位は記入しないでください）

現状の農家戸数		農家戸数の目標値	
年	戸数	年	戸数
年を選択		年を選択	

備考欄（データの出典や留意点等、補足すべきことがあれば記入）

--

（７）高齢化の現状（65歳以上、70歳以上のいずれか記入）（※単位は記入しないでください）

	調査年	65歳以上	70歳以上
割合（％）	年を選択		

備考欄（データの出典や留意点等、補足すべきことがあれば記入）

--

（８）新規就農者の推移（親元就農含む）（※単位は記入しないでください）

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3

備考欄（データの出典や留意点等、補足すべきことがあれば記入）

--

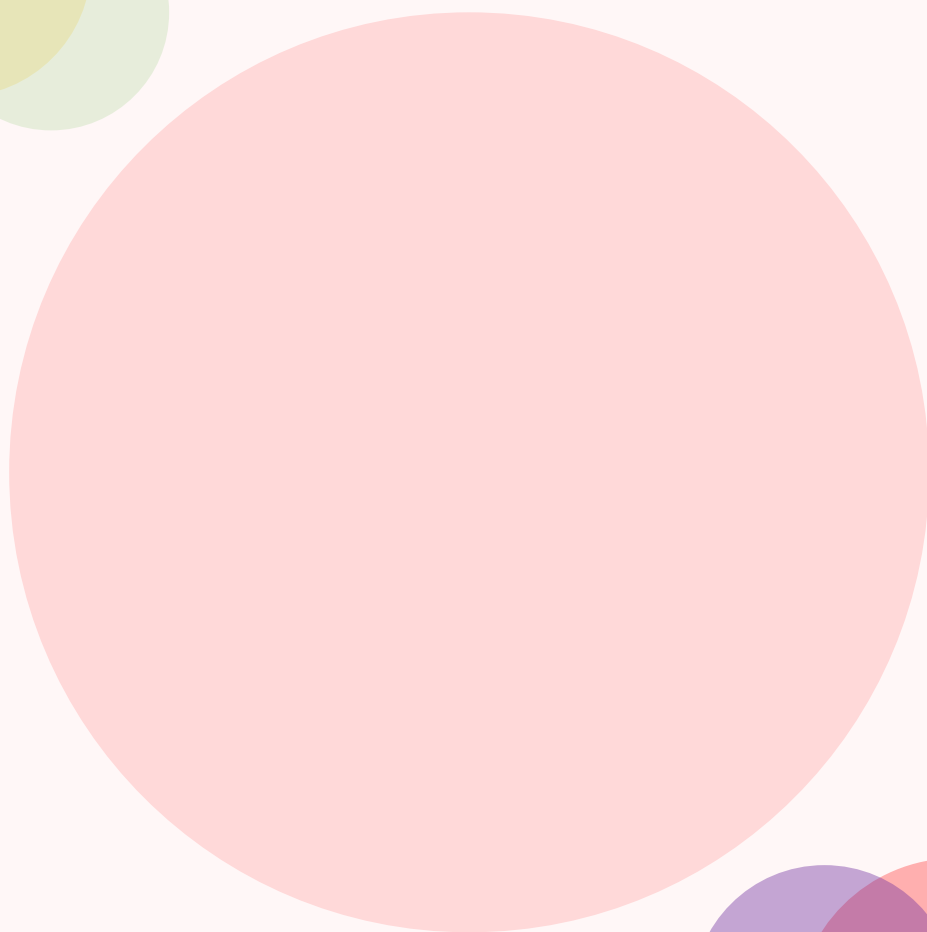
（９）後継者（就農済み又は就農見込み）がいる世帯の割合（※単位は記入しないでください）

割合（％）

備考欄（データの出典や留意点等、補足すべきことがあれば記入）

--

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。



【お問い合わせ先】

農産局果樹・茶グループ果樹振興班

電話番号:03-3502-5957